

10月16日(月)

出席委員

委員長 鈴木 真澄 君
副委員長 つる 伸一郎 君
同 石田 ちひろ 君
委員 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 高橋 伸明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 あくつ 広王 君
同 鈴木 博 君
同 横山 由香理 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 須貝 行宏 君
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡部 茂 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 藤原 正則 君
同 西本 貴子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中川原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

参 事
企画部財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱（危機管理室長兼務）
米 田 博 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

地域振興部地域活動課長
伊 崎 みゆき 君

地域振興部戸籍住民課長
提 坂 義 文 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
鈴 木 誠 君

文化スポーツ振興部
オリンピック・パラリンピック準備課長
小 川 陽 子 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
（児童相談所移管担当課長兼務）
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富美恵 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長
（臨時給付金担当課長兼務）
大 串 史 和 君

参 事
福祉部障害者福祉課長事務取扱
中 山 文 子 君

福祉部生活福祉課長
矢 木 すみを 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
西 田 みちよ 君

健康推進部健康課長
川 島 淳 成 君

健康推進部国保医療年金課長
三 ッ 橋 悦 子 君

品川区保健所生活衛生課長
井 浦 芳 之 君

都 市 環 境 部 長
藤 田 修 一 君

都市環境部都市計画課長
中村敏明君

都市環境部住宅課長
長尾樹偉君

都市環境部木密整備推進課長
高梨智之君

都市環境部まちづくり立体化担当課長
東野俊幸君

都市環境部建築課長
鈴木和彦君

都市環境部環境課長
小林剛君

品川区清掃事務所長
工藤俊一君

防災まちづくり部長
松代忠徳君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）
曾田健史君

防災まちづくり部土木管理課長
今井裕美君

防災まちづくり部道路課長
（用地担当課長兼務）
多並知広君

防災まちづくり部防災課長
古巻祐介君

会計管理者
齋藤信彦君

教育長
中島豊君

教育委員会事務局教育次長
本城善之君

教育委員会事務局庶務課長
品川義輝君

教育委員会事務局学校計画担当課長
篠田英夫君

教育委員会事務局学務課長
有馬勝君

教育委員会事務局指導課長
熊谷恵子君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大関浩仁君

選挙管理委員会事務局長
安井裕彦君

監査委員事務局長
江部信夫君

区議会事務局長
久保田善行君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長　ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

本日の審査に先立ちまして、ご案内申し上げます。本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、10月27日および10月29日に録画放送される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきましては若干の説明をいたします。総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内をお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党・子ども未来、品川区議会公明党、日本共産党品川区議団、民進党・無所属クラブ、無所属品川、品川・生活者ネットワークの順でございます。経過時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は一問一答形式にならないよう、また、理事者のご答弁も質問に対して的確かつ簡潔にさせていただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願いいたします。質問者は委員長より順次指名いたします。

それでは、総括質疑を行います。最初に、横山由香理委員。

○横山委員　私は、品川区議会自民党・子ども未来を代表いたしまして、石田秀男委員とともに総括質疑を行います。

健康について、教育について、子育て支援について、お伺いしてまいります。款別審査の中で、「健康は宝物です」とのご答弁がありました。私も同感でありまして、健康・教育・子どもたちは未来に向けての品川区の宝だと考えており、宝をしっかりと守っていくという視点を持って質問をさせていただきます。

1点目に、しながわデータヘルス計画の取り組みについてお伺いいたします。自民党より国に対する平成30年度予算概算要求として、データヘルス改革の推進に92億円を要望しています。これは、今年度の10億円から大幅に増加しているものです。健康寿命を2010年から2025年で2歳延伸していくことや、健康格差の縮小、食とスポーツ、現代版医食同源などの未病産業の育成、医療と介護の連携強化とICT化なども進めていく考えです。平成26年3月31日告示で、国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針の一部改正が行われ、保険者は健康医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保険事業の実施計画、データヘルス計画を策定し、実施することとなりました。品川区国民健康保険でも、これまでの事業の取り組みを活かし、健康医療情報を活用して、地域や個々の健康課題を把握した上で、効率的で効果的な保険事業を積極的に推進していくために、品川区国民健康保険データヘルス計画を策定しています。平成28年における品川区第二期国保基本健康診査等実施計画の現状と課題、しながわデータヘルス計画の現状と課題をそれぞれお聞かせください。

○西田健康推進部長　品川区第二期国保基本健康診査等実施計画でございますが、これは、国の特定健康診査等基本指針（「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条）に基づき、保険者である品川区が策定しております。この計画に基づき、生活習慣病予防、生活習慣改善への支援を目的とした国保基本健診事業、国保保健指導事業を実施しております。計画区間は平成25年から平成29年の5年間で、対象者は40から74歳の国民健康保険の被保険者となっております。

現状でございますが、国保基本健診事業につきましては、受診率が35.6%。ほぼ横ばいですが、徐々に増加しております。国保保健指導事業につきましては、実施率16.8%。こちらもほぼ横ばいの状況でございます。実は国の目標が、受診率・保健指導率ともに60%という高い目標値を掲げており、課題といたしましては、国の目標値に達するまでには、これからもかなり努力が必要ということでございます。なので各保険者において、やはり目標値の達成には苦勞していると聞いております。これからデータヘルス計画との整合性を図り、今後もこの事業は実施していくところでございます。

次にデータヘルス計画でございますが、国民健康保険では、これまで実施してきた保険事業の取り組みを活かしながら、保健医療情報を活用して地域や個々の健康課題を把握した上で、効率的・効果的な保険事業を積極的に推進していくために、この計画を策定しているものでございます。この計画期間は平成28年・平成29年の2カ年でございます。分析からわかってきたところといいますと、やはり健康診査受診率の低迷、それから生活習慣病リスク保持者が増加していること、それから重症化の患者が増加しているということがわかりました。この対策として、現状、3つの柱で、1つは健康診査受診率向上対策。これは、健康診査の新規受診者の勧奨だけでなく、今まで健康診査を受けてきた方のパターン別の受診勧奨、セミナー開催、啓発プロジェクトなど、さまざまな啓発を行っているところです。それから2番目の軽度リスク者対策でございますが、これは、個別の、その方に合った利用案内を工夫して送っていること、それから肥満者に対して、減量のポイントや目標値をチェック・アンド・アクションシートとしてわかりやすく書いたもの、それから減量カレンダーなどを新たな支援として行っておりまして、また、喫煙者対策として、卒煙セミナーとっておりますが、禁煙セミナーをモデル実施したところ、非常に参加者から好評で、この中から喫煙をやめたという方も出てきているようでございます。それから3点目の重症化対策でございますが、特に糖尿病・心疾患がございまして歯周病にかかりやすくなり、また歯周病を持つ方は心疾患や糖尿病が悪化するということが医学的にわかっておりますので、レセプト上、糖尿病・心疾患で受診歴のある方で歯科未受診の方に関して、受診勧奨パンフレットを配付し、歯科受診を勧奨する。この方法はとても効果的な方法と思っております。それから、健康診査結果から各自のリスクを明確にした通知を未受診者勧奨として行っているところと、それから6カ月間、医療機関にかかっているのだけれど、なかなかよくなる方については、個別に栄養指導等を行う保健指導を実施して、生活習慣病の改善を促しているところでございます。

今後の課題でございますけれども、先ほど申しましたように、受診率・保健指導率が、やはり国の目標に達していないということで、少しでも目標値に近づけることが大きな課題であると考えます。また、この目標達成には、行政だけでは難しい面もございまして、関係の部署や関係機関にもご協力を仰ぎながら進めていきたいと考えております。

○横山委員 課題として目標値に近づけるということ。国の目標が60%であり、大分、目標値が高い状況かと思うのですけれども、現在の品川区の状況を見据えながら、国の目標値に近づけていくよう努力をしていただきたいと思っております。それで、今も少しお話しいただきましたけれども、しながわデータヘルス計画の成果と、今後の国・都・区の方向性、そして区の進め方について教えてください。

○西田健康推進部長 まず成果でございますが、健康診査受診率向上対策につきましては、先ほど申しましたように、微増でございますが、新規受診者は増加しておりまして、特に40代・50代の受診率が2%ほど伸びました。それから軽度リスク者対策につきましては、申し込み率が1.7%伸びております。それから重症化対策でございますが、実施評価は分析中でございます。ただ、未受診の方で、すぐ医療機関につなげたほうが良いような緊急性の高い方につきましては、保健師が個別に電話かけを

しておりますが、その中で82%の方が受診したという確認をしているところでございます。

国・都・区の方向性につきましては、国は、データヘルス計画の在り方に関する検討会を実施し、今年9月にデータヘルス計画策定の手引きを公表しております。また都は、医療計画、医療費適性化計画を改訂する方向で現在検討中であると聞いております。区は、国や都の動向を踏まえ、品川区第二期国保基本計画等実施計画の改訂とともにデータヘルス計画を改訂していく計画となっております。区の進め方につきましては、今年度、この策定委員会を4回開催し、品川区第二期国保基本検診等実施計画とデータヘルス計画の改訂に向けて検討を進めている最中でございます。

○横山委員 各地域ごとの分析結果についてもお知らせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。また、厚生労働省のデータヘルス計画の在り方に関する検討会におきまして、他の自治体と比較して、品川区はどのように評価されておりますでしょうか。また、他の自治体の好事例というのも公開されているかと思うのですけれども、品川区に共有できるような事例はありますでしょうか。お聞かせください。

○西田健康推進部長 各地域ごとの分析でございます。地区は6地区分割で、豊町、八潮、荏原、品川、大崎、大井の6地区の分類で、今、健康診査状況、肥満状況、喫煙状況など分析中でございます。

それから厚生労働省の品川区の評価というのは、なかなか言いづらいのですけれども、非常によいです。データヘルス計画の在り方に関する検討会を、国で持っており、品川区はこの構成員に選定されまして、国保医療年金課の保健師が参画しております。それから、このデータヘルス計画の在り方に関する検討会の中で品川区の事例が取り上げられていまして、医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会・関係団体との意見交換をやる中で、みんなで計画をつくろうという機運が盛り上がっているところで非常に協力的であり建設的に会議が進められているのは、なかなか他の自治体は難しい部分もあるようで、これは大変評価できると聞いております。

それから、他自治体の事例でございますが、さまざまな施策を展開しているということは、いろいろな情報で得ているところでございますが、地方の村であったり町であったり県であったり、さまざまな施策展開をしておりますが、品川区もよくその事例に載せていただきます。ただ、自治体もいろいろな状況がありますので、今後は他自治体の情報を収集しながら、品川区に合った、独自の施策展開ができればと思っております。

○横山委員 厚生労働省の検討会でも品川区は好事例を評価されているということで、品川区、各関係機関、地域が連携しての取り組みというところ、地域包括ケアのほうでも活かしていけるのかと思いますので、品川区として、よい事例をどんどん発信していただいて、また、他自治体の事例も取り入れていただきながら進めていただきたいと思っております。

また、高齢者医療、保健衛生、介護、財政、企画、生活保護など、他の部門との連携について教えてください。データヘルス事業による品川区の健康施策全体に対しての影響と、今後、どのような見直しがされ、平成29年度・平成30年度以降の各施策へと反映されていくのでしょうか。お願いいたします。

○西田健康推進部長 他部門との連携ということでございます。健康には、さまざまな切り口がございます。さまざまな連携も必要となってまいります。特に今後は高齢者が増加してまいりますので、委員ご指摘の関係部署とは、なお一層、連携強化しながら、施策展開を考えていきたいと思っております。

それから健康施策全体に対しての影響につきましては、データヘルス事業において、レセプトの分析に基づいた評価などを実施しておりますが、品川区全体の1指標として捉え、今後の健康施策全体にも

関係してくるものと考えております。また、今後は、先ほども申しましたように、高齢者が増加してまいります。今まで基本健康診査はメタボ対策というのが中心でしたが、今後はメタボだけでなく、その後続く高齢者の虚弱であるフレイルやロコモ等も視野に入れる必要が出てくるのかとも考えているところでございます。

それから、見直しと、今後の展開でございます。データヘルス計画において、先ほど申しました、健康診査受診率向上、軽度リスク者対策、重症化対策という3つの施策展開をしてまいりました。見直しに当たり、現在策定委員会を開催し、積極的に進めているところでございます。この間、国や都の動きが速くなっており、医療費の適正化、ジェネリック医薬品の展開など、新しい計画に取り入れるものも必要になってきている状況でございます。そういう情報もきちんと捉え、この計画に反映できればと考えているところでございます。健康は宝物ということで、健康という宝物を持って区民全ての方がよりよい人生を送れるよう、今後も引き続き努力してまいりる所存でございます。

○横山委員 今ご答弁がありましたように、メタボ、ロコモ、また未病など、さまざまな新しい課題というか、そのようなことも出てきてまいりますので、国や都のスピードに合わせて、区もぜひ情報を収集しながら、引き続きデータヘルス計画を進めていただければと思っております。

2点目に、款別審査でも我が会派より質問いたしました。区内の公衆浴場の状況についてお伺いいたします。全国的に自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少によって、経営の悪化や後継者難による廃業、その有利な立地を活かした他の事業への転換などによって、公衆浴場が年々減っており、浴室を有しない世帯の入浴の機会を確保することが課題となっているかと思えます。総務省の平成20年の住宅統計調査によりますと、住宅の浴室保有率は95.5%、また都内では97.6%ということです。品川区内と23区の公衆浴場の現状を教えてください。また公衆浴場の地域での役割をどのように捉えておりますでしょうか。区が公衆浴場を支援するためこれまでにどのような施策を講じてきたのかをお聞かせください。

○西田健康推進部長 区内の公衆浴場は、平成元年に85軒ありましたが、減少を続けており、今年9月には海水湯が、10月いっぱい記念湯、中延の金春湯が廃業すると聞いておりますので、区内の公衆浴場数は24軒でございます。この公衆浴場の減少は品川区だけではなく、23区の公衆浴場に関しても、平成元年に1,770軒あったものが、平成28年3月末現在562軒と大幅に減少しております。

次に、公衆浴場の地域での役割でございますが、やはり区民の入浴機会を提供することによって、健康増進、それから住民相互の交流促進の場となっているということで、人々が集う貴重な地域資源でありますし、また東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国人観光客を呼ぶための観光資源にもなり得るということで、少しでも多くの公衆浴場に継続していただきたいと考えております。

今までの区の支援策でございますけれども、平成26年度の10月補正で、公衆浴場に対する設備整備補助金の補助率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、助成限度額を200万円から300万円まで引き上げました。また、出会いの湯の会場使用料に当たる委託料を1回2万5,920円から2万7,940円に増額しているところであります。それから今年度、当初予算で、品川区公衆浴場商業共同組合に対し、AEDの設備補助を行いました。今後とも支援を継続していきたいと考えております。

○横山委員 これまでもさまざまな支援策を講じていただいている中で、今後の支援の課題というところ、また区民の健康づくりの拠点としての公衆浴場のあり方について、オリンピック・パラリンピッ

クの観光資源という視点からも聞かせていただきましたけれども、どのように捉えているのでしょうか。区のご見解をお伺いいたします。

○西田健康推進部長 今後の支援の課題や方向性につきましては、区全体では、健康課以外にも、商業・ものづくり課による浴場組合のイベント実施への補助、それから広報広聴課による浴場内掲示板の維持管理経費なども支出しているところでございます。特に健康課による支援策といたしましては、やはり公衆衛生上の観点から、水回りやボイラーなどの設備改修を支援するほか、公衆浴場を区民の健康づくり施策として位置づけるとともに、出会いの湯の実施における浴場の負担軽減などの、支援策を講じてきております。今後は公衆浴場への現状分析や経営支援といった観点から支援が必要となってくることもあるかもしれません。関係各課ともしっかりと連携して、引き続き全力で支援してまいりたいと考えております。

○横山委員 現在の課題を分析していただきまして、経営支援等の関係各課との連携もさらに深めながら、早急で、かつ適切な支援の構築をお願いいたします。

3点目に教育についてお伺いいたします。日々、教育に対して期待を抱く区民の方々のお声をお聞きしております。そこで、品川区における教育とは何でしょうか。区民が教育に対して最も期待している内容について、区はどのように捉えておりますでしょうか。

○本城教育次長 教育とは何かなどについてのお尋ねでございますが、まず品川区教育委員会といたしましては、教育目標として、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち、みずからの未来を切り開いていくことができるようにすることを、区の基本目標として掲げているところでございます。

区民の皆様がご期待する内容といたしましても、子どもたちがこのような力をしっかりと身につけて、将来大人になったときに、地域や社会の形成者としてその責務を果たしていくことに強い期待があるのではないかと考えているところでございます。そして一方、区立学校に通う保護者のアンケートを見ますと、品川区の教育に対する具体的な期待として、学力の向上を挙げる保護者がアンケートで多く見られるものでございます。その背景といたしましては、これから子どもたちが迎える多様で変化の激しい社会の中で、そのような時代を生き抜く基盤として学力の向上が不可欠であるという保護者の皆さんの強い思いがあるからと感じているところでございます。教育委員会といたしましては、そのような期待を踏まえまして、次代を担う子どもたちに必要な力をしっかりと身につけることの重要性を地域や社会と共有しまして、今、品川教育ルネサンスとして進めている品川教育の推進をさらに進めていきたいと考えているところでございます。

○横山委員 品川教育ルネサンスを通して、保護者の方々の期待ですとか、また品川区の教育というところで挙げている、地域における大人になってからの責務を果たしていくような子ども、また生き抜く力など、子どもの力を育てていくということをお伺いいたしました。

款別審査の中で、理科の薬品管理に関する質問があったのですけれども、今回、個別の事案をお聞きしたいというところではなく、監査におきまして同じような指摘が数年、数校にわたって繰り返されているというケースにおきまして、指導、管理体制の見直しと徹底ということを実践していくとのご答弁がありました。それは実施していただきたいのですけれども、同時に、その背景には何が起きているということを分析していらっしゃるのでしょうか。このような課題の発生時は、学校教員の方々が成長していくための1つのチャンスとして捉えることができると考えています。教育委員会はそのチャンスをどのように活かしておりますでしょうか。1度発生した事案が発生しづらくなるような仕組み・体制

について、また、いつ、どこで、誰が担当しても同じ成果を出せる方法について、さらに、発生した個々の課題の背景を読み解くことで、どのように真の解決法というものを導き出しているのか、教えてください。

○本城教育次長 理科で使用する薬品管理につきまして、監査で何度も問題点を指摘されたことの原因としましては、学校組織の中で、例えば異動による引き継ぎ不足や失念、力量不足等が重なる中で、再三にわたる注意喚起にもかかわらず、学校における組織的な管理体制が不徹底であること、そして、他校での事案発生を他山の石として各校に徹底し切れなかった私たち教育委員会事務局としても、強くその責任を感じているところでございます。

そして再発防止のためには、まず薬品管理事故が子どもたちの身体の危険にもつながる可能性のある重大な事案であることの意識を、従事する学校の教職員全員に改めて徹底させ、その上で薬品管理の適正な作業手順を継続的に遵守することを、組織全体で一層徹底していかなければならないと考えているところでございます。そして、そのような薬品の管理の徹底を組織的な取り組みとして実現するに当たっての重要なポイントといたしましては、1つは、理科担当に任せきりにするのではなく、チームとして取り組んだり、複数の目でチェックするなど、組織的な体制をしっかりとつくっていくこと。それから、外部や第三者的な目を入れまして、学校管理職や担当者の意識に緊張感を持たせること等も、大切であると考えているところでございます。そのようなことは、安全管理のみに限った課題ではなく、例えば現在、学校運営にとって重要性が指摘されていますチームとしての学校という観点からも大切な視点でありますし、今、品川区が推進していますコミュニティ・スクールの推進にとっても重要なポイントであると考えているところでございます。今後はそのような認識に立って、品川教育をさらに推進するための1つの大きな契機としていきたいと考えているところでございます。

○横山委員 教育委員会で、課題が発生したときに、しっかりとそのサポート体制を敷いていただいているということを確認できまして、安心しております。児童生徒、保護者のみならず、学校や教員の方々にも一緒に成長していただきたいと私は考えております。そして、品川区の先生方はリスペクトされるべき存在であり、先生方に敬意を表し応援する機会として、将来、品川ティーチャーズデイのような機会が設けられることを私は切望しております。

そして次の質問にまいります。4点目に、子育て支援と児童虐待の防止についてお伺いいたします。平成12年に制定された児童虐待防止法の施行から15年以上の年月が経過いたしました。現在、児童虐待については、発生予防、早期発見と早期対応、虐待を受けた子どもたちの保護や自立に向けた支援など、切れ目のない支援が行われるよう対策が進んでおります。しかし、平成28年度に全国の児童相談所で受け付けた児童虐待相談の対応件数は、速報値で12万2,578件となっており、過去最高の件数です。平成27年度に初めて10万件を超え、その翌年度に約2万件も増加しています。全国的に、家庭・地域における養育力の低下、子育ての孤立化や負担感が増えていること、地域の関係機関の連携がまだまだ不十分な場合があること、社会的擁護を必要とする児童は自立に時間を要することが多いなど、子どもたちをめぐる課題の大きさ、深刻さを改めて痛感しております。児童虐待の発生予防から、虐待を受けた子どもたちへの自立支援まで、一連の対策のさらなる強化を図るため、児童虐待防止対策強化プロジェクトが策定され、昨年5月27日に児童福祉法が改正されました。そこで、昨年の児童福祉法改正のポイントとなる点、品川区を含む特別区への影響について、ご所見をお聞かせください。

○福島子ども未来部長 昨年5月の児童福祉法の改正でございますが、一番大きかったと思いますのは、理念規定が見直されたというものでございます。つまり、児童の権利に関する条約の精神に則り、

児童は、適切な養育を受け、心身の健やかな成長と発達、そして自立が図られること等を保証される権利を有することが明確化されました。それに基づき、児童虐待についての対応が強化されたというものでございます。また、品川区をはじめとする特別区への影響でございますが、特別区はこれまでは児童相談所を希望しても設置できませんでした。それが、今回の改正によりまして、特に都市部におきまして、児童相談所を中心に、児童虐待や困難ケース、あるいは複雑なケースの対応について、きめ細やかな対応が求められているということでありまして、大都市であります特別区にも児童相談所の設置が可能となったものでございます。

○横山委員 昨年の法改正によって児童福祉法の理念が明確になったこと、また品川区をはじめとした各区が児童相談所を開設できるようになったことがわかりました。

5点目に、児童相談所についてお伺いいたします。児童相談所の移管をめぐる経緯については、昭和からの古く長い歴史があります。平成23年12月の都区のあり方検討委員会において、児童相談行政のあり方については、都と区が協力し、都区間の連携や体制など幅広く検討すべき課題となることから、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途、整理していく必要があることが確認されています。その後、平成24年2月には、児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会が設置され、新たな検討が開始されましたが、都区双方の主張の隔たりは埋まらず、長期にわたって膠着状態が続くことになりました。そして、先ほどのご答弁のとおり、平成28年5月の法改正を経て、区が児童相談所を設置することができるようになりました。今年度の行財政改革特別委員会の調査事項に児童相談所移管がありまして、私も本特別委員会の委員として参画させていただいておりますが、先月、9月の委員会では、金沢市児童相談所の視察についてが報告事項となっております。その際に、子ども未来部長も石川県金沢市の児童相談所を視察されたということをお伺いいたしました。現地の児童相談所の状況、一時保護所の様子など、視察の成果について部長はどのようにお考えでしょうか。感想も含めてお聞かせください。また、金沢市を視察先として選定されました経緯につきましてもお聞かせください。

○福島子ども未来部長 本年7月に石川県金沢市の児童相談所を視察してまいりました。金沢市を視察先として選定しました理由でございますけれども、平成16年の児童福祉法の改正によりまして、これまで設置できなかった中核市においても設置が可能となりました。数ある中核市の中でも実際に設置したのは、神奈川県横須賀市と石川県の金沢市の2市のみでございます。現在でもこの2カ所の事例にとどまっておりますので、先進地である金沢市を選んだということでございます。

視察の成果でございますけれども、金沢市は人口約45万人と、品川区の人口規模とそう離れておらず、都市の規模としては大変参考になると思っております。また、児童相談所開設時の苦労や、子どもに関する相談は全て児童相談所が受けるという職員の思いをじかに伺っていただくことができました。また、一時保護所と児童相談所が併設されておりました。そうすることにより、両所の職員同士のコミュニケーションが十分図られ、また一時保護されている子どものケースワークなどについても両方の職員が一緒に行うということで、結果としまして一時保護の期間が短くなるといった成果も上げているということも見てまいりました。また、東京都におきましては、多くの児童相談所と一時保護所が分かれておりまして、品川区で設置する際には、このような点も配慮しながら、施設のあり方については併設のメリットや意義についても十分検討していきたいと考えております。

○横山委員 児童相談所は児童福祉法を根拠として設置される行政機関で、子ども本人、家族、学校、地域などからの子どもの関する相談に応じて、子どもにかかわる問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉やその権利の擁護を主たる目的

としています。これまで東京都では、市区町村が設置している子ども家庭支援センターを児童相談の第一義的な窓口として、そして東京都が設置している児童相談所については、専門性の高い困難事例の対応窓口として役割分担をしてきました。しかし、区民にとって身近な存在である基礎自治体、つまり区が、権能の拡大を図っていくことが、時代の流れであります。大都市東京の基礎自治体である品川区をはじめとする各区が児童相談行政を一元的かつ総合的に担っていくことは、まさにこの流れに沿ったものと確信しています。そこで今後、設置を進めていく品川区の児童相談所が目指す姿を教えてください。これまでの品川区の子ども家庭支援センターの機能との統合や、ネウボラ、子ども食堂などの他の子育て支援施策との連携の強化、課題解決のスピードアップ、丁寧なケース対応など、新たな児童相談体制についてもお聞かせください。区が児童相談所を担うことにより、部分だけでなくケース全体を見渡すことができるようになりますが、他の部門への影響について、どのような影響が出てくるのでしょうか。予測可能な範囲で教えてください。また、現時点における、5年先、10年先を見据えた計画の見通しと、短期・中期・長期の目標についてご所見をお伺いいたします。

○福島子ども未来部長 品川区の児童相談所の目指す姿でございますけれども、子どもと家庭への支援につきましては、本来、その生活が営まれている身近な地域内でなされるべきであります。住民の身近な基礎自治体である品川区が児童相談所の機能を担い、母子保健事業や児童センターとの事業との連携、さらには地域での見守りによる児童虐待の未然防止体制を強化することで、子育て全般にわたるきめ細かな相談と支援を受けることが可能になると考えております。また、子育て支援から要保護児童施策まで、一貫した児童福祉施策の実施が可能となりまして、また保健所、保健センターをはじめとした、保健・福祉にわたる総合的なサービス等の提供が可能となってまいります。今後の見通しでございますが、まずは短期的には、現在、東京都が行っております児童相談所の機能を、しっかりと着実に受けとめるということが最も重要であろうと考えております。その先に、中長期的には、これまで区の子ども家庭支援センターの運営で得た経験や実績を基盤に、区が築いてきました関係機関とのネットワークを活用しつつ、支援と介入という異なる機能をしっかりと融合させながら、虐待予防から一時保護、そして社会的擁護や家庭復帰などを切れ目なく一貫して支援する仕組みを構築していくことが重要であろうと考えております。

○横山委員 児童相談所の設置を希望する区に対しての東京都の支援状況についてお伺いいたします。児童福祉法の改正によって、法令上、児童相談所は設置という位置づけになりましたが、これまでの都区の協議の状況、さまざまな過去の経緯を踏まえますと、移管という立場に立つべきです。移管と設置の定義と意味合いについてご見解をお聞かせください。金沢市は、児童相談所の設置に当たりまして、石川県からの全面的な協力があつたことをお伺いしました。本来であれば、設置を希望する特別区に対して東京都からの全面的な開設支援があるべきです。児童相談所を早期に開設するために、東京都からの支援は不可欠と考えますが、現在の協力と支援の状況はいかがでしょうか。多方面からの協力と支援を受けることはできないのでしょうか。例えば、国や民間などを活用してはいかがでしょうか。また、早期開設のために東京都に対して十分な協力と支援を求めつつ、他の先進的な取り組みをしている県・市・モデル3区などとの情報共有、人材交流、特別区での合同研修会など、多方面からの協力と支援を受けていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。さらに、国内だけではなく、家族政策の一環として、児童手当や保育サービスの強化、多子世帯の税制優遇などで合計特殊出生率を大幅に回復し、先進国の中でも高い出生率を維持しているフランス、三、四歳の幼児教育無償化や子どもの貧困対策に力を入れているイギリス、里親支援など民間セクターの導入が進んでいるオランダ、休暇制度など

の共働きのサポートと子育て支援策が充実している北欧諸国、また幼保を一元化し、保護者主導のプレイセンターといった、さまざまなタイプの子育て支援が行われているニュージーランドなど、今後も海外の子育て支援、児童虐待防止、児童相談所の先進的な事例を積極的に研究し、参考にしながら、グローバルな視点を持って課題解決に当たっていただきたいと要望いたします。

○福島子ども未来部長 設置と移管でございますが、法令上は、文字どおり、設置を希望する区が政令の指定を受け、設置するものでございます。しかし、特別区としましては、都から一定の人材や財源、施設等が引き継がれるということを念頭に置きまして、移管という立場に立っているというものでございます。具体的には、人材について、開設の前後を通じまして、区職員の十分な受け入れ、また逆に都からはベテラン職員の区への派遣による人材育成の支援といったものが求められます。また、身分の切りかえを含めた専門的なノウハウの供与があってもいいかと考えております。また、財源につきましても、区としましては必要な財政上の措置を都に求めてまいります。

東京都の支援の状況でございますが、派遣規模の若干の拡大がございましたし、また事務の説明会の開催、モデル3区との協議などは行っておりますが、かなり限定的でございます。不十分と言わざるを得ません。さらなる派遣職員の受け入れ枠の拡大、ノウハウの供与、設置を希望する各区との個別の直接協議の場の設置などを求めてまいりたいと思っております。また、先行する神奈川県が横須賀市に対して、また石川県が金沢市に対しまして実施しました全面的な協力・支援を、東京都にも求めてまいります。また、多方面からの協力と支援につきましても、設置の思いを同じくする各区の協力、さらには先進都市からの情報供与などを最大限に活用してまいりたいと思っております。最後に諸外国で行われておりますさまざまな子育て支援に関する取り組みにつきましても、成功事例から学び取りまして、区の課題解決に努めてまいりたいと思っております。

○横山委員 児童相談所開設への道のりは決して簡単ではないこともまたわかりました。しかし、児童の権利に関する条約の精神である子どもの最善の利益の実現のために、今、品川区が児童相談所を持つという意義は非常に大きいと考えております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、横山由香理委員の質疑を終わります。

次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 横山委員に引き続きまして、総括質疑をさせていただきます。

まず初めに、品川駅南地域と京急連続立体化、それに関連して観光施策について伺います。

初めに、品川駅・田町駅間の新駅の整備計画と品川駅の再整備計画をタイムスケジュールも含めて、改めて詳細にお知らせいただきたいと思っております。京急連続立体化も同様にお知らせください。また、それぞれの計画に対しての区の考え、評価、それから南地域に与える影響、そして南地域のまちや南地域の街区ごとの計画、それから今の進捗状況、南地域をどのようなまちにしていこうと区が考えているのかも、順を追って詳細にお知らせください。

○藤田都市環境部長 新駅等にかかわります整備計画についてでございます。

新駅でございますけれども、現在、品川駅周辺まちづくり協議会といたしまして、品川区や港区、都や国、鉄道事業者、それから民間事業者などで構成された協議会がございまして、その中で情報共有をしているところでございます。品川駅北周辺地区、いわゆる新駅の付近では、平成29年3月にまちづくりガイドラインが示されましたが、具体的な計画はまだまだ明らかにはなってございません。新聞報道等によりますと、160メートル前後の高層ビルが8棟、建築を予定してございまして、そのうち

の3棟がマンション、5棟がオフィス・商業施設の入る複合ビルの予定であると聞いてございます。この再開発地区で働く人の数は10万人規模になる見通しとなつてございまして、六本木ヒルズの3倍以上、品川区エリア全体では20万人以上が働くようになる見込みだと、丸の内に匹敵する規模だというような形での報道がなされているところでございます。また、品川駅西口地区、ホテル等も含めた街区でございすけれども、こちらにつきましては、駅前広場を中心とした、基盤整備と合わせたまちづくりとして、MICE、それから業務、商業、滞在、居住などの複合した拠点形成をイメージしているというものでございます。これとは別に、田町駅の周辺や浜松の駅周辺などでもさまざまなまちづくりの動きがあるということで認識してございます。

新駅でございすけれども、オリンピックのときには暫定開業するというので、これに向けて進めているところだということ聞いてございます。また、京急の立体化等につきましては、リニア中央新幹線が平成39年に開業の予定になってございすけれども、これに向けまして整備を進めていきたいということで、現在、都市計画の手続を進めているところでございます。

また、こうした地域が南地域に与える影響でございすけれども、現在、東京都では、2040年代の東京都の目指すべき都市の姿や戦略を明らかにいたしました都市づくりのグランドデザインを公表してございます。こちらの中には、天王洲、北品川を中枢広域拠点としており、地域の将来像といたしましては、羽田空港へのアクセスの利便性を生かしまして、都市基盤の整備や土地の高度利用などにより、業務・商業・文化・居住等の集積が進み、運河の護岸や遊歩道の整備、水辺に顔を向けた商業施設や文化・交流施設の立地により、回遊性があり、船からの眺望にも配慮した、にぎわいと魅力ある空間を形成していきたいとしてございます。区といたしましては、このような計画は、新駅の構想が明らかになった段階で出されているものであり、このようなことに向けて、私どものまちづくりビジョンといったものと含めまして、しっかりと進めていきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 再度伺います。詳細に順を追ってという話をしました。発表されているものと、発表されていないけれど情報をとっているものを分けて話をしないと、今のぐるぐりの話はわかりました。けれども、例えば、新駅の協議会には、サッカー関係者も参加している。そうすると、そこにはサッカー専用の競技場をつくらうではないかという話も持ち上がっていると聞いています。この辺が合っているのかどうか。それから、新品川駅については、例えば南側に自由通路をつくらうではないか、そして地下鉄も通そうではないか、あわせて京急も地平化していく、順を追ってということ踏まえた答弁がなかったけれども、本年度、スケジュール感という話でいくと、年末ぐらいには案が出てくる。そうすると、案が出てきて決まっていけば、あとは事業を実施していくということになる。それに伴って、区が駅前広場というものも、今、提案している。この辺の情報は、やはり区としてもしっかり捉えて、私が今、質問した中で、詳細に順を追ってと言ったので、再度、その辺を含めて、新駅の設置、品川駅の改装、そして、区画整理事業も行われるわけです。そうやってきたときにどういうことがあって、それを捉えて今の品川区がどこにあるのか、どういう位置づけを品川区はしていくのか。これを考えていく中で、最初の計画、どこまで捉えて、どういうふうにならざるかを評価していくのか。新駅は100万平米となるわけです。そういうことも含めて、これからどういうふうにしていくのか。もう一度、詳細に順を追って教えてください。

○藤田都市環境部長 今お話がございました、発表されているものと、それから発表ではなく新聞報道等によるものが、複雑に絡み合った内容でございす。新駅といいますか、品川駅の関係の協議会でございすけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、メンバーとして、国、もちろん港区や品

川区も入ってございますし、鉄道事業者、それから民間の事業者が入ってございますけれども、私どもとしては、その中にはサッカーのメンバーが入っているという形では認識してございません。また、南側の自由通路の関係でございますけれども、こちらは品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン等の中にも明確にうたわれてございまして、品川区といたしましては、南側の自由通路についてはしっかりとつくっていただき、品川駅南の開発のほうへしっかりとつなげていくことが大切だと考えてございます。また、地下鉄のお話もございましたけれども、こちらは交通政策審議会の中の1つのプランとして出されているものでございまして、品川駅は非常に乗降客も増えてきてございますけれども、地下鉄がない駅でございます。そのような中で、地下鉄の必要性についても、交通政策審議会の中で議論がございました。また、京急につきましては、先ほど委員からもお話がありましたとおり、地上におりということで、現在、ちょうど東西自由通路がございまして、この東西自由通路、京急が2階レベルにあるということで、そちらで分断しているような形になりますけれども、こちらを地上におろす。そうすることで、東西自由通路、それから品川駅の西の街区の開発に向けてつないでいくことができるようになります、今、計画が立てられているものでございます。

○石田（秀）委員 大変壮大な計画だと私は思っております。現在でも品川駅は、もう皆さんご存じのように、乗降客は渋谷駅を抜いて4位になっている。今後、この計画が遂行されていく。もちろん羽田空港も含めると、私は、全世界の人々の流れが大きく変わる計画だと、こういうことを言っても過言ではないのかと思っています。そうすると、先ほど話がありました、品川駅の南側の自由通路ができれば、南地域は徒歩5分のところに位置づけされるわけです。そうなったときに、品川区としては、先ほど言った品川駅や新駅を含めたこの開発はチャンスだと捉えているのか。私はチャンスだと思っています。これに何かしら品川区として判断をしていかなければ、私は乗り遅れるのだろうと思っています。羽田空港があって、それから品川駅があって、それは品川区、あえて品川区という言い方をしますけれども、品川区の、南地域を通過していく。こういうことがあってはならないわけで、そういうことに対して、先ほど言った評価、今、こういうものをどう捉えて、乗り遅れないためにはどうしていくのか。こういうことをどう考えていらっしゃるのかを伺います。

それから、具体的に言うと、例えば5分に位置づけられるのは、今は北街区だと思っていますけれども、それでは最初に案として出されたものについては、ではオフィス、それからホテルの誘致はあったとしても、この辺のところの北街区について、区はどうお考えなのかを聞かせていただきたい。そして、西街区については、私は、旧東海道の道幅を残した街道が残っているのは日本で唯一だと思っています。そうすると、そこはやはり、観光するにしても文化を残すにしても、旧東海道はしっかり守っていかなくてはならないと思っています。この辺のところも含めて、南街区は置いておいたとして、北、西の辺をどのような形で品川区も捉えてまちづくりを考えていくのかもあわせて教えてください。

○藤田都市環境部長 まず、私ども品川区といたしましては、品川駅南地域のまちづくりをしっかりと進めていく必要があると考えてございます。このような中で、今、東京都等が進めておりますアジアヘッドクォーター特区等のエリアなどについても、現在、ちょうど踏切を解消するようなエリアまでしか区域が含まれていないということで、国家戦略特区というような言い方もございますけれども、それとは別のアジアヘッドクォーター特区もございまして、そのエリアの拡大をし、ぜひ品川駅の駅南地域全体をしっかりと位置づけることで、まちづくりにつなげていければと考えてございます。このような中で、もちろんその計画の中では、歴史や水辺といったものをしっかりと評価して、事業として取り組んでいくとしているものの、品川駅周辺のまちづくりの中での水辺あるいは歴史といったものを取り込

みながらやるような場所が、はっきり言ってなかなかないというような状況でございまして、ぜひこのような品川区の水辺、それから歴史といった資源を活用しながら、しっかりとあわせてまちづくりを進めていきたいと考えてございます。

それから北街区、こちらは品川駅南の品川浦の関係の北街区でございますけれども、こちらはやはり品川駅から品川区に入ってくる一番最初の入り口の部分でございます。ここの部分でしっかりと人を呼び込むというような形がとれることが、やはり重要だと考えてございます。また、西街区でございまして、こちらは京急の立体化とあわせて、まちづくりを進めていくべきもので、こちらの中での旧東海道の位置づけは、やはり私どもも、道幅についてしっかりと守っていくようなことも含めまして、ちょうど入り口の部分と京急の立体化の高架する部分が重なってくることもございますので、そのような部分について、景観も含め、しっかりと考えていく必要があると考えてございます。

○石田（秀）委員 今、アジアヘッドクォーター特区のお話がありました。北街区をどうしていくのか。オフィス棟という話が、アジアヘッドクォーター特区だとそういう話もあるのだろうけれども、先ほど人を呼び込むという話もありました。そうなってくると、これはいろいろな方に聞いた中で、新駅には5棟のオフィスビルで100万平米という話がありました。今、南地域にオフィス棟を建てるということは、多分これは集客できないのだろうという意見が大勢だと思います。そうなってくると、では区も人を呼び込んでしっかりやっていく。そう考えると、人を呼べるのはホテル誘致か、あとは住宅棟になっていってしまう。そうやってきたときに、住宅棟でいいのか。先ほど言った、南街区は住宅棟にしていこうという話は、それはそれでいいということです。ただ、先ほども何度も言っているように、私は、北街区には、人を呼び込むのであれば集客施設をつくっていくべきだろうと思っています。私は個人的には、マディソン・スクエア・ガーデンをつくれと何度も言っています。これは理由があります。先ほどのサッカーの話は、サッカー関係者というのではなくて、大学の准教授が入っているということにしておけばよかったかもしれないけれども、そういう形でいけば、北街区については、品川浦も整備される。そして土蔵相模も復活していこう。それで、西街区で駅前広場も整備していこう。今、こういう話がある中で、やはり人を呼び込むのであれば、北街区、特に西街区も含めて、私は集客施設、北街区にはマディソン・スクエア・ガーデンのようなものがあると思っていますし、交通広場は私は設けるべきではないと思っています。ただ、これは東京都も含めて、こういう連続立体化があると、日本全国、広場をつくるというと、全て交通広場だということも理解しています。だけれども、今、この北品川という地にあって交通広場が必要なのかと、私もこれは疑問を持っているところであります。旧東海道を守るのであれば、両面から使える店舗を誘致していく。それで、広場に、私はゴジラの頭でも建てればいいのかと思っています。これはもう、全世界から人を呼べると思っておりますし、こういう形で整備をしていく。それで、土蔵相模の整備をしていけば、もっと言えば面で、旧東海道の本陣を復活させてもいいと思っています。こういう形で1つのまちをつくっていく。この辺のところを、先ほど言った、人を呼び込む集客施設の考え方について、北街区、西街区においてどのように考えているのか。もう一度お伺いしたいと思います。

○藤田都市環境部長 品川駅南地域の中で、重点検討区域というような形で、品川浦周辺地区を位置づけているところでございます。こちらの中では、特に品川駅港南口からつながるような部分でございまして、品川駅南地域まちづくりビジョンでも、拠点性とにぎわい、文化性を兼ね備えたまちの形成に取り組む必要があるとしているものでございます。特に北街区では、現状ではなかなか、大きな都有地等もございまして、行政目的がはっきりしていることもありますので、このような動向も注視し

ながら、集客施設等のあり方等についても考える必要があるのかと考えてございます。どのようなにぎわい、集客施設が必要なのかは、さまざまな可能性の中で検討していく必要があると考えてございます。

それから、駅前広場あるいは歴史の復活のような部分のあり方については、まちづくりを進めていく中で、旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会の皆様方ともしっかりお話ししていくこと。それから、地元の町会、商店街の方々ともしっかりお話をしながら、今後どうあるべきかについては、ともに考えていく必要があると考えてございます。

○石田（秀）委員 今、あり方を考えるという話でありました。ただ、時間はそんなにあるわけではないと私は思っております。30年後、50年後を考えたまちづくりを、私は今年度中ぐらいには、今、行政も一緒になって考えていくと言っているのを、判断しなくてはならないと思っています。それはどうしてかということ、立体化は素案が年末ぐらいに多分出てくるのでしょうか。それと、南地域の話は来年末ぐらいまでには、さまざま、ディベロッパード、ゼネコンだ、今、協議会の中でいろいろ動いてくださっている方がいる。その事業者の中で、今の賛助会員だけではできる話ではないので、多分これから、いろいろ再編がある中で、いろいろな仕分けができてくる。ある程度の仕分けができてくると、方向性が決まってくる。さっき言ったように、住宅棟でいいのですか、テナント、オフィスビルでいいのですか。こういう方針が決まり、そして具体的なそういう話が進んでしまった後では、方向性は変えられない。特にここの地域は行政判断が必要だということを、私は何度も言っているように、民間で行うには、事業費など事業ベースで考えると、そういう集客施設を入れ込むというのは、もう無理があると思うのです。そうなってくると、品川区なり東京都なり、用地の問題があるのでそういう形をとるのであれば、そのところを行政判断としてやっていく。例えば大崎駅周辺も、副都心計画が、政策であってやってきた。りんかい線の延伸も、では行政と一緒にやりましょう。西大井の請願駅というのも1つの考え方。そうなってくると、先ほど言った、5分の立地の地区をどうしていくのか、区が大きな判断をしていく。乗り遅れないためにも、区がその判断をしていく。それには、私は今年度中、来年の3月ぐらいまでには、区の大きな政策判断が必要と思っています。その辺のところを踏まえた答弁をしていただきたいと思っている。だから、考えていくというのはいいのだけど、時間はそんなに残されていないだろうと思っています。だから、その辺のことを踏まえた答弁をしっかりしてくれないと、このまま流れてしまうような形になるので、その辺のところを再度答弁していただきたいと思います。

○藤田都市環境部長 平成29年の8月には、地域において、品川浦周辺地区再開発協議会が立ち上がってございます。この再開発協議会でございますけれども、今年度、鋭意検討を進めまして、年度内には再開発のコンセプトをつくる予定だと聞いてございます。こうした中で、現在、区では東京都とともに、この地域の基盤整備等についての検討会議を立ち上げる予定でございます。こうした再開発のコンセプトをまとめていくためには、区、東京都が、情報提供や支援を再開発協議会に積極的にしていく必要があると考えてございます。まちづくりのビジョンを踏まえながらも、やはり地域の皆さん、権利者の皆さんの考えがベースとなってくるものであり、これについてしっかりと区としても支援していきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 ごめんなさい。一問一答になるかもしれないのだけれども、その話はよくわかっていて、区民の方々の意見、もちろん地権者の意見はもう、すごくわかっています。それはわかっているけれども、では今、区が支援していく。事業性のことを考える。先ほど言った30年後のことを考える。集客をしていく。つまり、住宅棟でいいのですかという話を何度もしているのだけど、オフィスビ

ルでいいのですか。そうではなくて、5分のところであって、そこに大きな行政判断がないと、事業性のことも考えれば、それは地域の方の意見というのは必ず出てくるし、私もしょっちゅう聞いています。それを踏まえて、そういうまちづくりをしていく場所であるということは何度も言っていて、そこには行政判断がないと、もう話が進まないわけで、住宅棟だ、オフィスビルだという計画が出てくるというのは目に見えているから言っている。そこを理解した上で、行政判断が必要だから、その辺のところを踏まえてということも何度も言っている。だから、そこを踏まえて答弁をしていただきたい。一問一答みたいでごめんなさい。もう一度お願いします。

○藤田都市環境部長 品川駅南地域まちづくりビジョンの中でも、拠点性とにぎわい、文化性を兼ね備えたまちにしていきたいというふうになっているものでございます。こちらは、ちょうど北街区のあたりが、やはり品川駅とつながる重要なポイントであるとも考えてございますので、こうした中では、やはりにぎわい、文化性を兼ね備えたというような部分が、まちづくりの中では大きく影響はしてくるのかと考えてございます。区といたしましても、もちろん地域の考え方がまずベースにはあるべきだと考えてございますけれども、しっかりと一緒になって考えていく必要があると考えてございます。

○石田（秀）委員 そのこのところは、本当に来年の3月ぐらいまでに考えていただきたいと思いますし、協議会が今、街区ごとに3つできて動いている。これも十分わかっているつもりで話をしています。その中で協議を重ねているのも知っています。その中で、今言ったように、協力していくといっても、事業的な話もちろんわかって言っていらっしゃるのだと思うけれど、その辺のところをよく考えないと、本当に乗り遅れる。住宅棟、オフィスビルを、あの北街区に建てていいのか。西街区に建てていいのか。品川区がチャンスを逃していいのかということ、改めてお願いしておきます。

その中で、次は、品川浦が整備される計画です。水辺のイベントが開催されました。本当に区にもご協力をいただいた中で、民間の方々がそれぞれ努力をされて、イベントが盛大に開催された。ではどういうふうに舟運でもしていくのか。それは、品川浦、天王洲、五反田、それから大井競馬場を考えた中で、これを舟運から何からで結んでいく。それで、各単体のグループが、今回は点とすると、若干、1つの線になれたかと思っています。しかし、線が全てつながったかという、そうでなかった部分もあったことは、事実として受けとめなくてはならないと思っています。それで、今のイベントの評価を改めて伺いたいと思っています。

それから、私は、せっかく今、点から線になりつつある。しかしながら、これを面にしていく。イベントをやるのが意味合いではないわけです。これは面にして、品川区の水辺を活性化していく。これが最終目標であって、面にしていくには、やはりそれは、一般社団でも何でもいいのだけど、全体を取りまとめられる組織づくりが必要だと思っています。それには、やはり行政も一緒に参加していただいてやっていかないと、これは無理だ。品川区も観光振興協議会を立ち上げていただいて、本当にここにはいろいろな方が参加していただいて、よくやれてきているので、これも1つのいい時期だと、大変感謝をしています。そう考えた中で、1つ水辺を観光拠点として、どのように今度、捉えていくのか。この1歩が今、踏み出された。こういうことを考えたら、これからの展開は、区としてはどう捉えられているのか。舟運も含めて、4カ所を結んで、いろいろな規制などあるけれども、その辺も含めてどう捉えていращやるのか。これも改めて伺いたいと思います。

○濱野区長 品川区をどうやって発展させていくかということにおいて、水辺というのは大変に重要な拠点だということは承知しておりまして、これについて、これからもさまざま、地域と一緒に研究し、またそういうところでの催し物を盛んにしていきたいと思っております。

それから、先ほどのご質問の中にありました、集客施設ということ。品川区に大きな集客施設をということがございました。どういう集客施設がいいのかどうかは別といたしまして、JR東日本の構想で言えば、東海道線と東北線をつなぐということも当然、想定の中に入っていると思います。いわゆる湘南新宿ラインが北関東と神奈川県を結びました。それと同じように、東北線と東海道線を結ぶということも想定の中にあると思います。そうなったときに、品川区がある程度の吸引力がなければ、逆に北のほうへ逃げていってしまう、あるいは拡散していってしまうということがありますから、品川区としても、いわゆる、品川区にはあれがあるよというような集客施設を考えていく時期に来ているのではないかと思います。それが何なのかというのは、またこれからいろいろ研究していかなければなりません、JRのこれからの動きをしっかりと捉えて、それに対応できるような策を考えていくべき時期に来ている。そんな認識でいるところであります。

○安藤文化スポーツ振興部長 私から、一段詳細な見解を述べたいと思います。

まずイベントが、前回のしながわ・おた水辺の観光フェスタの評価でございますけれども、委員ご指摘のように、これまでは一つ一つが単発でやってございました。しかし今回、地域の方々、関係団体の方々の協力のもとに、一遍に大田区から品川区まで、水辺を取り巻く事業ができました。その成果なのですけれども、今まで以上に情報発信が強化された。これは事実だと思います。それから、また今回、花火も、ご承知のとおり、地元地域の皆さんに非常に喜んでいただいたということです。ですから、品川区の都市型観光プランの一つには、事業者や企業だけではなくて、地域のまちづくり観光と申しましょうか、そういうものも1つの大きな課題になっています。そんなものがなされてきたと考えています。

そして、もう一つ、今まで点であったものが、線になったということでございますけれども、今、やっと線になって、これからこれを面にして、より充実したものにしていける。そのために、委員ご指摘された、品川区観光振興協議会というものが、昨年の6月に立ち上がりました。そこには、品川区内の事業者、町会、企業、宿泊関係者、交通事業者、関係団体、それからまた50名からのオブザーバーの方々が同じテーブルについて、横断的に情報の共有化をしています。そういうことで、観光振興協議会が実績を積み重ねて活発になっていくことが、委員ご指摘の、組織として品川区の観光をより発展させていくというような計画です。

○石田（秀）委員 2つあると思います。イベントをしっかり育てていって、品川区の一大イベントにしていく。これはイベント型の浅草方式かもしれません。それから、もう一つ言えば、それをしっかり取りまとめて、社団法人化していろいろやっていく。これは水都大阪パートナーズが一番うまくいった例かもしれません。こういうことをあわせてやっていかななくてはならないのかと思っています。大阪などは今、民間企業もいろいろやってくれて、冬などのイルミネーションはすごいです。もう感激できるぐらいのものを、民間企業を含めてやっている。そう考えると、まず舟運をやっていくなら冬だけでも、品川浦、それから五反田、天王洲、大井競馬場の辺を、例えばイルミネーションなり何なりで結んでいく。こういうことも1つの考え方。それは実験としてやっていくということも1つの考え方で、舟運、舟運といっても、今のあの状況ではなかなかうまくいかない。それから、屋外広告物条例は、何度も言うようだけど、これは今、景観でいろいろ天王洲でやろうという話も聞いていますけれども、そうではなくて、やはり屋外広告物条例の特例みたいな形ではなくて、屋外広告物条例をしっかりともう一度見直していくということも考えないと、さまざまな集計もできない。だから、この辺ももう一度よく考えていただかないと、一般社団法人なり、面でいくというときに、必ず障壁になると思うので、その

イベントをずっと育てていく。それから面をつくるときの障壁。こういう部分をどう考えてやっていくのか。これは、再度答弁をお願いしたいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長 ただいま、イルミネーションの効果と申しませうか。私どもも水辺につきましても、水辺とイルミネーションということで、非常にイルミネーションにも力を入れてございます。そんな中で、先ほどの観光振興協議会の中には、各それぞれの部会を設けて、今、水辺も専門部会を設けてやっております。その中でいろいろなプランが出てきて、今言われたイルミネーションもしかりでございますけれども、そのようなさまざまな事業を計画していったときに、やはり委員ご指摘の規制などがひっかかってくるだろうと思います。そういうものは、区の関係各課と連携して、何とか品川区の観光振興のためにクリアしていくか、協議して検討していきたいと考えています。

○石田（秀）委員 区長からも前向きな答弁をいただいて、私も地域の中で、皆さん、区民の方々と一生懸命協議させていただいて、よりよいまちづくりができるよう、我々もやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、石田秀男委員の質疑を終わります。

次に、新妻さえ子委員。

○新妻委員 品川区議会公明党を代表して、浅野ひろゆき委員とともに総括質疑を行います。

質問の1点目は、いつまでも安心して暮らせる品川区についてです。まず高齢者の住宅支援について伺います。現在、高齢者地域支援課では、高齢者住宅のあつ旋事業を行っています。事業開始時期の昭和54年の品川区の人口は、住民基本台帳1月1日付によると、34万5,831人、65歳以上の高齢者人口は2万9,560人、高齢化率は8.6%、同じく平成29年1月1日付の人口は38万2,761人、高齢者人口は8万836人、高齢化率は21.1%と大きく増加しています。この事業の平成28年度の決算は250万円余。事業内容と相談件数、実績をお知らせください。また、高齢者住宅のご相談の中で多く寄せられている声をお聞かせください。

○永尾福祉部長 まず、高齢者住宅あつ旋事業の事業内容でございますが、区内に2年以上お住まいの65歳以上の方で、立ち退きを求められていたり劣悪な住宅にお住まいの高齢者の方に対して、東京都宅地建物取引業協会品川区支部の協力により、民間賃貸住宅のあつ旋をし、礼金等の一部を助成するものでございます。また、連帯保証人が見つからず契約できない場合は、保証会社を紹介するとともに、保証料を助成するものでございます。相談件数と実績についてでございますが、相談件数は年間約延べ700件程度でございます。実績でございますが、礼金等の助成件数が平成28年度の実績でいきますと21件となっております。それから、保証料の助成の件数ですけれども、最近は不動産屋で提携している保証会社を使っているため、現在では0件という実績となっております。

○新妻委員 私はこれまで高齢者の住宅相談を受け、一緒に物件探しや内見を行うなどしていますが、その都度、高齢者の住宅の借り難さを痛感しております。身内も高齢になり、保証人が立てられない、また身内に頼れない、保証会社も使えない、緊急連絡先にも苦慮しているなど、高齢者が住宅を探すことは容易ではありません。ただ、貸す側としては、緊急連絡先があるのか、身内がない場合に万が一のときの部屋の処理を誰がするのかなどの心配があることは理解いたします。しかし、高齢で、経済的にも質素に生活を送られている方が転居する際には、大変なご苦労をされている現状があります。だからこそ、このような方への支援が急務であると考えます。この状況を区はどう認識されているのか伺います。さらに、我が会派が求めてきた居住支援協議会の設置に向けての検討が進められていますが、現在の進捗状況とスケジュールを伺います。また、改めて居住支援協議会とは何かを教えてください。

○永尾福祉部長 年間700件の相談がございますけれども、その中で寄せられている声といたしましては、高齢を理由に不動産屋から紹介を拒否されてしまうということ、また身寄りがなく緊急連絡先がないため契約できないというような声が上がっております。区といたしましては、そういう声もございまして、住環境などの条件や、不動産屋から拒否されてしまうなど、住宅を探すことが大変難しいと認識しております。また、住宅が見つかったとしても、手続の仕方がわからない、あと、昨今の消費者被害等に対する不安もあるということを確認しているところでございます。

○藤田都市環境部長 私からは、居住支援協議会にかかわる部分のご質問にお答えいたします。

高齢者や障害者あるいは子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対しまして、情報提供などの支援や、民間住宅へ円滑な入居を促進するために必要な協議をする場として、居住支援協議会が位置づけられてございます。区や都である地方公共団体と宅地建物取引業者、それから賃貸住宅を管理する事業者や、居住支援を行う社会福祉法人やNPOなどの団体で構成いたしまして、行政だけで解決できなかった課題を、地域と行政の協働で解決を目指すものでございます。区では、長期基本計画でも、住宅に困窮する区民への住宅の安定供給を図る仕組みを検討するとしてございまして、今まさにこの最中でございます。現在、都が主催いたします東京都居住支援協議会に参加いたしまして、国や都あるいは他区の情報収集などに努めているところでございます。今後、品川区の実情に合いました居住支援協議会について、引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

○新妻委員 居住支援協議会の設置に向けて品川区が動き出していることが確認されました。しかし、時期的なスケジュール感が、今ご答弁がなく、具体的な時期がまだ見えておりません。少し先になりそうな感じを受け取りました。先ほど、高齢者の住宅に関して延べ700件のご相談があるとのことのご答弁がありましたとおり、今現在、お困りの方がいらっしゃるわけです。この居住支援協議会の設置までの間に品川区として支援の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

○永尾福祉部長 現在、さまざまな相談を受けている中で、それらの声を整理しておりますとともに、貸し主である大家に対してもヒアリングを行っているところでございます。そのあたりの状況を見ながら課題を分析し、また区として何ができるかということについて、現在検討しているところでございます。

○新妻委員 具体的な検討とともに、早急な対応を求めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、終活について伺います。我が会派のつる副委員長が、本定例会の一般質問で、横須賀市のエンディングサポート事業、いわゆる終活支援を取り上げて質問をいたしました。終活イコール、死ぬ準備、縁起でもないと思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、終活には、葬儀やお墓など、人生の終焉に向けての事前の準備と、さらにこれからの不安を解消し、人生のエンディングを考えることを通じて自分を見つめ、今をよりよく自分らしく生きる活動が終活です。最近はテレビや雑誌でも取り上げられておりますので、耳にされている方も多いと思います。私自身も子どもがいないため、誰にどのように自分の最後を託していくのか。身の回りの整理はどうすればいいのかなど考えることがあります。また、親がどのような人生の最後を送りたいと思っているのかなど、終活の必要性を感じるようになりました。

品川区では、文化観光課の事業に、しながわ学びの杜、シルバー大学があります。平成29年度後期いきいきコースでは、「今後の人生を豊かなものに～エンディングサポート～」のテーマで、終活を取り上げています。そこで、このテーマを取り上げた経緯・目的をお聞かせください。また、講座の内容

や講師もあわせてお聞かせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 ただいま委員がおっしゃったテーマは、シルバー大学いきいきコースの2年生と3年生を対象とした講座の一つでございます。そして、経緯と目的でございますが、この講座は、前年度の1年生・2年生にアンケートをとりまして、そこから出てきたご意見を参考にさせていただいて企画したものでございます。そして、今回、今後誰もが必ず迎える事象について着目いたしまして、人生の終盤におけるさまざまな準備のあり方ということに目的を与えまして学習することになりました。そして、内容と講師についてでございますが、1コマが2時間の講座を10回の講座として実施し、そして講師は、終活講座で実績のあります一般社団法人・日本エンディングサポート協会に依頼しまして終活を専門とした講師を派遣いただいたところでございます。

○新妻委員 アンケートの結果によって、このテーマになったということでございます。やはり非常に興味のある内容なのだろうと受けとめております。シルバー大学の受講生のように特定の方だけではなく、多くの区民に知ってもらいたい内容だと思います。質問の冒頭に品川区の高齢者数を申し上げましたが、そのうち、ひとり暮らし高齢者数と高齢者世帯数を教えてください。また、日本は既に65歳以上の高齢化率が27.7%で、2025年の日本は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上と予測されています。品川区における2025年の団塊世代の予測数と高齢化率をお知らせください。

○永尾福祉部長 まず初めにひとり暮らしの高齢者数と高齢者世帯数でございますが、区では3年ごとに、民生委員によるひとり暮らしの高齢者実態調査というのを行っております。平成29年度、今年度、調査の年になっておりますけれども、現在、集計中ですので、数字が出ておりません。したがって、3年前の平成26年度の数字で申し上げますと、ひとり暮らしの高齢者は9,459人、高齢者のみの世帯は1万2,532人、合計2万1,991人となっております。また、団塊世代の予測数でございますけれども、2025年の後期高齢者の人数は5万1,767人、高齢化率は22.5%と予測されているところでございます。

○新妻委員 高齢者の中には、比較的、多く、ひとり暮らしの方がいらっしゃるのだろうと思います。品川区の高齢者が住みなれた地域でどのようにお過ごしになられるのか。よりよい生活を送っていただきたいと望みます。

先ほどのご答弁で、終活の講座の説明をしていただきました。この中に、エンディングノートの書き方があるということも伺っておりますけれども、このエンディングノートとは、もしものときに、家族や自分の支援をしてくれる人に何をしてほしいか、葬儀はどうするのか、誰に連絡するのか、病気になったとき延命治療は希望するのか、介護の希望や残された人へのメッセージなどをとどめておくものです。財産や不動産のことも記入する場合がありますが、法的な効力はありません。より多くの区民が終活に意識を持ち、具体的に取り組めるようになれば、もしもの場合に直面したときに、遺品の整理がスムーズにできる、今後増えていくと言われている空き家の適正な管理につながるなど、メリットが多いと考えます。そこで、高齢者が終焉を迎えていくとの視点での区の支援は何ができるのか、終活にかかわる事業展開や事業化に当たってはどのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。また、その意識啓発の方法の一つとして、品川区版簡易エンディングノートの作成を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○永尾福祉部長 人生の終焉を迎えるということで、それに備えて、自分自身のこれまでの歩みだとか、あと金銭管理のこと、健康のこと、また葬儀・遺言のことなどを考えることで、その方がこの後ど

うやって生きていきたいかということを考えるきっかけにもなるかと思っております。

品川区では、品川成年後見センターで、今、あんしんの3点セットというのをやっております。こちらは、1つ目が、定期的な訪問や、入院時の手続、現金などの引き落としなどをやる、あんしんサービス契約、任意後見契約、公正証書遺言作成支援をやっております。これらの他に、社会福祉協議会といたしまして、エンディングノート「ライフプランノート」を作成しております。それとともに、もう少し簡易版といたしまして、あんしんのチェックリストというパンフレットを用意しております。この内容としては、何を準備しておけばいいのか、リストに書くような、簡単なパンフレットになっております。やはり、エンディングノートを丁寧に書くとなると、なかなかハードルが高いのですが、このパンフレットのチェックリストをやることによって、もう少し取っつきやすくなっていくのではないかと考えているところでございます。ただ、このパンフレットを作成しておりますけれども、まだまだ周知が不足しているかと考えておりますので、これから成年後見センターのスキルも活かしながら、品川区として、考える機会を皆様提供できたらと考えております。

○新妻委員 このエンディングノート、私も承知しておりますが、有料であると聞いております。区民が手に届きやすいところ、身近なところで接していく。そこが大事だと思いますので、さらに身近なところでの周知もするとともに、区民が届きやすいところにあるということをしっかりご検討いただきたいと思っております。

次に、区役所での窓口サービスについて伺います。家族を亡くされた悲しみが癒やされる間もなく各種の手続を行わなくてはならないご遺族に対して、大分県別府市は、平成28年度、重点的に取り組む、まち・ひと・しごとの創生を実現する取り組みの中で、市役所の一角に「おくやみコーナー」を設置し、提出書類の一括作成などを行うワンストップサービスを始めました。取り組みのきっかけは、若手職員ら発案の、たらい回しゼロ作戦と称した窓口業務改革で、手続の中で最も煩雑な死亡に関する手続に特化したものです。平成28年度の予算は、机や椅子、仕切り板等の備品購入費のみで、平成29年度の予算は発生していません。3人でローテーションを組み、常時2人体制の窓口です。別府市の場合、死亡に関する手続を担う課は、保険年金課での国民健康保険・後期高齢者医療制度・年金の手続、高齢者福祉課では介護保険の資格喪失届など12課あり、その手続を「おくやみコーナー」1カ所で行えます。希望すれば、担当課の職員が出向いて対応してくれます。電話でのお問い合わせもこのコーナーで受け、電話のたらい回しも激減し、来庁できない遺族には、最低限の情報を聞き、職員が必要書類をまとめて発送するようにしたため、例えば固定資産業務の書類発送件数は約7割も減ったそうです。私も、ご主人を亡くされた奥様が、疲れ切っている中、区役所に手続に来たとき、場所もよくわからないのにあちこちと回されて手続をしなければならなかった。配慮があってほしいと言われたことがあります。品川区でも、このようなワンストップサービスを求める区民のニーズは高いと思われます。そこで、平成28年度の1年間でお亡くなりになられた方の人数をお知らせください。また、健康保険や介護保険の資格喪失など、亡くなられた際の手続にはどのようなものがあるのか教えてください。

○堀越地域振興部長 平成28年度にお亡くなりになられた区民の方は3,054人になります。それから、亡くなられた際の手続でございますけれども、細かくは亡くなった方によって異なりますけれども、まず戸籍住民課での死亡届のほか、主なものとして、税務課での住民税の関係、それから国民健康保険の加入者であれば国保医療年金課での手続等がございます。また、区役所以外でも、年金事務所での国民年金の手続、それから23区の場合は固定資産税が都税事務所という形になってございまして、このような手続の内容となっているものでございます。

○新妻委員 3,000人を超える方がお亡くなりになられています。ご遺族の方は、普段することがない、お悔やみにかかわる何かしらの手続をしなければなりません。このような方への住民サービス向上の必要性をどう受けとめているか、見解を伺います。そこで、業務改革の一つとして、別府市のようなワンストップサービスの窓口設置を要望いたしますが、区の見解をお示してください。

○堀越地域振興部長 今、区の見解をというご質問でございますが、先ほどご紹介いたしましたとおり、区役所で行う手続も多岐にわたりますので、ご遺族に円滑に手続を行っていただくということが大変重要であると、当然、認識しているところでございます。現在、区では、ご遺族の方に少しでも円滑に手続を行っていただけるよう、死亡届の手続問い合わせ一覧というものを作成しております、これは、区役所以外の手続も含めてご案内をしているところでございます。また、ワンストップサービスの実施についてでございますが、ご紹介いただいた市との人口規模の違い、それから庁舎スペースの制約等もございますので、こちらにつきましては今後の課題とさせていただきますと捉えてございます。現在までのところ、より円滑に手続を行っていくため郵送で行える手続もございますので、そのようなご案内とあわせて、より丁寧なご案内に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○新妻委員 より丁寧な対応、また書類1つ作成するにしても、案内版のマニュアルもよりわかりやすいものを、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の2点目は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックについてです。間もなく迎える10月28日は、東京2020大会のちょうど1,000日前に当たります。品川区は、ふくしまつりとのコラボレーションで、しながわ中央公園において1,000日前フェスティバルを盛大に開催いたしました。気運醸成が図られ、ホッケーやビーチバレーの競技会場が品川区内であることの周知が進み、オリンピックの開催で地域の活性化を進めたいとの期待が大きくなっています。競技会場である大井ふ頭中央海浜公園の最寄り駅の一つである京浜急行電鉄本線立会川駅には、立会川駅西口商店街と駅前商店街、立会川駅前通り繁栄会の3つの商店街があります。観戦者や観光客に、地域の方々とともに、商店街のおもてなしで品川区をアピールできる最大のチャンスであります。商店街の中にある坂本龍馬像を強調し、例えば写真のフレームの設置をし、いわゆるインスタ映えする場として演出するなど、商店街の方々の声を反映する支援を行っていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。また、私は平成27年第3回定例会で、坂本龍馬像の前から砲台に向かう商店街の動線に龍馬の原寸大の足跡をつけるなど、観光客が楽しみながら浜川砲台に向かえるルートづくりをと提案いたしました。オリンピック開催時には、商店街のにぎわいの創出の一つとして、坂本龍馬像の前から足跡をつけ、浜川砲台への案内をしてはどうかと再度提案いたしますが、いかがでしょうか。さらに、国内外の多くの観戦者や観光客を迎えるためのおもてなしとはどのようなことが考えられるのか、区の見解を伺います。

○安藤文化スポーツ振興部長 私ども、東京2020大会の開催に当たっては、競技会場に向かう皆様に、品川区の魅力を知っていただく絶好の機会だと捉えております。坂本龍馬像など歴史的な資源の有効活用を図っていくことは、とても重要なことだと認識しており、品川観光協会においては、坂本龍馬と品川区の歴史マップというものも発行しております。また、今、地元商店街においても、坂本龍馬像を活用したにぎわい創出の事業が検討されているとお伺ひしております。委員ご提案の趣旨も含めまして、今後とも密接に関係各課が商店街や観光協会と連携して、にぎわい創出に取り組んでまいりたいと思ひます。

そして、おもてなしでございますが、東京2020大会の開催に当たって、多くの観光客、観戦者の方々に対して、喜んでもらいたい、また楽しんでもらいたいという優しさと思ひやりの心こそが、おも

てなしの真髓と考えてございます。そのためには、言葉や宗教、価値観や文化、習慣や風習など、さまざまな異なる点がありますが、元来日本人が持つ美しさである礼節をもって、また笑顔で挨拶をする、心のこもった丁寧なおもてなしが重要と考えてございます。

○新妻委員 今ご答弁の中に、優しさと思いやりのおもてなしというご答弁がございました。立会川駅から会場の大井ふ頭中央海浜公園へは、約30分の道のりです。暑い時期の開催で、熱中症対策の必要性があります。この動線に、クールスポットやミストシャワーの設置で、一呼吸入れて会場へ向かえるおもてなしや、温度が下がる効果のある遮熱舗装を歩道に施すなど、暑さを和らげるおもてなし等をあわせて要望いたしますが、ご見解を伺います。

○安藤文化スポーツ振興部長 東京2020大会における猛暑対策につきましては、国や大会組織委員会も検討を進めているところでございます。区といたしましても、オリンピック・パラリンピック競技施設周辺の無電柱化事業に合わせて、道路を遮熱舗装することになってございます。そのほか、ご提案のミストシャワーの設置をはじめとしてクールスポットの創出など、大会期間中の暑さ対策の必要性については十分認識しているところでありますが、必要に応じて大会組織委員会に意見や要請をさせていただきます。

○新妻委員 東京都と連携しながらも、品川区としてのおもてなしを、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、八潮のまちづくりについて伺います。八潮は、他地域よりも高齢化率の高い、高齢者の多い地域です。特徴としては、自治会加入率が高く、夏まつりなど、世代を問わずに自治会活動に参加する人が多いことが挙げられます。また、地域センターがシルバーセンターの機能を備え、特別養護老人ホーム、障害者・介護・高齢者施設、児童センター、消防署、交番、病院などが団地の中に備わっているコンパクトシティです。世代を超えて交流できる要素があります。建設から30年が過ぎ、建物の維持や少子高齢化が進み、他地域より早く人口が減少していくことが予想されることから、これからの八潮をどうするのか、大きな課題があります。そのため品川区は、八潮地区まちづくり検討経費として、本年度、予算が計上されました。八潮地区まちづくり検討の方向性をお示してください。また、現在の進捗状況をお知らせください。

○藤田都市環境部長 八潮のまちづくりについてでございます。八潮でございますが、緑豊かな自然環境の中、地域の方々が、自治会をはじめ青少年対策地区委員会あるいは防災協議会など、主体的なコミュニティを形成している一方、世論調査では、交通や買い物、医療については他の地区より評価が低いとともに、八潮住宅は入居開始から今年で既に34年が経過している現状にございます。まちづくりの方向性といたしましては、現状での評価がよいところはやはり伸ばしていきたいと思っておりますし、課題解消をしていくことはもちろん、地域の皆様の感じていらっしゃる課題をハード・ソフト両面から整理いたしまして、よりよいまちづくりに向け、今後、目標を定めていく考えでございます。現在、都市基盤や人口、世帯、居住状況や地域活動あるいは防災面などから、基礎データの調査・分析を行っているところでございます。今後、庁内検討会あるいは都、5つの住宅を供給する事業者との意見交換、28の自治会長との意見交換などを進めまして、まちの課題の共通認識、解決に向けた目標、あるいは、ともに取り組むための仕組みといったものを整理していく考えでございます。

○新妻委員 地域のお声を聞きながら、まちづくり検討をぜひ進めたいと思います。

品川区は昨年、シルバーセンターの機能を持ちながら、高齢者だけでなく多世代が利用できる、ゆうゆうプラザを、平塚橋と大崎に開設しました。今後の人口推移を見据え、少子高齢化の進む中での新

たな取組みです。私は先日の民生費の款別審査で子ども食堂について質問し、現在、北品川をはじめとして区内8カ所に開設されていることがわかりました。その際、区内全域にあることで、利用しやすい環境になると申しあげました。そこで、今後の八潮地域での子ども食堂開設についての可能性と、八潮の特徴を活かした多世代の交流をあわせた運営についての見解を伺います。さらに私は、平成29年第1回定例会で、子ども食堂開設ネットワーク支援の中でフードバンク機能を検討していくことが発表されたことを受け、「この事業が環境課の食品ロス削減事業と連携していくことで、食品ロス削減のさらなる効果が期待される。ぜひ連携しながら進めていただきたい」と要望いたしました。今後の子ども食堂の開設に当たっては、この食品ロス削減も視野に入れた運営が必要と思いますが、いかがでしょうか。ご見解を伺います。

○福島子ども未来部長 現在開設している子ども食堂は、大井・品川地区に4カ所、荏原地区に4カ所の8カ所でございます。また、開設予定は4カ所と把握してございます。現在も調査集約をしているところですが、現時点では八潮地区は空白地帯となっております。八潮地区での開設を検討されている方はいるものの、開設場所でのさまざまな課題、例えば拠点としての食堂やカフェなどが八潮地区にはほとんどないというようなこともございまして、今後は区としましても開設に向けて支援していきたいと思っております。また、子ども食堂は、子どもたちだけで安心して利用できる地域コミュニティーの中の居場所と考えております。開設支援に当たっては、多世代が交流できるような場所を検討してまいります。

また、食品ロスについてでございますが、子ども食堂ネットワークを立ち上げたところ、食品を扱う企業の中から、販売許容期限切れが近づいている食品の有効活用についての提案をいただきました。既に子ども食堂とのマッチングをした事例もございまして、また調整中の案件もございまして。今後はさらにこのような取り組みを広げていくことで、食品ロスの削減にも寄与するものと考えてございます。

○新妻委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

以上で総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、新妻さえ子委員の質疑を終わります。

次に、浅野ひろゆき委員。

○浅野委員 新妻委員に引き続き、公明党の総括質疑を行います。

まず初めに災害対策について伺います。昨年4月の熊本地震や、昨年末に発生した新潟県糸魚川市での大火災、先日のメキシコでの大震災など、国内外を問わず災害が多発する中、品川区における災害対策のさらなる充実が求められています。そこでまず、平成28年度において実施されたさまざまな防災対策のうち、新たに実施された対策について、主な内容と実施の経緯について、またそれぞれの成果と課題についてもお伺いいたします。

○曾田災害対策担当部長 平成28年度、新たに実施いたしました主な防災対策としては、感震ブレーカーの設置助成、避難行動要支援者の支援体制づくり促進、地域防災計画修正の事前検討があります。また、平成28年度新規事業ではありませんが、平成27年末に開始いたしました、しながわ防災体験館としながわ防災学校も、平成28年度に本格展開してまいりました。

初めに、感震ブレーカー設置助成でありますけれども、大規模地震発生時に懸念される電気火災を防止するため、不燃化特区内の戸建て木造住宅を対象に、分電盤型感震ブレーカーの設置助成を行い、普及を促進するもので、初年度の平成28年度は86件の設置助成がありました。引き続き、設置がさらに進むよう努めてまいります。

避難行動要支援者の支援体制づくりの促進につきましては、防災区民組織に対し、専門のアドバイザーを派遣し、避難行動要支援者ごとの支援体制の構築と個別計画の作成を促進するものであります。これにより支援体制構築と個別計画作成を進めるとともに、個別計画作成のノウハウを蓄積いたしました。周知啓発のため作成する事例集・手引の参考とすることができました。今後も引き続き継続してまいります。

地域防災計画修正の事前検討であります。平成24年以来の大規模修正に先立つ事前検討を行うもので、現行計画の課題整理、これまでの災害の教訓の反映などについて検討しました。実際に熊本地震の被災地を視察し、そこで明らかになった課題も踏まえ、地域防災計画の修正の方向性や修正ポイントをまとめることができました。

次に、しながわ防災体験館ですが、災害から生き残ることを目的に、体験型の普及教育施設として、平成28年3月11日にリニューアルオープンいたしました。平成28年度は延べ1万人が利用しました。今後は、繰り返し利用していただける施設となるよう努めてまいります。

最後にしながわ防災学校ですが、防災体験館のリニューアルオープンに合わせまして開校したもので、その目的は、防災区民組織、事業者、区民が防災対策を実践できること、それから、しながわ防災リーダーを育成することにあります。平成28年度は、防災区民組織コース、事業所コース、家庭・区民コース、地域実践コース、防災カフェの5コースを開講いたしまして、計31回開催いたしまして、延べ717名が受講いたしました。

○浅野委員 区議会公明党としてかねてより提案してきた感震ブレイカー設置助成や、しながわ防災体験館のリニューアルに伴う日曜開館など、新たな取り組みを評価します。

そこで感震ブレイカーについてですが、今ご答弁もありましたけれども、110件の予算に対して86件の実績となっていました。予算の件数に届かなかった原因について教えてください。また、平成29年度に予算化された件数と、現在までの実績についてもお知らせください。

しながわ防災体験館についてですけれども、さきの代表質問におきまして、簡易水道消火装置、いわゆる街かど消火栓について、新設された防災機材整備助成金での購入などを視野に、防災区民組織の関係者や幅広い区民への普及啓発を図るため、館内での展示を提案しました。その後の設置状況についてお伺いします。さらに現在、体験館にて実施しているしながわ防災学校についてですけれども、今、お話がありましたけれども、受講者数と受講状況、そして受講後の地域での活動状況について教えてください。

○曾田災害対策担当部長 感震ブレイカーの設置助成についてですが、平成28年度申し込み数は143件ありましたが、見積もり後の設置の見送りや、現地調査で設置不能が明らかになるなど、最終的に86件にとどまったものであります。平成29年度は対象を戸建て木造住宅から、集合住宅も含めた全ての木造住宅に拡大いたしまして、助成件数を210件といたしました。現時点での申し込みは55件であります。

街かど消火栓のしながわ防災体験館への展示につきましては、業者への調整を現在、進めているところであります。間もなく発注の予定で、早期に展示できるよう努めているところであります。

しながわ防災学校につきましては、平成29年度上半期までに講座を50回開催しておりまして、延べ1,180名が受講しております。修了者は、それぞれの地域におけるしながわ防災リーダーとして、防災訓練等で中心となって活躍していただいております。

○浅野委員 感震ブレイカーについては、申し込みはあるものの実績に結びつかない現状があること

については理解しました。しかし、今後、首都直下地震の発生が切迫しているという中、品川区には木密地域以外でも火災の延焼が危惧される地域もあると思うわけでございます。以前にも提案しましたが、助成対象地域を区内全域に広げるなどの拡充を要望しますが、いかがでしょうか。

街かど消火栓については了解しました。ぜひとも早急にできるようにお願いしたいと思います。

しながわ防災学校についてですけれども、今後も多くの担い手を育成いただきたいと思います。講習の内容につきましては、以前に会派から提案させていただきました、避難所運営の模擬ゲーム、HUGを、一部の講習会で実施していると聞いていますが、款別審査でもさまざま質疑があったように、今後ますます重要となってきますので、さらなる充実を図るとともに、実際の避難所運営マニュアルを基にした、避難所の開設・運営などの研修や訓練を実施してはと思いますが、いかがでしょうか。また、平成28年第2回定例会で、会派から、女性の視点を取り入れたしながわ防災学校での講習の実施について提案した際、検討するとの答弁がありましたが、その後の実施状況についてお伺いいたします。

○曾田災害対策担当部長 感震ブレイカーの設置助成地域拡大につきましては、不燃化特区地区内における他の施策と相まった防災性の向上が最優先と考えておまして、まずは現在の対象地域内における普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。今後の普及状況を踏まえまして、対象地域拡大など助成制度のあり方について判断していきたいと考えております。

しながわ防災学校につきまして、ご提案の、避難所運営マニュアルに基づく研修・訓練の実施についてですが、まずは、なかなか進まない避難所運営マニュアルそのものの具体化・充実が最優先課題と認識しております。

次に、女性の視点を取り入れた講習の実施状況であります。防災カフェのコースがありますけれども、その中で、「ママの立場で考える防災・減災」というテーマで3回実施いたしました。また、このとき作成しましたパンフレットを、子育てメッセなどで配布しているところでもあります。また、同じく防災カフェにおいて、「女性から見た避難所運営と要支援者サポート」というテーマで先月、実施したところでもあります。

○浅野委員 感震ブレイカーについては、まずは対象地域のみということで、普及状況で考えられるということだと思います。ただ、やはり、なかなか費用もかかるということもあるわけでございますので、この点についてはなるべく早期に進められるように、普及に努めていただきたいと思います。

しながわ防災学校について、HUGの件をお話しさせていただきました。このような状況の中で、さまざま学ぶことも多いかと思いますが、さまざまな訓練を実施していただいておりますので、この訓練の成果をまたぜひとも活かすようなことができるように進めていただきたいと思います。

ところで話は変わりますが、品川区議会公明党は8名おりますけれども、今、全員が、防災士の資格取得に取り組んでいるところでございます。私は昨年12月に資格を取得したわけでございますが、なかなか難しい部分と簡単な部分があって、難儀をしたわけでございますけれども、この防災士は、災害発生時や発生前も含めて、地域のリーダーとして、行政や防災区民組織と連携したり、そのような取り組みが期待されているところであります。そこで、区の防災学校とあわせて重層的な人材育成を図るため、以前に会派からも提案させていただきましたが、改めて防災士の資格取得への助成制度の創設を検討していただくよう要望いたします。それぞれご所見をお伺いします。

○曾田災害対策担当部長 しながわ防災学校の運営、感震ブレイカーの設置助成等につきましては、先ほど答弁申し上げたように、当面、現在のやり方で行いながら、進捗状況を踏まえて、今後、考えて

いきたいと思います。

次に、防災士取得に対する助成についてでありますけれども、私も取得しておりますが、防災士の資格取得は、防災・減災の知識と意識を身につけるものと承知しております。これを品川区の地域の特性や災害の様相に適応させたものが、しながわ防災学校におけるしながわ防災リーダーであると考えております。したがって、このしながわ防災リーダーの育成が、品川区の防災力の向上に直結するものと考えているところであります。

○浅野委員 防災士の取得に関しましては費用もかかるということもありますので、やはり地域の方が防災士を目指している方もおられると思います。また、品川区外でも、さまざま助成制度を設けているところもあるわけですが、なかなか個人の資格ということもありまして、非常に難しいところはありますけれども、今後の課題として捉えていただき、進めていただければと思うところでございます。

さて、これまで会派で提案してきましたけれども、昨年の熊本地震の教訓を踏まえて、自宅や車中泊、テントなど学校避難所以外の避難者に対しても、改めて支援する旨を明記したり、また受援計画の追加等が図られるということも理解させていただきました。そこで備蓄についてですけれども、これまでの3日分から1週間程度の必要性を周知するという話も伺っております。その中で、ローリングストックの考え方もあわせて周知するよう要望いたします。また、避難行動要支援者の個別計画策定に当たりまして、障害等の状況に応じて福祉避難所などへの直接輸送が実施される。このように聞いておりますけれども、本人や保護者等に混乱が生じないよう、福祉部門と連携して、関係の障害者団体などへの事前の周知・説明を十分に行うよう要望いたしますが、それぞれご所見をお伺いします。

○曾田災害対策担当部長 循環備蓄、いわゆるローリングストックにつきましては、既に作成しているパンフレットでも周知を図っているところでありますけれども、今後、作成いたします地域防災計画においても、その周知について記載してまいりたいと考えております。

それから、避難行動要支援者の個別計画につきましては、要支援者本人と避難支援等関係者が事前に十分な協議をしながら、最適な避難ができるよう作成するものであります。引き続き、福祉部門との密接な連携のもと、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員 避難行動要支援者の個別計画の策定ですけれども、やはりさまざまな意味で弱者の方をしっかりと支えていっていただきたいと思うわけでありまして、この件につきましては福祉部門と連携して実施されるということですので、期待させていただきます。弱者の方を、やはりしっかりと支えていくということも進めていっていただけるということですので、ぜひとも今後ともよろしく願いたします。

そして、関係する障害者団体の方々への事前の周知・説明につきましても、事前に十分説明を行っていただかなければならないと感じており、要望いたしますが、この件につきましてもご所見をお聞かせください。

○曾田災害対策担当部長 施策の実施に当たりましては、その都度、関係するところには理解を求めてやっていきたいと考えております。

○浅野委員 さて、話は変わりますが、私はさきの第2回定例会で、大田区や世田谷区などで、避難所に紙の簡易間仕切りを設置する協定をNPOと結んでいる取り組みを紹介しました。プライバシーの確保策を求めた際、区では、私の紹介したNPO法人と協定締結に向けて協議中との答弁がありました。協定は締結されたのでしょうか。その後の締結状況についてお知らせください。

○曾田災害対策担当部長 簡易間仕切りに関する協定の締結状況でありますけれども、紙筒の骨組み、布製カーテンによる簡易間仕切りと、段ボールベッドの提供を発災時に受けるという内容で協議を進めておりまして、今月末には協定締結が完了する見込みであります。

○浅野委員 協定が締結されるということですので、これが使われないのが一番いいわけでございますけれども、いざというときの備えをこれからも進めていただければと思います。

次に、精神障害者支援についてお尋ねします。品川区議会公明党として、団体懇談会などで、精神障害者の家族会や当事者の会の皆様から切実なお声を伺いました。こうしたお声を含め質問いたします。まず、現在品川区で行っている精神障害者支援の事業概要と取り組み状況および課題についてお知らせください。

○永尾福祉部長 精神障害者支援の事業についてでございますけれども、大きく分けて3つございます。1つ目といたしましては相談支援でございます。こちらは、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」において、相談や居場所等の支援を行っております。2つ目としては法内サービスでございますけれども、精神障害者の方が多く利用されているサービスといたしましては、ホームヘルプ、就労移行、就労継続支援などがございます。また、医療については、精神通院医療費制度や訪問看護などがあります。3つ目としては、品川区独自のサービスといたしまして、24時間のサービスということで、精神障害者地域生活サポート24、また精神障害者地域生活安定化支援事業といたしまして、アウトリーチをやっております。また、精神障害者交流スペース「憩いの場」というのもございます。

課題といたしましては、精神障害者の方は体調に大変波があるということ。それから、どうしてもひきこもってしまう方が多いということ。また、家族もなかなか相談をちゅうちょして抱えてしまうということが大きな課題となっております。そういうことで、なかなか区といたしましても、精神障害者の方の把握というのが難しいというのが現状となっております。

○浅野委員 なかなか難しいところがあるというご答弁をいただきました。確かに、社会に出て仕事をすることは非常に大変なことかと思っておりますけれども、障害者の方へさらに支援をぜひこれからも進めていただければと思います。

そして、一般就労への機会の拡大や定着のために、支援策の拡充はお願いするところではありますが、それに追加いたしまして、精神障害者のピアサポーターについてお聞かせいただければと思います。精神障害者ピアサポーターとは、みずからの精神障害や精神疾患の経験を活かし、ピア、仲間として支え合う活動をする方々のことをいいます。現在、品川区では、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」で個別ピアカウンセリング事業を実施しています。そこで、まず個別ピアカウンセリング事業の内容と、カウンセリングに当たっている方の人数、同様に民間等での取り組みについてお知らせください。

○永尾福祉部長 精神障害者地域生活支援センター「たいむ」でのピアカウンセリングでございますけれども、同じ立場である当事者が、対等の立場・目線でお話を聞き、丁寧にアドバイスするということが、精神障害者の方の悩みを共有、共感することができるというのが効果となっております。現在、1人の方がピアカウンセリングをやっております。実績でございますけれども、平成28年度は4件、平成27年度は9件となっております。ただ、課題といたしましては、精神障害者の当事者なので、ご本人自身が精神面での安定がないと、カウンセラーの役割ができないということで、なかなかできる方を見つけるのが大変なのが実情となっております。そういう状況の中で、民間の取り組みといたしましては、地域精神保健福祉機構がございまして、その中にNPOや当事者の自助グループなどが登録されております。こちらはホームページ等で紹介しておりますので、そういうところのご利用ができれば

と考えているところです。また、「たいむ」におきましては、当事者の会等の意見をお聞きするとともに、相談状況を確認しながらやっているところでございます。

○浅野委員 ご答弁から、カウンセラーの体制が課題であるということで、今、1人ということでありませけれども、そこで平成27年の決算特別委員会で、会派の同僚議員からも要望させていただきましたが、よりよい精神保健福祉体制をつくるために「たいむ」で行っている同事業に、区内の当事者会の方にピアサポーターとしてご協力を依頼することの検討状況をお知らせください。また、ピアサポーターを要請する研修などを検討してはいかがでしょうか。

○永尾福祉部長 なかなかピアカウンセリング自体をやるということは、当事者も悩んでしまうところもございませるので、きちんとした研修をする必要があると考えております。日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構というのがございまして、こちらで専門員としての研修を行っているところでございます。当事者の会の中で、ピアサポーターとしての活躍をご希望されることであれば、やはりこういう研修をきちんと受けていただいて、1人でも多くのピアサポーターができればと考えているところでございます。区においての研修でございますけれども、なかなかそういうスキルのある者というのが身近にいないというのが課題となっておりますので、こちらの日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構を当面はご利用いただければと思っております。

○浅野委員 精神障害の特殊性もありますが、当事者の会などを中心にぜひ検討を進められることを望みます。

次に、精神障害者のご家族のレスパイトケアについてお聞きします。まず、精神障害者のご家族の世帯数とご家族への支援策をお知らせください。

○永尾福祉部長 精神障害者のご家族の世帯数でございますけれども、なかなか表に出づらいう障害ということで、区のほうで世帯数というのは現在把握しておりませせん。また、ご家族の支援策でございますけれども、「たいむ」での相談支援のほか、精神障害者相談員を区が委嘱しておりますので、その中で悩みをお聞きしながらアドバイスをしているという状況です。具体的なサービスの支援というのは、現状では行ってはおりませせん。

○浅野委員 なかなか難しい面があるということについては認識させていただきました。品川区精神障害者家族会の、かもめ会の皆様から、障害当事者が症状を発症した際、当事者の症状を落ち着かせるために、家族が自宅外に一時的に出るほうがよいケースもあると伺いました。そこで、当事者を1人自宅に残すことでの不安要素もあるとのご意見も伺っていますが、こうしたケースでの当事者やご家族への支援策について、現状の対応をお知らせください。また、家族が避難する場所や宿泊費の助成は、区として支援ができるのか、伺います。

○永尾福祉部長 ご家族への支援策ということでございませけれども、現状では、やはり医療がかかわらないと、精神障害者の安定というのはなかなか図れないというところで、現状では病院への一時的な入院等をやっているところになっております。また、家族への支援で、宿泊の助成等についてでございますけれども、家族の避難場所の確保やホテル代の一部負担というのは現状としてはなかなか難しいところであるとともに、家族会の中でも、そういうふうな家族が避難することに対してやはり賛否両論あるように伺っているところでございます。やはり、何といたっても本人を安定させて落ち着いていただくということが、まず第一前提となっておりますので、そういうところをどういうふうにしたらいいかということも、ご家族とともに研究していきたいと考えております。

○浅野委員 現在はなかなか難しいということを伺いました。宿泊費の問題というのは、なかなか難

しいかとは思いますが。また、病院への入院ということが基本になるということでありますが、ぜひとも一歩でも踏み出していただければと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

さらに、レスパイトケアのために、精神障害者居宅介護等事業や精神障害者短期入所事業の実施についてのお考えをお知らせください。

○永尾福祉部長 ご家族、またご本人が安定した生活を送れるように、どういうふうにしたらいいかということをお話し合いながら考えていきたいと思っております。

精神障害者の短期入所や居宅介護についてでございますけれども、特にパニック等を起こしたときの不安定な場合については、医療的支援がどうしても必要になってきております。施設に短期入所するよりは入院あるいは居宅介護よりは訪問看護というような支援がふさわしいと考えております。ケアプランに基づく定例的な支援だけではなくて、緊急時の訪問体制について、今後検討していきたいと考えております。

○浅野委員 今後につきましても、精神障害者への支援が拡充されることを要望いたしまして、区議会公明党の総括質疑を終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で浅野ひろゆき委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時22分休憩

○午後1時25分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。石田ちひろ副委員長。

○石田（ち）副委員長 日本共産党を代表して、鈴木ひろ子委員とともに総括質疑を行います。

まず私からは、羽田新飛行ルートについて伺います。また、委員長の許可を得て、質疑の途中でパネルを使わせていただきます。よろしく申し上げます。

安倍政権は、羽田空港機能強化のため、飛行経路の見直しを計画し、2020年までに実施するとしております。南風時、午後3時から7時の間、品川区上空を巨大旅客機が1時間に44機も超低空で飛行する計画です。国土交通省は、羽田空港にかかわる平成30年度の予算概算要求額を712億円とし、そのうち、飛行経路見直しに必要な予算134億円と、計画を着々と進めています。こうした計画が進む中、航空機のエンジントラブルや落下物の事故が最近続発し、その中には重大インシデントとして報告されているものもあります。重大インシデントとは何か、伺います。この事故で、住民はさらに不安を抱えています。最近報道されている重大インシデントを区は把握しているのか、どのような事故だったのか、ご説明ください。

○藤田都市環境部長 航空における重大インシデントでございますけれども、航行中に他の航空機との衝突または接触のおそれがあったと認める、あるいは脱落した部品が人と衝突した事態、あるいはそれに準じる事態、これらを言いまして、国土交通大臣に航空機の機長は報告しなければならないとしております。平成29年1月からこの10月12日までに15件の重大インシデントが報告されてございますが、ヘリコプターや個人の小型機、グライダーなども含まれている状況でございます。最近の重大インシデントといたしましては、10月6日に北海道の石狩市の付近で、個人所有のセスナが航空中に継続的な出力不足ということで砂浜に不時着したケース、それから9月23日、大阪市の上

空で航空機からパネルが脱落し、航空機のほうは目的地、アムステルダムまで到着したようでございますけれども、パネルは走行中の車両に衝突したという事例、それから9月23日に高知県安芸郡でヘリコプターが物資を輸送中に石材が落下したといったインシデントが最近あったものでございます。

今回の飛行ルートで想定される大型機の重大インシデント、先ほど15件のうちの5件でございまして、このうち落下物については1件という状況でございます。しかしながら、1件あったことは事実でございまして、最近では重大インシデントに含まれない部品の落下あるいは紛失というものもございすのも事実でございます。国には、強く区民の不安の払拭に向けた説明が必要ということを求めているものでございます。

○石田（ち）副委員長 大阪市で走行中の車に落下物が直撃したと、今、ご説明がありましたけれども、この映像はニュース等でも流れていますが、もうご覧になったでしょうか。私は見ましたが、衝撃でした。まさか空から落ちるはずのないものが落ちてくる。それが直撃する。1メートル10センチ四方の航空機からのパネルが落下しました。これが人に直撃しなかったからよかったものの、命を奪いかねない重大事故です。恐れていたことが現実には起きたと私は思います。これが品川区で起きたらどうなるのか伺います。そして、この1件をとっても、都心上空を飛ぶルートは撤回すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 重大インシデントということでございますので、航行中の他の航空機との衝突または接触のおそれがあったと認める、または脱落した部品が人に衝突した事態あるいは準じる事態といったような事態を言っているわけでございますので、このようなことはあってはならないことだと考えてございます。区といたしましては、しっかりと落下物対策、未然防止の対策を、国としてしっかりとすべきだと思っておりますし、これについては区民の不安払拭に向けてしっかりと説明すべきと考えているところでございます。

○石田（ち）副委員長 このようなことが品川区で起きたらということで、あってはならない、未然防止をとということでした。区は、こうした落下物が落ちた際にどう対応するのか。あってはならない、未然防止というのではなく、あった際にどうするのか伺いたいと思います。私は、住民の命が危険にさらされると思います。事故が起きる前に計画撤回を求めるべきだと思います。いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 こうした落下物の対策につきましては、基本的には、まず未然防止を図るのが当然でございまして、これをしっかりとやるのが重要でございます。国といたしましても、しっかりとその辺の対策について、今、検討を進めているところでございます。しかしながら、国も検討を進めるというような発言までで、その後の具体的な対策というのがまだまだ示されていない状況と考えてございます。そのため、区といたしましては国に、住民、区民に向けてしっかりと説明することを求めていくと同時に、国がそのような説明の場を設定したいというお話があれば、そこについては協力していきたいと考えてございます。

○石田（ち）副委員長 この事故を受けて、新宿区は区長名で国土交通大臣宛てに、安全性や教室型説明会を各地で開くことを求めた要望書を提出しています。濱野区長は国に対してこのような要望書を出したのか。出していなければ、出す予定はあるのか、伺います。

○藤田都市環境部長 新宿区が平成29年9月27日に、羽田空港機能強化に伴う情報提供及び安全対策等についての要望書を区長名で国土交通大臣宛てに提出されたことについては確認してございます。その内容の1点目としては、相次ぐ部品落下の原因調査、公表、再発防止策。2点目としては教室型説明会の開催。3点目として、安全対策・騒音対策情報の区民提供。4点目として騒音の監視について要

望しているものでございます。区といたしましては、落下物については、先ほど申し上げたとおり、この間の事態を踏まえてしっかりと申し入れを行ってございます。また、その他の項目については、区からさまざまな形でこれまで申し入れをしている中で、昨年8月に、品川区への環境影響への配慮事項というような形で国から文書をいただいておりますので、しっかりと、これに基づいて国に対応してもらえるように、その具体化に向けて引き続き要望していきたいと考えてございます。

○石田（ち）副委員長 先ほども、「未然防止を図る。しかし具体的な策が示されていない。説明を求めていきたい」ということでしたので、やはり教室型説明会はやっていただきたいと私は思います。羽田空港と同じくして首都圏空港機能強化が進められている成田市では、100回以上の教室型説明会が開催されていることをご存じでしょうか。成田市では既に、朝の6時から夜11時まで航空機が飛行しています。それを、今回の機能強化で朝の5時から深夜1時まで、3時間の飛行拡大が提案されています。開港から今まで、落下物は確認されたものだけで158件発生しています。つい6月、開港から初めて、民家に落下物が直撃しています。一方で飛行時間はいとも簡単に拡大される。進められようとしています。これが実施されれば、安眠時間はたったの4時間だけです。騒音にも落下物にも耐えてきた中で、今回ばかりは、こんな非人間的な計画は許さないと、怒りの運動が成田市では始まっています。落下物はたびたび落ちること、飛行時間が拡大されていくことは、成田市でも証明されています。大きく反対運動が起きている成田市でも、当たり前教室型説明会はしっかり開かれています。重大事故が起きて、危険が現実のものとなっています。少なくとも教室型説明会の開催へ、区長名での要望書を出すべきです。なぜ出さないのか伺います。

○藤田都市環境部長 これまでも教室型の説明会については、さまざまな形で区から要望してきたところでございます。そうした中、先ほどお話をさせていただきました、品川区に向けた環境影響に配慮した方策についてのことも丁寧な説明をしていきたいというようなことを国も考えてございます。また、平成29年8月には、国の施策に対する要望ということで、特別区長会として羽田空港の機能強化について、騒音影響や安全管理など懸念される課題に対して住民が納得することができる十分な検討および説明を行うことを要望してございます。これは23区総意のものでございますけれども、住民が納得する説明とは、この間の各区とのお話の中でも、やはり教室型の説明会だと考えられてますので、しっかりとそのような形でも要望しているところでございます。

○石田（ち）副委員長 この間、区は、教室型説明会を強く要望していると。今も、区長会として、住民が納得できる説明を求めている。それが教室型説明会だということでしたけれども、行財政改革特別委員会の中で、国土交通省との意見交換の際、教室型説明会を区と相談して決めると国土交通省は言いました。その後、相談はあったのか伺います。また、どのような相談だったのか、国土交通省が区に出向いてきたのか、電話なのか、文書なのか、どういう形だったのか伺います。

○藤田都市環境部長 この間の国との調整でございますけれども、基本的には、しっかりと対面しながらお話をする場面もあれば、また電話等で会話をする場面もございます。そのような中で私どもとしては教室型の説明会について、「前回そのようなお話がありましたよね」というようなことでお話ししたところでございますけれども、国としては、これから控える4回目のオープンハウス型の説明もございまして、今の現段階の中では具体的な教室型のお話にはなっていないところでございます。

○石田（ち）副委員長 9月27日の行財政改革特別委員会で、私たちが共産党から、説明会の相談があったのかということをお聞きしたのですが、そういう形ではない相談があったということだったので、教室型説明会を開いてほしいということを放置しているのではないかと私は考えます。本気

で教室型説明会を開いてほしいという区民の思いは、区に本当に届いているのでしょうか、伝わっているのでしょうか。今後も求めていくのでしょうか。どのように求めていくのでしょうか。新宿区のように、区長名の要望書を少なくとも出すべきです。連日報道される航空機の落下物やエンジントラブルには、私たちも驚いています。多くの区民も不安をさらに大きくしています。先日、私たちは、続発する重大インシデントについて、共産党の国会議員を通じて国土交通省に聞き取りを行いました。この計画で新たに飛行経路に当たる自治体から、多くの住民、議員が集まり質問をしましたが、国土交通省は、事故が起こらないように対策強化をするとしか答えませんでした。国土交通省は、落下物の対策強化についてということでホームページで示しています。どのようなものなのか、ご説明ください。

○藤田都市環境部長 国に対しての申し入れでございますけれども、先ほども申したとおり、特別区区長会としても、課題に対して十分な説明を行うように求めており、また区といたしましても、この間、国や都との個別の話し合いの場面、あるいは羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会の場面でも、私からも直接、求めてきたところでございます。

○石田（ち）副委員長 国土交通省がホームページで出しています落下物対策の強化についてを説明ください。

○藤田都市環境部長 大変失礼いたしました。落下物対策の強化についてでございますけれども、国土交通省のホームページでは、現在検討中の事項ということで記載されてございます。落下物対策については、住民の説明会での意見を踏まえまして総合的に対策を整理・充実していくということで、今後の住民説明会での意見も踏まえていきたいというふうにしてございます。また、新飛行経路の運用開始までに対策を実施したいとしてございます。また、未然防止策の徹底としては、あらゆるチャンネルを通じた未然防止策の徹底ということで、適切な整備点検の徹底、あるいは外国の航空会社を招集して、しっかりと情報を共有すること、それから注意喚起をすること、それから駐機中ということで、とまっている飛行機の機体のチェックの強化をしていくことが挙げられてございます。また、事案発生時の対応強化ということで、情報収集あるいは分析の強化ということを行っていくこと。それから航空会社に対する処分等の検討も進められているというような新聞報道もございます。また、補償の充実ということも新聞報道がある状況にございます。

○石田（ち）副委員長 今説明いただいた中身で落下物が防げると思えますか。適切な整備の点検を徹底するとか、繰り返し指導するとか、注意喚起をどんどん進めていくとか、検査の強化、回数を増やすとか。こうしたことで本当に落下物を防げると思えますか。そして、その後は、もう落下したとき、した後の対策でしかありません。私たちは、この国土交通省への聞き取りで、羽田空港に着陸する航空機からの部品脱落は7年間で437件と報告されました。部品脱落は発見されると、落下物と名称が変わります。これだけの部品脱落、要は落下しているということなのですが、さらに外国の航空機からの部品脱落は報告はされません。把握もされていません。だから、実際はもっと多くの部品が脱落している、落下していると、新聞でも報道されています。これが品川区で起きたらどうなるか。区民が危険にさらされると思いませんか。伺います。これだけの部品脱落を起こす航空機が都心上空を飛ぶリスクを、どう考えているのでしょうか。しかも国際便が増便されるわけです。部品脱落の報告もない、把握もしていない国際線が、ひっきりなしに飛んでくる。私は必ず事故が起こると思いますが、いかがでしょうか。唯一の安全対策は、都心上空を飛ばないこと。今までどおり海の上を飛ぶことしかないと思えますけれども、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 今、委員からお話がありましたけれども、万が一の補償のとき、こちらの事

後対策というのは、これだけが単独で示されるべきではないと、私どもも考えてございます。安全対策等を、しっかりとした予防対策として確実にを行うことが必要であると考えてございます。こうした中で、国はしっかりとした対策をとり、それについて区民にしっかりと説明していくというふうにしているものがございます。しかしながら、ただいま私どもに示されているものとしては、まだまだ私どもとしても十分ではないと考えてございますので、これを具体的に国に示すように求めているところでございます。現段階では、地域の皆様方の不安の払拭にはなかなか至っていないと区としても考えてございますので、少しでも早く具体的に示すよう、繰り返し求めているところでございます。

○石田（ち）副委員長 単独で示されるものではないということですが、このようなトラブルや事故の背景には、エンジンの使い回しや、あと航空会社の採算優先、経費節減と人件費削減による人手不足で職場が疲弊しているという実態などがあると思うのです。ですので、単独だけでなくこののであれば、このようなトラブルや事故の要因を生む航空会社の根本的な体質として見直しをしていかなければいけないところがたくさんあると思います。そして、計画をとめる決定打は区長の反対表明です。かつての品川区、そして浦安市など、その取り組みで示されていますけれども、当時の羽田空港の沖合移転を実現させた品川区と、2004年のD滑走路新設時の浦安市で、当初の計画がどのように転換されてきたのかご説明ください。そして、それが、首長が反対すれば国も計画を押し切ることはできないという事例だと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 まず、飛行機でございますけれども、基本的には、国際基準にのっとりまして整備され、つくられ、それに基づき空を飛んでいるというような状況でございますので、その辺は、そのような基準をしっかりと遵守していただくべきと考えてございます。また、沖合転換の後の再拡張後の飛行ルート案等について、区としてもいろいろ申し入れを行ってございますけれども、当時、国土交通省からは、基本案と分散ケースということで複数の案が示され、その分散ケースの中に北風時の都心ルートが示されていたものでございます。低空飛行部分を海上に設定するというもう一つ別の案が同時に出されてございましたので、区として都心ルート案が示されたものについては、不採用としてほしい旨を申し入れたものでございます。

○石田（ち）副委員長 今の品川区の国への対応というのは、とても弱腰で、時には国を擁護するときも見られます。品川区が深刻な事態になると認識していないような姿勢なのですけれども、なぜなのか。やはり区長の立ち位置だと思うのです。区民の命と財産を本気で守るという立場に立つと、今、説明をいただいたように強い態度がとれる。要は経路変更を進めることができる。国の計画を転換させることができるということだと思うのです。

それでは、パネルを出させていただきます。これは、当時の広報うらやすです。市長を先頭に、市の上空を飛んだらどうなるかということで、私たちの真上を航空機が通過する。騒音被害は絶対に許さないといったことを主張し、そして自治体みずから調査し、市民に知らせ、この計画は認めないということを態度で示しています。そして、D滑走路の角度を10度傾けたらこうなるのではないかとといった案も示しているわけです。そして、これがルートを変えさせ、市の上空は飛ばないことを実現させています。区長の態度一つで変わります。2020年までに、あと2年ほどしかないのです。このままでは飛んでしまいます。今、この時点で反対しないということは、区長はこの計画を進めたいのでしょうか。品川区上空を巨大旅客機が低空飛行する計画を進めていくという立場なのでしょうか。伺います。

○藤田都市環境部長 航空政策でございますけれども、こちらは国の施策でございます。国が推進していく事業でございます。そのような意味で、区が推進するという立場にはないと考えてございます。

国として、特に部品の落下が相次いだことに対しましては、地域の皆様の落下物に対する不安の声があるということは認識しておりまして、落下物へのさらなる対策を講じ、総合的に未然防止策などの対策を充実させ、皆さんの理解をいただくことが重要であるという、このような考えをもとに、地域の皆さんに国として説明したいという話をしているところ、区としては、地域の皆さんの理解を得るための説明をしたいとしている国に対して、その機会を設けることをお手伝いしているという立場でございます。

○石田（ち）副委員長 当時も、国からの提案を、区や市がどう考えるかということだったと思うのです。なので、区が推進する立場ではないということですが、国が推進するものに区がどういう立場で向かっていくかということを知りたいのです。なので、この計画に、区長は要は賛同し、どんどん進めてくださいという立場なのか、もう一度伺います。そして、区長が反対すれば計画をとめることができます。落下物を防ぐことはできないことは明らかです。だから海の上を飛んでいるのです。品川区上空を飛ばせば、必ず落下物事故は起きます。公園で遊ぶ子どもに当たったら、お祭りやイベントなどの会場に落ちたら、民家やマンションに直撃したら、リアルに想像してみてください。この品川区の空の安全が、区民の安全が、区長の反対の決断にかかっていると思いませんか。伺います。

○藤田都市環境部長 区内では、これまで説明会が3回実施されてきてございます。4回目も今、計画されているところでございます。また、7回のニュースレターの発行、またきめ細かな、オープンハウスだけではなくて、地域ごとにミニオープンハウスあるいはワークショップなどを、区の中では開催しながら、さまざまな手法でこれまでも説明が行われてきました。しかしながら、いまだ区民の不安を感じているところだと、区としても考えてございます。区に示されましたような環境への配慮事項などを具体的に示すことが、国としてやはり必要であり、区として不安払拭に向けて、引き続き、教室型説明会も含め、きめ細かな説明を強く求めているところでございます。

国は、安全の確保や騒音対策を図るとして、地域の皆さんに説明をするとしているところでございまして、国のその姿勢に対しまして、区として説明の機会を奪うような形をすることはしてはいけないと考えているところでございます。

○石田（ち）副委員長 本当に、やはり今のご答弁も、国の立場で物を言われているのかと思うような発言ばかりなのです。このような重大インシデントが続発している中で、丁寧な説明が必要だと。そして、住民の不安を払拭していかなければならないと。こういったことを国も言っているのであれば、教室型説明会は少なくとも開くべきですし、ここはぜひ区長に答えていただきたいのですが、品川区の安全、区民の安全、命が、区長の決断にかかっていると思いませんか。反対表明すべきです。いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 国の落下物に対する説明につきましては、先ほどの重大インシデントのところでも若干お話をさせていただきましたけれども、この間、事後の速やかな報告というような形で調査をすぐに行います。このような話はございますけれども、その後の状況報告については、あまり明確に示されていないことから、あの話はどうなったのかなど区民の不安につながっていると、区としても感じているところでございます。都が主催いたしまして国も出席した7月の羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会でも、私からも直接申し入れを行ったところ、国からは、落下物の対策を検討することとあわせて情報提供のあり方も検討したい、なるべく早くその状況について報告したいというような回答はございました。これまで区民の皆様の不安の払拭に向けて、国に対して繰り返し具体的な説明を求めてきたところでございますが、国から示されるものは、検討していきたい、検討している、あるいは予定であるなど、具体的でなく、また不十分であると考えてございます。区議会からの意見書

にもあるよう、区としても具体的に区民に説明するよう、国に強く求めているところでございます。

○石田（ち）副委員長　2020年には飛んでしまうのです。本当に今、決断をしていただきたいと思いき、その決断が、そして反対表明するという決断が、38万人の品川区民の命を守るということにつながっていくと思いき。区長の反対表明を強く求めて、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長　以上で、石田ちひろ副委員長の質疑を終わります。

次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員　続きまして日本共産党の総括質疑を行います。私からは、国民健康保険について質問したいと思います。

まず初めに、国民健康保険の問題点をずばり3点述べます。1つは、国民健康保険料が支払い能力をはるかに超える高い金額だということです。2つ目に、国民健康保険料が高過ぎるために払えない滞納者に対して、過酷な取り立てと差し押さえが行われ、滞納者を追い詰めている問題です。3つ目に、来年度からの都道府県化で、さらに国民健康保険料が値上げされ、徴収強化が推進されるのではないかと問題です。国民健康保険料の引き下げと、無慈悲な滞納制裁をやめ、命と健康を守る国民健康保険への改善を求め、質問したいと思います。

まず初めに基本的なことを伺います。1つ目は、加入世帯数、加入者数、そして加入者の平均所得、どんな人が入る制度なのか。2つ目に、国民健康保険の構造的な問題とは何か。3つ目に、来年度から実施される国民健康保険の都道府県化によってどう制度が変わるのか、伺います。

○西田健康推進部長　まず、国民健康保険の加入世帯数等でございます。加入世帯は5万8,593世帯。人数で言いますと、8万3,123人。これは平成28年度末でございます。加入者の平均所得は約150万円でございます。どんな人が入る制度というご質問でございますが、75才未満の区民で、職場の健康保険組合や共済組合などに入っている方や生活保護の方は除いた75才未満の区民の人が入る制度でございます。

次に、国民健康保険の構造的な問題というご質問でございます。国民健康保険制度改革の解説によりますと、国民健康保険は加入者の年齢構成が高く、したがって医療費の水準が高いこと、それから所得水準が低く、保険料の負担が重いこと、それから市町村間の格差が多いということなどが挙げられているところでございます。

それから、来年度から実施される国民健康保険の都道府県化によって具体的にどう変わるかというご質問でございます。これによりまして、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業、納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うこととなります。このことにより、国民健康保険財政の入りと出を管理することとなります。市区町村につきましては、都道府県が市区町村ごとに決定した納付金を、都道府県に納付する形となります。納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮されるということです。それでは、都道府県化により区は大きく変わるかといいますと、区の負担や被保険者の負担が増えるものではなく、また、区の窓口業務の大部分は現行どおり実施することとなります。

○鈴木（ひ）委員　国民健康保険という制度が、失業者や無業者、そして非正規など、所得水準が低い人が多いというのが特徴だと思います。そして、今言われたように、所得に占める保険料の負担が重いということです。そして、定年後、誰もがお世話になる制度だということです。ということで、一部の人の制度ではないということ、改めて強調しておきたいと思いき。ということから、税金投入は

当然だし、それなしには成り立たない制度だということを指摘しておきたいと思います。

次に、高過ぎる国民健康保険料の問題について伺いたいと思います。委員長に許可を得ていますので、パネルを示したいと思います。

このパネルを見ていただきますと、40代の夫婦、子ども2人、年間所得300万円、月額になおすと25万円です。52万円の保険料とすると、所得の2カ月分が国民健康保険料で消えるということです。改めて、国民健康保険料は高過ぎると思いませんかということを伺いたいと思います。

そして、なぜこんなに高くなったのかということですが、1つは計算の仕方を変えたことです。そして、2つ目には、これまで一般会計から国民健康保険会計に繰り入れていた税金投入をやめたことです。国民健康保険料を抑えるために行っていた、高額療養費分の一般会計から国民健康保険会計への繰り入れは、来年度で100%廃止になる予定です。平成28年度の高額療養費分は幾らなのか、その金額を教えてくださいたいと思います。それから、一般会計から高額療養費分が100%繰り入れられていたときと比べて、廃止されることで1人当たり幾ら値上げになるのかについてもお答えいただきたいと思います。

そしてもう一つは、高過ぎる国民健康保険料というのは負担の限度を超えているということで、全国知事会も提言を出しました。そして、保険料引き下げに使ってもいいですということで、保険者支援金が国全体で1,700億円出されました。品川区の分は国・都・区の合計で幾らなのか、お答えください。そして、これは保険料引き下げに使えば1人当たり幾ら引き下げられる額なのかについてもお聞かせください。しかし、区はこの保険者支援金を保険料引き下げに使わずに、区の財源としてしまいました。私は本当にひどいと思うのです。これだけ高い国民健康保険料を引き下げられるにもかかわらず、引き下げられないで財源としてしまったわけです。なぜ国民健康保険料引き下げに使わなかったのかについてもお答えください。

○西田健康推進部長 まず、国民健康保険料は高過ぎると思わないかという点でございますけれども、高いか低いかということにつきましては感じ方によるものと思いますが、健康をみんなで支えるという国民皆保険制度という制度の一つでございますので、制度の内容をご理解いただいて、皆様にご説明を丁寧にして、ご理解いただけるように引き続き努力していくということが言えることかと思うところでございます。

それから、2点目の、平成28年度の高額療養費分でございますが、区といたしましては、13億5,000万円でございます。

次に高額療養費分が一般会計から100%繰り入れられたときと比べて、これが廃止されることによって1人当たり幾ら値上げとなるかというご質問ですが、約1万6,000円でございます。

それから、保険者支援金が国全体で1,700億円、品川区の分は国・都・区の合計で3億5,000万円になるところでございます。それから、保険料引き下げにこの金額を使えば1人当たり幾ら引き下げられるかということですが、4,200円でございます。従来から特別区は、国の政令基準と比べて大幅に保険料を引き下げしており、その引き下げに多額の法定外繰入金を充てているものでございます。このため、統一保険料方式の仕組みの中で、区としてもそれに倣っているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 私は、今の部長の答弁に本当に驚きました。高いか重いかは感じ方によるということですが、これは、今、部長がみずから答えていただいた国民健康保険の構造的な問題の認識からも、それから全国知事会が出している提言の認識からも、違うと思うのです。構造的な問題では、所得に占める保険料負担が重いと、これは区の資料にも書かれていますし、厚生労働省も認めているこ

とです。そして、全国知事会も、もう国民健康保険料の重さは被保険者の負担の限度を超えているということで提言を出して、国に対して、しっかりと財政支援を下さいということを求めているのです。改めて、私は部長に、国民健康保険料が高いという認識をしっかりと持っていただきたいと思うのですが、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一つのパネルで、今、部長からも答弁がありましたように、私は、1人2万円の保険料を引き下げることができるということを示したいと思います。4年前から削減した、来年100%廃止する高額療養費分の税金投入をもとに戻すことで1万6,000円。そして、新たな支援金を区の財源にするのではなくて保険料引き下げに使うことで4,200円。合わせて1人2万円の引き下げができます。ぜひ、この2万円を引き下げてくださいと求めたいと思いますが、いかがでしょうか。できないということであれば、その理由もお聞かせください。

○西田健康推進部長 高額療養費の賦課総額への算入や、保険者支援分を保険料軽減に投入することにより、保険料1人当たり2万円余り引き下げることができるのではないかというお話と、なぜそれをやらないのかというご質問でございます。

先ほども申しましたけれども、現在、保険料率というのは、特別区統一保険料方式によって決定しておりますので、現行の枠組みの中では、区独自でこうした保険料引き下げを行うということができず、特別区全体の調整が必要となります。また、その上、保険料を引き下げることにより、その分は一般会計からの法定外繰入金が増加するということとなります。繰入金の財源は、住民税等の一般財源となりますので、結果的に、国民健康保険に加入していらっしゃる方に、国民健康保険加入者の負担を背負っていただくこととなります。国民健康保険加入者の方の保険料負担については、他の医療保険との負担も比較し、一定程度の負担軽減は必要であると考えますが、一方で、法定外繰入金の増加は国民健康保険以外の区民の方の負担を増やしてしまうことにつながりますので、国や都における制度の改革の状況や、他の区市町村の保険料負担の状況などを鑑みながら、バランスを考慮して現行の枠組の中で法定外の繰り入れを行っているところでございます。そういう意味で、努力も今後しているところでございますので、推移を見守っていただきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員 保険料が高いか重いかという認識については、私は、保険料の負担が重いという認識をしっかりと部長にも持っていただきたいと思うのです。ここのところは認めていただきたいということで、大事な問題なのでしっかりと答えていただきたいと思います。

それから、法定外繰入金の問題は、新たに投入するというのではなくて、今、もう既にずっと、保険料を引き下げるために投入されてきたものを、廃止したわけなのです。しかも、この国民健康保険というのは誰もがお世話になる制度だということでは、不公平はないということを指摘しておきたいと思います。改めて、保険料の負担が重たいところの認識をお答えください。

それから、これだけ保険料が高過ぎて、負担の限度を超えているということが、誰もが認める構造的な問題であるにもかかわらず、さらに一般会計からの繰り入れをやめて国民健康保険料を値上げする。それから、引き下げに使える財源も引き下げに使わずに区の財源としてしまうということは私は、改めて構造的な問題を解決する意思がないのではないかと。それから、区民の重い負担を軽減する意思がないのではないかと。このことのあらわれではないかと思えます。

そして、さらに問題が、来年から都道府県化が始まる問題です。今年の9月20日に東京都の国民健康保険運営協議会が行われました。そして東京都国民健康保険運営方針の素案が出されました。私はこの素案を読んで、本当に恐ろしい内容だと、ぞっとしました。その内容は、決算補填等目的の法定外繰

入金額は解消・削減すべきだと。解消・削減すべき赤字だと繰り返し述べて、区市町村国保財政健全化計画を策定して、計画的に赤字を、つまり法定外繰入金をなくすことを求めています。私は、こんなことになったら、もっと大変な事態になっていくと思います。改めて、東京都が平成29年度ベースでの試算も発表しました。質問ですけれども、一般会計から国民健康保険会計に法定外繰入金を行わなかったら1人当たり幾らになるのか、その額をお答えください。そして、それは、平成29年度の1人当たりの保険料、今、平均で12万6,212円ということになっていますけれども、これと比べて幾ら高くなるのかをお答えください。そして、部長は我が党の第2回定例会の質問でも、決算補填等の繰り入れをなくしたら、さらに1人当たり1万7,000円値上げとなると答弁しました。しかも、これまでどおり法定外繰り入れを継続することは非常に困難と答えています。私は、東京都と品川区が一緒になって、この高過ぎる国民健康保険料を引き下げるところか、都道府県化させることで、さらにとてつもない値上げを強行していくことになるのではないかと大変心配しているのですけれども、いかがでしょうか。

○西田健康推進部長 東京都が発表した平成29年度ベースでの試算によりますと、一般会計から国民健康保険会計に法定外繰り入れをしない場合は、15万5,363円になります。平成29年度の1人当たりの保険料12万6,212円と比べて、2万9,151円高くなるという試算でございます。

それから、私が第2回定例会の質問で、これまでどおり法定外繰り入れを継続することは非常に困難とお答えした内容でございますが、何度も繰り返しになりますが、23区は同一歩調で動いております。また、今、制度改正の中で、区長会、部長会、担当課長会などもはじめとして、検討を進めているところでございますので、もう少し経緯を見守っていただいて、新たな制度改革に向かってまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 国会ではこの問題を何度もやっけていまして、法定外繰り入れをするか、しないかというのを決めるのは、各自治体が決められることだということで、何度も答弁があります。ということで、法定外の繰入金を入れるか入れないかというのは、区が判断できるのです。できるので、ぜひやっていただきたいと思います。さらに、厚生労働省が、試算の結果から、あまりの値上げになるということで、これは大変だと。急激な保険料値上げにならないように、法定外繰入金の維持をするようにということで要請しています。区民はこれ以上の保険料値上げは耐えられません。まして2万円も3万円も値上げとなったら、私は国民健康保険は制度維持どころか崩壊していく。国民健康保険崩壊ということになっていくと思います。改めて、保険料負担を軽減させるという立場で、今までどおり法定外繰り入れを行うよう強く求めますが、いかがでしょうか。

○西田健康推進部長 繰り返しの答弁になって大変申しわけございません。23区統一保険料方式の中で、今、制度改正に向かって着々と準備しているところでございます。品川区独自でそういう決定をするべきものではございませんので、もう少し経過を見させていただきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員 ぜひ、保険料軽減の方向でお願いしたいと思います。

続きまして、保険料が高過ぎて払えない人がたくさんいます。滞納整理・滞納処分について伺います。滞納世帯数、短期証・資格証の発行件数、差し押さえ件数、平成28年度の収納率、それから滞納理由として多い順番から5つ、お答えいただきたいと思います。それから、収納率を上げる、滞納者を減らす、また差し押さえを行うほど、東京都から交付金が出る仕組みになっています。東京都の収納率向上にかかわる取組成績別交付算定表による交付金が幾らか、実績と交付額、それから合計の交付額についてもお答えください。

○西田健康推進部長 滞納整理・滞納処分についてのご質問でございます。

滞納世帯数は約1万1,000件、短期証の発行は約1,700件、資格証の発行は約190件、差し押さえ件数は約826件でございます。平成28年の収納率でございますが、現年分の収納率91.68%、滞納繰り越し分の収納率が49.78%でございます。それから滞納する方の理由でございますが、1番目に無財産、2番目に借り入れ過多、3番目に病気・負傷、4番目に勤労所得の減、5番目に事業不振でございます。

それから次のご質問の、東京都の収納率向上にかかわる取り組みについて交付金をいただける制度がございます。平成28年度に品川区へ交付される金額は1億6,800万円でございます。

○鈴木（ひ）委員 今、部長が答弁された滞納理由からも、多くは、払いたくても払えない貧困の実態があると思います。これを、厳しい取り立てと差し押さえを東京都と一緒に行って、収納率を上げていくというのが実態だと思います。品川区の収納率は5年前、85.27%で、23区で7位でした。それが、平成28年度、91.68%です。23区でトップになっています。東京都から褒章され、区長表彰を行い、自慢をしていますけれども、しかし私はそれは自慢できることだろうかと言いたと思います。私は、その裏には、貧困に追い打ちをかけ、区民を追い詰める過酷な取り立てがあることを告発したいと思います。

私が受けた相談です。母子家庭で小さい子どもを2人育てながら、体調を崩し、現在、障害年金と子ども手当、育成手当などで生活している方からの相談でした。国民健康保険料は毎月欠かさず払い続け、滞納分の返済も続けていました。ところが、突然、過去の滞納分27万円を一括払いか、来年3月までの半年間で月4万5,000円ずつの分納か、2つに1つの選択しかない。そして、できなければ学資保険の差し押さえを行うということも言われました。どんなに窮状を訴えても、分納の延長さえ認めてもらえない。2つのうちどちらかを選ばない限りは、子どもの保険証も含めて3人分の短期証は渡さないとされたそうです。母親は子どもと心中するしかないのかと思ったと言われました。

ここには、私は幾つも問題点があると思います。3点お聞きします。1つは、来年の3月までの分納計画を強制するという根拠があるのかという問題です。2つ目に、私は、追い詰めるだけの滞納整理になっているのではないかと。生活全体を捉えて、生活保護など、他の制度で生活が成り立つ支援がなされていないのか。それで3つ目には、子どもの保険証というのは無条件で出すことになっていると思います。それは、子どもがいつ病気になるかわからないし、また病気になったら急激に悪化することがあるためだと思います。子どもの保険証を人質にとって、無理な分納計画を強制するのは、厚生労働省の通知にも反するのではないのでしょうか。あわせて、親が短期証をとりに来ていないために渡っていない子どもの保険証は何人分あるのかお答えください。直ちに、子どもの保険証は郵送すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、差し押さえについてです。給与、年金の生計費相当分などは、本来、法律で差し押さえ禁止財産となっています。しかし、区は、差し押さえ禁止の給付金でも、預金口座に入れば預金債権となるため、差し押さえ禁止財産とはならないとして、最低生活費として保証されるべき差し押さえ禁止財産まで差し押さえるやり方をしています。これをこれからも続けるのか、改めて確認したいと思います。

○西田健康推進部長 滞納整理のやり方についてご質問を幾つかいただきました。まず、来年3月までの分納計画ということでございますが、基本的には会計年度内の3月が1つの目安とはなりますが、個々のご事情もあると思いますので、ぜひ相談に来ていただければ、そういう状況を勘案し、柔軟な対応も考えていくところでございます。ただし、原則は3月でございます。

次に、相談においては、相談者の生活全体を捉えながら行うべきではないかということも感じて
いるところでございます。ですから、お困りになった方は、ぜひ国民健康保険の窓口にご相談に来て
いただければ、私どもも親身になって、その方の状況を伺って、どういう手だてがあるかを真剣に考
えていく姿勢を持ってございますので、ぜひご相談に来ていただければと思います。

そして、子どもの短期証等の問題ですけれども、申しわけございませんけれども、現在渡っていない
短期証が幾つあるかということとはわかりませんが、取りに来てくださいということについては、
顔を合わせて、ご相談ができるというメリットから、取りに来てくださいと言っているわけござい
ます。ただ、どうしても取りに来れない方は、その事情を言っていただければ、速やかに送付するこ
ともできます。特に子どもの場合は、そういう形で連絡していただければと思います。

それから、差し押さえについてです。非常に過酷ではないかということもございませぬけれども、やは
り、私どもとしては、第2回定例会でも述べましたように、差し押さえについて、法令や判例を遵守し
て、適正な滞納処分に努めてまいります。必ずご相談には乗らせていただきますので、お困りの方は
ご相談していただければと思っております。

○鈴木（ひ）委員 私がお申し上げた3月までの分納計画、それから生活保護などの支援の案内とい
うのは、もう既に国保医療年金課に相談に行った方の事例ですので、ぜひ温かい相談を今後やってい
ただきたいとお願ひしておきたいと思っております。

そして、子どもの保険証なのですけれども、これは分納計画を立てなければ保険証を渡さないとい
うやり方は、ぜひ改めていただきたいと思うのですけれども、その点をお願いしたいと思ってお
ります。

また、子どもの保険証は、2009年12月16日の厚生労働省の通知にあるように、やはり速やか
に発行するというのが、その通知では求められておりますので、速やかに発行して手元に届くよ
うにということで、改めてお願いしたいと思っておりますけれども、その点もお聞かせください。

それから、差し押さえについては、この差し押さえ禁止額までやるというのは、私は法の趣旨に明
らかに反している脱法行為と言わざるを得ないと思っております。こういうやり方を地方自治体はするの
かを私は訴えたいと思うのですけれども、ぜひ、この差し押さえ禁止額まで差し押さえるというやり
方はやめたいと思うのですけれども、この点についてもお聞かせください。

○西田健康推進部長 分納計画を立てないと短期証を渡さないとか、そういうお話でございませ
ぬけれども、繰り返しになりますけれども、さまざまな、その方の事情を考慮して考えていきます
ので、ぜひまたご相談にいらしていただければと思います。

それから、差し押さえについて、今までも判例・法令等を無視して取り立てていることは全くござ
いませぬ。それはもう、私は誓って申し上げます。そういう方についても、その方の生活・生命を
第一に考えてご相談に乗りますので、ぜひその方もいらしていただければと思います。

○鈴木（ひ）委員 私は、子どもの保険証は速やかに届けていただきたいと思っております。改
めて求めておきます。それから、預貯金に入れば差し押さえ禁止額まで差し押さえるというのは、
実際にやられていたので、こういう形で取り上げております。ぜひこれをやめるよう、強く求
めておきたいと思っております。

国民健康保険の問題は、本当に命がかかった問題です。そこには、貧困で払いたくても払えない
区民の苦しみが横たわっています。厳しい制裁でどんなに追い詰めても、解決はできない。悲劇
を招くのではないかと心配です。構造的な問題の解決こそ必要です。国民健康保険は値上げで
はなく引き下げこそすべきです。国民健康保険負担を抜本的に引き下げること。そして区の一
般会計からの法定外繰入金も、子どもの均等額の軽減なども行い、払える国民健康保険料に改
めて、命を守る国民健康保険にすることを

求めて質問を終わります。

○鈴木（真）委員長　以上で、鈴木ひろ子委員の質疑を終わります。

次に、いながわ貴之委員。

○いながわ委員　民進党・無所属クラブを代表して、総括質疑を行います。

防災まちづくり、未接道宅地、最低敷地面積、旧同潤会地区の整備、それぞれについてお伺いしてまいります。今回の質疑では、防災まちづくりの推進を通して持続可能な居住空間の創出について、問題提起と提案を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

初めに防災まちづくりについてであります。区内に分布する木造密集地域、市街地の整備については、都の事業で一部、区費も入っている木密不燃化10年プロジェクトにおけるさまざまな取り組みや、区の事業である除却も含む耐震関連の助成があります。木密整備推進課が所管する木密不燃化10年プロジェクトは、首都直下型地震で想定される被害を最小限に抑えるべく各種施策が展開される中、特に震災時に発生が危惧される木密地域内での火災被害を最小限に抑えるため、燃えないまちをつくる不燃化の取り組みを行っており、この制度が強力な推進力のもと実施されていることは高く評価させていただきます。不燃化特区については、23区中最多の9区で指定を受けており、今までの各種質問では、不燃化特区内の取り組みが確実に進められているとのお答弁もいただいております。この制度は平成32年度までの期間限定の取り組みであり、残り期間は3年半ほどありますが、事業開始から不燃化特区における助成件数がどのように推移しているか、その結果をどう評価しているのか、ご答弁願います。

○藤田都市環境部長　不燃化特区における助成でございますけれども、こちらはさまざまございますが、木密地域の改善の大前提となる木造建築物の除却助成についてご説明させていただきますと、受付件数は平成27年度が71件と、対前年比では1.9倍となっております。また、平成28年度は114件、1.6倍であり、平成26年度と比較すると約3倍となっております。参考までに、平成29年度末のこちらの見込みでございますけれども、189件と上昇傾向は続いている状況でございます。これは、地域ごとの協議会や地域ニュースあるいは戸別訪問などにより不燃化特区制度が浸透いたしまして、建て替えの意識が高まったことによるものと評価しているところでございます。不燃領域率の目標達成には、さまざまな手法をこれからも組み合わせ、さらなる取り組みが必要だと考えてございます。

○いながわ委員　平成28年度から平成29年度の予想ということで、大分伸びが見られているということでもありますので、今後も目標達成のため、不燃化特区内におけるメニューの拡充、助成金の拡充、新たな助成制度の創設を含め、さらなる取り組みを行い、木密地域における整備を、不断の努力のもと推進していただきたいと思います。ここで1点、先ほど申し上げましたように、また新たな助成金の創設という部分についてご所見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤田都市環境部長　制度の拡充につきましては、平成28年度より、建物解体に伴い引っ越しをする費用の一部を助成する住みかえ支援といったものや、新たに、火災に強い建物構造にする費用の一部を助成する不燃構造化支援といった制度の運用を開始したところでございます。また、今年度からは、平成17年3月以前に建てられました木造建築物なども除却の助成対象となるよう要件緩和をし、目標達成のために、これまでも積極的に行ってきたところでございます。

今後でございますけれども、引き続き、地域の皆様方の声を聞きながら、どのような形で進めれば不燃化が進むのかといったことについて、お話をよく聞きながら事業を進めていきたいと考えてございます。

○いながわ委員 鋭意、努力をしていただきたいと思います。

続いて、建築課が所管している耐震関連の助成事業であります。平成16年度より耐震診断に対する助成を開始し、平成18年度には、耐震改修工事に対する助成を開始、補強設計助成やマンションの耐震化助成など、さまざまな支援メニューと拡充策により耐震化促進に向けた取り組みが進められていることは周知のことであり、高く評価するところであります。総合的な防災づくりは、先ほどお伺いいたしました特区内における不燃化とともに、耐震化にかかる取り組みも重要であると考えております。改めて、耐震化の取り組みの成果をどのように評価して、今後どのように展開していくのかをご答弁いただきたいと思います。

○藤田都市環境部長 区内の住宅の耐震化の支援につきましては、平成16年に事業を開始いたしまして、これまでに耐震診断助成が1,226件、補強工事助成が228件、除却助成が591件など、合わせて2,569件の支援を行ってまいりました。この支援を通じて耐震化を進めてきたところでございます。また、5年ほどの動きを見ますと、支援の実績は増加傾向となつてございまして、その結果、住宅の耐震化率は平成24年の68.3%から、現在、速報値でございまして73.5%と、5.2ポイント上昇してございます。さらなる耐震化を進めるために、平成29年度からは、建物の倒壊危険度の高い地域における重点的な取り組みとして、戸別訪問における直接的な働きかけをスタートさせたところでございます。引き続き、耐震化の目標でございまして95%に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○いながわ委員 耐震改修するとともに、やはり除却が増えているということは、それなりに、まちが改善されていっているということだと思いますので、しっかりと努力していただきたいと思います。事業開始以降、耐震化に向けた取り組みが、まさに今のご答弁のように、着実な成果につながっていることはよく理解できました。どちらにしても、不燃化特区と耐震建て替え助成、双方、あわせわざで、この地域の都市環境は、燃えないまち、倒れないまちへと変わりつつあることを、よく理解することができました。

しかしながら、一方で、品川区耐震化促進計画では、耐震化の目標として、平成32年度までに区内住宅の耐震化率95%が掲げられております。この目標に基づき、区内の建築物の耐震化が進められているわけですが、現実を直視すると、非常に厳しい状況ではないかと感じるところであります。事業が進まない要因は、私も何度も申し上げているのですが、多額の費用、居住者の高齢化、融資関係などが挙げられています。これは事業開始からの課題であったことは、もう周知のことと言うまでもありません。

耐震化が進まないさまざまな要因がある中で、本質を捉えたとき、未接道宅地の建て替えが建築基準法上困難であることも、この建て替えが進まない大きな要因の一つであると私は考えております。耐震建て替えにおいては、整備地域、新防火地域で耐震建て替えの助成が行われ、不燃化特区制度においても、除却や固定資産税の減免措置など支援メニューを展開しておりますが、通常の建て替えであれば、既存建物の除却を行い、建築することができます。家族が幸せになれます。しかし、未接道宅地の場合、既存建物の除却費は助成対象であります。建築基準法上、建築が困難でありますので、除却後、更地であれば、固定資産税の上昇に加えて、宅地、更地というのですか、その管理の必要性など、マイナス面が多くあり、一方、売却しようにも建物を建築できなければ宅地を売却することもできない。不燃化特区内では、除却後の固定資産税の減免や、UR都市再生機構による宅地の取得を行っていますが、未接道宅地の場合、近隣の合意のもと、共同化の道筋が立たなければ、不動産事業者も取得することはあ

りません。このような現状では、自由経済というのでしょうか、円滑な不動産流通において、自己資産の有効利用ができなくなるわけであります。今後、特に未接道宅地など、単独での建て替えが困難な家屋、建築物があるという課題に、スピーディーに改善していく必要があると思っております。そして急務な行政課題の一つであると考えますが、区のご所見をお伺いしたいと思います。

○藤田都市環境部長 建物の建て替えに必要な接道要件を満たせないもの、建て替えが進まない事例といったものが木密地域に多くあり、安全安心なまちづくりを進めるために、この解消が望ましいことだと、私どもとしても考えているところでございます。これまで、勉強会や個別の相談などでは、未接道宅地と接する建物との共同化や敷地を再編いたしまして、地域の皆さんでルールをつくり建て替える協調建て替えなどについてのご案内をし、未接道宅地の解消にこれまで努めてきたところでございます。いずれにしても、スピーディーにこのような課題を改善していくために、区としてもしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○いながわ委員 建て替えたいが建て替えることができない。土地を売却したいが売却することができない。居住したいが老朽化のため居住することができない。このような現状を打破すべく、未接道宅地における建て替え要件の緩和は必要不可欠であると考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。これに関連して、未接道宅地であるけれど、近隣の宅地を取得して建て替えを可能にした場合、それにかかる費用の一部を助成する制度の創設も必要だと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。この費用の一部というのは、土地を買うために行政がそれに公金を入れるというよりは、むしろ登記費用なのかは別にしても、何かしらの助成が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 建築基準法では、建物の敷地は道路に2メートル以上接することとなっております。これは、建物の利用、災害時の避難や消防活動、日照、通風といったものの確保など、安全で良好な市街地環境を形成する上で重要なものだと考えているものでございます。法の中では、2メートルの接道がなくても、安全、防火、衛生といった観点から一定の配慮がなされた計画については、許可する規定も現在もあるところでございます。区では、この取り扱い方針を作成いたしまして、1.8メートル以上の接道などの基準を現在公表しており、窓口でも相談などの対応に応じまして、平成28年度もこのようなケースの中で5件の申請を受け付けたところでございます。引き続き、この方針の周知を進めまして、個々の案件の相談には丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

また、個別の建て替えにおける支援では、除却については未接道のものでも助成の対象でございます。また、建築確認がとれるケースであれば、不燃構造化支援などの助成の対象にもなり、全体としてはしっかりと支援しているものでございます。周囲の建物との共同化や、敷地を再編し、皆さんでルールをつくり建て替える、先ほど申した協調建て替えといったケースでも、助成制度はあるものでございます。個別のケースでも共同化の場合でも、制度をしっかりと周知して、地域の皆さんのさまざまなケースに対応できるように、全体としてしっかりと支えていくような形で支援をしていきたいと考えてございます。

○いながわ委員 多少、私が申し上げたのとご答弁が違うような気もするのですけれど、要するに未接道宅地に関しては、私道はあるけれど1.8メートル以下でありますと。1.8メートル以下だと、家を建て替えることが基本的にはできないのだけど、隣がたまたま縁があって購入でき、あえて2メートルにして建築ができるような状況にし、建物を建て、そこに何世帯かで住むということをしている方も多くいらっしゃると思うので、そういう部分に関してしっかりバックアップができるような助成金の創設を行ったらいかがですかというニュアンスで、私はお伺いしたので、一言あればよろしくお願いま

す。

○藤田都市環境部長 今、委員ご提案のお話ですと、未接道の宅地があり、その周囲で地域の皆様方が一緒に、その土地とあわせて建て替えをしようということ、ルールをつくっていくようなケースということであれば、それは協調建て替えということになりますので、先ほどご答弁申し上げたとおりの仕組みがまずございます。また、もう一つ、お話の中で、例えば隣の敷地を一部購入することで自分の敷地が建て替えが可能になるケースについては、現在、今のところ、支援をするようなメニューはないところでございます。これについては、現在、区での考え方としては、その未接道の宅地については、その土地を購入することで財産価値が相当変わってくるということもございますので、なかなか個人の財産への支援というのは難しいかと感じているところでございます。

○いながわ委員 もう、おっしゃるとおりで、個人のところでそういう投入をするというのは難しいかもしれない。それで私は、この問題意識の本質は何なのだといったときに、助成を受けられるところはどんどんきれいになっていく、建築が可能なところはどんどんきれいになっていく一方で、コアな部分というのは必ず残っていくのではないか。そこをきれいにしないと、やはり密集地域における危険度が拭い去られることはないのではないかとこのところを私は危惧しているので質問させていただきましたので、ぜひその辺は、そういう土地がどれぐらいあるのかということぐらいは、少なくとも所管として把握していただきたい。調査して、どこにどれぐらい、そのようなところがあるのかぐらいは把握していただきたいと思いますが、一言何かあればお願いします。

○藤田都市環境部長 木密集地域におきましては、これまでも未接道宅地への対応も含めて、課題の解決に向けて、地域の方々との協議会あるいは検討会あるいはフィールドワークを重ねまして、議論をしてきたところでございます。引き続き、地域の実態としての声を聞きながら、要件あるいは助成制度の利用についての啓発をしっかりとしていきたいと考えてございます。

一方では、空き家の適正な管理の観点からは、老朽化して適正に管理されていない建築物といったものは固定資産税が上がるというような制度もございます。また、除却をすれば減免を受けられるというような制度もあり、そのような側面も含めまして、いずれにしても、地域の課題解決に向けてはスピーディーな対応が必要だと考えてございます。

○いながわ委員 まさに私のフィールドワークにおいて、家を建て替えたいが未接道なので建て替えることができない。息子の代で建て替えたいので銀行にまで話を持っていったけれど、お宅はだめですと言われたとか、未接道宅地なのだけど、隣接の宅地を取得して私道を拡張したことによって、建て替えて2世帯住宅を建てることができて、家族ともに住むことができたという声を聞いたので、こういう質問を私はさせていただきました。ご存じのように、戦時下の空襲で、荏原区、品川区は多分、多くの家屋が火災で焼失した。運よくそれを免れた家屋が、おそらく現代における、接道のない、密集・未接道の地域を招いているということは否定することはできないと、必ずあると思います。それで、その人たちはおそらく苦しんでいる可能性もありますので、しっかりそういうのを調査していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、最低敷地面積についてお伺いしてまいります。地区計画において、さまざまなメニューの中で、要件緩和や最低敷地面積等の規制を実施して、それぞれの地域で抱えるまちづくりへの課題を解決するため、住民の発案のもと、まちづくり協議会等で論議を重ね、定められていくということは承知しております。まさにこれは、地域の皆様が主体であるまちづくりであることで、否定することはできません。地区計画内にある最低敷地面積を定める理由としては、土地の細分化につながるミニ開発によって生じ

る密集市街地の再形成を抑制し、その地域の良好な都市環境形成を促すものとして、私も非常に理解するところであります。今回お伺いしたいことは、最低敷地面積を定める過程と、大体60平米とは聞いておりますが、その平米根拠をお知らせいただきたいと思っております。

○藤田都市環境部長 平成14年に、建築基準法の改正によりまして、全ての用途地域で敷地面積の最低限度を定めることが可能となり、区といたしましては、用途地域等の指定方針あるいは指定基準を策定いたしまして、良好な居住環境の区域、あるいは細分化による住環境の悪化を防止する区域といったものの地区に、地区の特性や住民の意向を踏まえまして敷地面積の最低限度の指定を検討するというところで、指定方針、指定基準に明記しているところでございます。木密地域はまさにこのような地域でございまして、地区計画を定める際には、防災性や住環境の向上を目指し、敷地面積の最低限度の導入などの地域ルールを策定したものでございます。策定の過程といたしましては、地域の皆さんで組織するまちづくり検討会の中で原案を策定いたしまして、説明会や公告・縦覧、意見書の提出を受けまして、都市計画審議会で確認するものでございます。また、面積につきましては、地区内で建てられている住宅の敷地面積の調査を行いまして、細分化の抑制効果がある値といったものを算出し、定めたものでございます。

○いながわ委員 本当にこれは、地域の方でお決めになったことでありますので、改めて理解するところではありますが、先ほど言った、私はまちづくり協議会と言ったのですけれども、検討会というのですか。まちづくり検討会というのは、実際にどういう方で組織されているのか。おそらく有識者も入っていて、区の所管の職員も入っていると思うのですが、その中に例えば地域の不動産関連というのですか、関係の方が入っているのか、大手ディベロッパーは入っているかもしれないですけど、地元の方が入っているかどうかというのを確認したいと思います。

○藤田都市環境部長 策定に当たっては、先ほど申しました都市計画審議会、あるいは地区計画策定に向けた検討会・協議会がございまして、地域地域によりまして、検討会という呼び名であったり協議会という呼び名であったり、さまざまな形でございます。

まず、区長への諮問機関である都市計画審議会には、有識者、区民の代表、不動産の関係の方々もいらっしゃいます。また、地域の検討会のメンバーでございまして、経歴などの詳細については区として把握してはございませんが、町会のメンバー、参加希望のあった方、あるいはこのような地区計画等に関心の高い方などに参加いただいております。私どもが考える上では、いわゆる地域の有識者と言ってもいいのかと感じているところでございます。

○いながわ委員 都市計画審議会には入っていらっしゃるということは、私も存じ上げております。ただ、まち場で、どういふまちなのかという、本当の最初のイロハのイの部分でいろいろ決めながら、こうしたほうがいと議論する中に、地元の方というのですか、地元の不動産会社とか、そのような方が入っているのかという質問だったので、もし何かあればお答えいただいて。ぜひ入れて、いろいろ議論したほうがいいのかと。これは、いろいろな考え方の中で、もちろんまちがすごくよくなるということは、絶対否定することではなく、どんどんやるべきだと思っております。よく言われるように、区内の平均敷地面積というのは、おそらく40平米から55平米という形で聞いております。住宅を購入する際の住宅ローンでは、最低敷地面積が40平米である。大体、このようなところから見ていくと、最も多い敷地面積が40から55平米、不動産価値も一番高いと言われている部分だと思っております。最低敷地面積を定めることによって、都市環境が良好になる反面、自己資産の目減りにつながる可能性は否定できません。何かを規制すれば誰かがデメリットを受けることも言うまでもありませんが、デメリット

を最小限にする仕組みも必要だと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○藤田都市環境部長 まず、検討会のメンバーでございますけれども、区で経歴などの詳細を把握してメンバーを決めているというより、地域での希望をとったりしながらメンバーが決まってくるもので、具体的にどのようなメンバーになっているかというのは、経歴までは区としては把握していないところでございます。

次に、最低敷地面積のほうでございますけれども、現在、既に敷地面積が下回っている場合もございます。このような場合については、そのまま建て替えができるなどの、デメリットが最小限となるような措置も、地域の皆さんとの話し合いの中から整理してきていますのでございます。まちづくりの中で、あるいは地区計画を策定する中で、規制を進めるだけでは地域の皆さんの賛同は得ることはできないと、私どもも考えてございます。今回のようなケースの中では、あわせて、街並み誘導型地区計画といたしまして、車線規制の緩和などの規定も設けまして、バランスをとりながら、まちづくりを進めているものでございます。

○いながわ委員 最低敷地面積、いろいろ緩和策もあるということでありましたが、その最低敷地面積を定めることによって、長い目で見れば、資産の目減りのみならず、地域の居住人口の減少、見方によれば地域への流入人口抑制になってしまうのではないかとということで、個人的に危惧したところでございます。どのような世帯であっても、そのライフスタイルに合ったマイホームを手に入れることは、人生最大の夢であり希望でもあります。これは地域にとっても有益なことであり、人が増え、会話が增え、人と人のコミュニティーが生まれ、ひいては地域のコミュニティーが形成され、地域のにぎわい、発展にも大きく寄与することは否定することはできません。ぜひ、今、私が申し上げたことは、問題意識を持って、しっかりと最低敷地面積に関しては、60平米と、今、何となく決まっておりますが、そのような問題意識を持って施策に取り組んでいただきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

続いて、最後に同潤会地区の防災街区整備事業について、少しご提案も含めてしていきたいと思えます。不燃化特区内の中延二丁目にある旧同潤会地区では、関東大震災の復興住宅として建てられた同潤会住宅があり、当時の街区形状をそのまま残す、歴史ある地域でありましたが、高度経済成長期など、時代の変遷の過程で、住宅の高密度化、道路への住宅のせり出しなどによる社会基盤の脆弱化が進み、何かと防災上、課題が多い地域でもありました。現在、地域の皆様に組織する事業組合により、大規模な共同化が進められております。新たな共同住宅の建設は、地域内のみならず、地域全体の防災性の向上に大きく寄与するところでもあります。新しい施設の建設により、大きくまちが変わろうとしていますが、従前のまちを知る地域の方々に対し、従前のまちの記憶を残すため、また、これから新たに居住される方にも知っていただくため、建設される施設内には、旧同潤会地区が持っていた、歴史を感じさせるしつらえ、いわゆる景観や意匠を設けていただければと思っております。ご提案いたしますが、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 まず、最低敷地面積のほうでございますけれども、都市計画は、私どもがまちづくりを進める上でベースとなるものでございますけれども、こちらの都市計画は、やはり100年かけてまちをつくっていくといった意味での、100年の計とも言われているものでございます。区で進めるまちづくり、子どもや孫の世代の輝く笑顔につながるものと考えてございまして、木密地域の改善のために今、必要なことは、これ以上、密集した市街地とならないようにすることであるということも考えているところでございます。まさに、都市環境が良好になることであると思っております。このような中でも、地域の皆さんの声をしっかりと聞きながら、ご理解をいただきながら進めることが、

品川区におけるまちづくりであり、引き続き、さまざまなまちの課題に向けて地域の皆様と取り組んでいきたいと考えてございます。

また、同潤会のほうでございますけれども、この間、防災街区整備事業の組合の方とお話をする中で、品川区の景観計画に基づきまして、さまざまな歴史を刻むようなものを残していこうということになってございます。ちょうど放射状にいろいろまちができていたということもございまして、そのような形を舗装材に残したり、あるいは桜並木が当時あったということで、そういったもの残すようなことも含めまして、まちの記憶を残すためのことも、さまざま工夫をしてもらっているところでございます。

○いながわ委員 敷地の面積に関しても、やはり地域にはいろいろな方もいらっしゃるって、資産が目減りするのではないかとか、そういった方も多くいらっしゃると思います。地域の発案で決めたと言いながらも、そういう方が入っていない可能性もありますので、それをしっかりと、それこそフィールドワークを通して、どういう地域にしたらいいのか、実情に合ったまちづくりを、ぜひしていただきたいと思います。

旧同潤会に関しては、本当に都市計画上、何というのでしょうか、興味のある地域だったというか、非常に、その形状を残したすばらしい場所だったと私は思います。中には、そこに住んでいるということをあまり言いたくないという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりそれは関東大震災以降、そして第2次世界大戦以降、ずっとあったものでありますので、品川区も、後世に伝えることのできる、そういったまちの変遷を残していったほうがよろしいかと思っておりますので、しっかりそのようなことに取り組んでいただきたいと思っております。

以上をもちまして、民進党・無所属クラブの総括質疑を終わります。

○鈴木（真）委員長 以上で、いながわ貴之委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時01分休憩

○午後3時15分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。須貝行宏委員。

○須貝委員 無所属品川を代表して、平成29年決算特別委員会の総括質疑を行います。

長期基本計画と、品川区の未来像、まちづくりについて企画部にお聞きいたします。

区は、平成21年度から平成30年度の10カ年にわたる品川区基本構想を策定しましたが、平成26年4月に改訂しています。まず、この基本構想とは何ですか。また、なぜ中途の5年で改訂する必要があったのですか。教えてください。

○中山企画部長 区で策定した、平成21年から平成30年度、長期基本計画の改訂のことのご質問と認識してございますけれども、平成21年から10年間の計画ということで策定したわけですが、その間、とりわけ東日本大震災が起これ、震災対策も含めた地域のコミュニティーの重要性が浮かび上がったこと。あるいはその前にリーマンショックによる大きな経済の低迷があった。それから、プラス要素としては、オリンピック・パラリンピックの開催、区内にも会場が設けられるということが決まり、国際化も含めた対応が行われる。したがって、基本計画の、ある意味では大きな方向性にかかわる変化の予兆があったということで、5年目に当たる平成26年度に改訂したものでございます。

○須貝委員 今、社会・経済環境は、部長にお話ししていただいたように、目まぐるしく変化してお

ります。天変地異、天災、経済大転換などの変化もあります。やはりこういう目まぐるしい変化の中、経済情勢もそうなのですが、まちの中もそうですが、途中で改訂するぐらいなら、10年ではなくて5年計画で策定したらどうなのでしょう。今、この品川区も活動に満ちて刻々と変化しており、10年では、あまりにも長過ぎるのではありませんかということと、また長期計画は一部の事業だけにして、長期・中期・短期の3本の事業計画にするべきではありませんか。教えてください。

○中山企画部長 計画のスパンのご質問でございますけれども、委員のご質問にもあったように、さまざま区政を取り巻く環境の変化というのは、確かに多様化して、複雑化もし、またスピード感も増しているということがございます。したがって、区の計画もそういう変化に的確に対応できるものでなければならないという認識はございます。ただ、一方、長期の基本計画でございますので、一定の長期、先を見通した計画という必要性もございます。基本的には10年というのを1つのスパンで、それを見通しながら、また計画の途中で前回、改訂がありましたけれども、基本的に実施計画は、3年ごとにローリングを行うということ。さらに言えば各年度の予算も、これは計画で言えば単年度の執行計画ということでございます。こういう中で、きちんと変化に対応しながら区の施策を着実に実施するという考え方を持っているものでございます。ただ、今のような動きを踏まえて、今後どのような計画に力点を置くのか。あるいは、そういうスパンのことも含めた検討というのは、これからまさにいろいろ皆様の声も聞きながら進めていきたい。このように考えているものでございます。

○須貝委員 今お聞きしましたが、確かに、目まぐるしく変動する中でも、長期基本計画というのは必要だろう。この長期基本計画というのは、要は、区民、企業を含めて、品川区に、一体、何を求めているのか。それが、やはり刻々と変わってきていると思うのです。その中で、今回、5年で改訂されたというのは、どうなのか。たしかに、刻々と状況は変化しますから、3年スパン、また5年スパンで変えなければいけないものもあるし、今、部長にお話しいただいたように、長期でしっかりとやらなければいけないものもある。なので、そういう区分けは必要なのではないかと思うのですが、もう一度だけお答えください。

○中山企画部長 繰り返しになるかもしれませんが、想定外という中でも大きな事象の変更があったということで、基本の計画の改訂という作業を行い、その中で、改訂を行うのであれば、一旦、ほぼ当初の策定時と同様なレビューを行い、区民、議会からもご参加いただいて検証した結果、項目がかなり多岐にわたったということはございます。したがって、根本的な事象の変更がない中で、一定期間で、はなから変更する前提ということは、本来考えるべきではなく、実施の中でいろいろ対応するのが本来だと思います。ただし、このような変化のスピード感が出る中で、ありようということについては、計画の例えば見直しのあり方を、より柔軟にする仕組みであるとか、こういうことも含めた検討というものは、今後さまざま考えていきたいと考えているものでございます。

○須貝委員 次に、品川区のあり方、未来像について、少し教えてください。そして、品川区は今後、どのようなまちづくりを考えているのか教えてください。

○中山企画部長 まさに今後の、まずは現在の計画のレビューや、あるいは現在既に始めておりますけれども、人口予想のやり直しを行うであるとか、基礎的な作業を行いながら、今後、どこに重点を置いていくのかは、考えていく部分ではございます。ただ、私どもが考えているのは、やはり区民の方々が安心して、また誇りを持って住み続けられるということと、外からは、品川区を訪れてみたい、住んでみたいといったことを思っただけのまちづくりを、さまざまな計画の観点の中から、どのように展開していくか、これから検討を始めていきたいと考えています。

○須貝委員 今、そういうお話でしたが、もう少し具体的にお聞きしますと、現在、学校の都心への回帰が進んでいる。それで、企業の本社機能が都心に移っている。そして、都心に近い品川区は、交通の便利さもあって、ワンルームや高層マンションなどの住宅建設が急速に進んでいます。したがって、人口が増え続ける上に、鉄道が都心に直結している品川区は通勤ラッシュがますます拡大しています。品川区は、このように人口が増え続けていると同時に、高層集合住宅等も増え続けていて、今、地域によっては入園・入学できない施設も出ています。区内小中学校、保育園、幼稚園の収容能力は足りるのでしょうか。そして、今後、5年先、10年先を思うと本当に心配されます。

さて、品川区のあり方や未来像を踏まえ、今後どのようなまちづくりをすればよいのか。私はここでのおのずと答えが出ていていると思います。都心に近いため通勤時間が短く、道路等や鉄道のアクセス経路が多数あり、病院や公共施設、買い物など、そして主要駅への移動も大変便利なところです。さらに、住宅の供給も増えています。これからの品川区は、こういうことを考えると、都心を支える地域に変貌していくのではないかと私は思います。すなわち、オフィス街や住宅のまちになると思いますが、どう思いますか。また、観光やにぎわいを訴える方もいますが、この品川区のどこに世界に誇れる観光地や観光資源があるのでしょうか。見たいところがあれば、見たいものがあれば、おのずとそちらに人の足が向くはずで。今の質問に対してご見解をお聞かせください。

○中山企画部長 品川区の魅力というか強みという点で言えば、今、ご質問にあったとおり、利便である。これは、区民の方が区に住みたいというふうな世論調査の中でも、一番大きな要因は利便性ということで、ある意味で地の利を活かすというのは、今後の品川区のまちづくりの1つの観点だと思います。既に品川区の中では、都心の顔と、良好な住宅が増えているという面で住宅の顔、従来から住商工のバランスとっておきますけれども、都心国際都市の顔というのが、非常に強まってきているという面がございます。そういう点では、地の利を活かしながら、なるべくその弊害を減らし、よさをさらに伸ばしていく。これを具体的にどういうふうにやっていくかについては、冒頭お答えいたしましたけれども、それぞれ計画の検討の中で、強みを伸ばすよう進めていきたいと考えてございます。

それから、誇れる資源ということでもありますけれども、そのような利便性、暮らしやすさというのは、1つ、何より誇れるものであると思いますし、それから、確かに一大観光地といいますか、ランドマークのようなものがあるわけではありませんけれども、まちを支える区民の皆様の活気は、全国有数の商店街も含めた区民の皆様の活気・元気というものも、これは誇れる1つの資源かと思っております。また、水辺資源というこれから磨いていけばさらに魅力を増すようなものもさまざまありますので、やはり区の持っているポテンシャルを伸ばしながら強みを足していくと、このように考えています。

○須貝委員 今、にぎわいと水辺資源ということですが、本来、そこがいいところなら、おのずと多くの人を訪れるわけだし、また行きたいと思います。また、スマホ等で、あちらこちらに拡散するというような状況を考えると、さほどそういうところではないのかということ、やはり考えておかなければいけないのではないかと。まち並みをきれいにする、水辺資源を大事にするというのはわかりますが、私は少し違うのではないかと。にぎわいは、無理やりつくり上げるものではありませんし、今あるにぎわいを支援していけばいいと思います。そして、これについて少しご見解をお聞かせ願いたいのと、また魅力あるまちやお店があれば、自然と人の足は向くのではないですか。私は、やはりまちづくり、この品川区のことを本当に考えたら、何がこの品川区が役立つのかということを考えるべきだと思うのですが、もう一度ご見解をお聞かせください。

○中山企画部長 無理にまちの魅力を引き出すというふうな趣旨のご質問があったかに思いますけれ

ども、ご答弁申し上げたのも、品川区の持っている本来のポテンシャルを活かしながら、これをさらに磨くというか、あるいは、持っているものを、効果的にメディアを使い、わかりやすく発信していく。そういうことによって、まちの魅力というものは気づいてもらえますし、またこれは区民の方の誇りにもつながり、外から見れば訪れたいくなるまちにもつながるといふ面もあるかと思ひます。ですから、本来あるものをいかにさらに活かすかという点はありますけれども、これを無理やりに進めようというふうなものでは決してないと思ひます。

○須貝委員 したがって、区を取り巻く社会・経済環境の変化は目まぐるしいということで、私は短期間にさまざま変化していると思ひますので、総合戦略等も、長期・中期・短期の事業計画をつくり、毎年見直しをするぐらいの対応が必要だと思ひます。

次に、教育改革について質問します。品川区では、平成11年に教育改革「プラン21」を策定し、これに基づき学校経営の改善・向上と、教員の意識改革・資質向上を図るとともに、平成18年度より小中一貫教育を全ての区立小中学校で実施しています。そして、平成28年度に新たな取り組みとして品川教育ルネサンスを開始。これからの品川教育を再構築するものとありますが、このためには、区内の公立小中学校の教職員が緊密に連携をとり、教育目的の共通理解や情報の共有化などが必要と思ひます。そのためには、品川区外から転入してきた教員は、区独自の教育改革制度について、多くの時間をかけて研修を受けていますが、毎年、区外への異動があり、また新たな教員が転入してきています。

お聞きします。このように教員の転入と転出を繰り返しては、教員の意識改革・資質向上を図ることは難しくありませんか。毎年、教員が頻繁に入れかわり続ける中で、教育改革ができますか。教えてください。

○本城教育次長 品川教育に関連のご質問でございますが、今、委員のお話にありましたように、教育改革を推進していく基本となるのは学校の教員であります。そのための資質向上が、それのかなめになるところではございます。そのため、区の教育委員会といたしましては、区に在籍する教職員、身分としてはいわゆる県費負担教職員で、一定年限たつと区外に異動となる教員でございますが、品川区にいる間、1つは品川区の独自の教育施策についてしっかりと学んでもらうと同時に、それとともに、独自といいつつ基盤となるのは、全国あるいは東京都全体の、共有の資質というところもウエートが高いところもありますので、そういうこともあわせて、しっかり研修等を通じ、あるいは実践等を通じ、力をつけてもらい、それに基づき、品川区の教育に現に尽力してもらっているところでございます。

○須貝委員 次長、教員が転出入を繰り返している中で、区の教育制度はこうですよ、こうやってください、こういうふうにご指導してくださいとしっかり教えています、3年たつたらいなくなる。5年たつたらいなくなる。そういうことを繰り返していいのでしょうか。23区さまざまところで教育改革制度をやっていますが、品川区は、やっている制度がまた特別ですよ。私は、これを成就させる、成功させるためには、やはり、きちっと教員の皆さんが品川区に残っていただいて、長くいていただいて、区内で転々として、多くの子どもたちと接し、多くの学校、多くの地域と接していただき、つくり上げていくものだと思います。教育制度というのは、小中一貫教育となる前は、100年かかって前制度ができたわけです。義務教育学校という制度は、これからまた何十年、検証していくわけですよ。そうしたら、相当の労力、時間がかかる。せっかく教えてもまたいなくなる。こんなことを繰り返していいのでしょうか。確かに、品川区の固有教員はわずかにいます。ですけれども、現実、こんなことをやっていたら、本当に事業費の無駄になるだけではないですか。2点についてお答えください。

○本城教育次長 今ご質問いただいた点でございますが、現在の制度下では、東京都が任命権を持つ

ている中で教職員に、品川区で活躍してもらっているわけでございます。その中で、当然、品川区から異動した、異動の想定される人たちではありますが、教員の基本的な役割として、現に目の前にいる子どもに対して最善を尽くし、そしてそのために学校あるいは教育委員会としても、最善を尽くすためのバックアップをしていくというのが基本的な役割ということで、それを果たすことは当然の役割でございます。そういう意味で、子どもたちに対する責任を果たすことでもありますし、あるいは現行の制度下においては、23区相互にそれぞれ、ある意味ではお互いさまに、現にいる先生たちに対してしっかりフォローすることによって、東京都全体の教育の質を確保し、そして、その中で、不十分というか、さらに求めるところについては、先ほど委員からご指摘がありました固有教員等々に活躍してもらって、より一層、品川区の教育の質の向上に努めているところでございます。

○須貝委員　　こういうふうには毎年、教員が繰り返して出たり入ったりするのではなくて、しっかり品川区に根を張っていただいて、そして多くの地域、多くの子どもたち、そして教育もしっかりやっただけ。それが教育ではないでしょうか。私はそう思うのです。子どもたちの教育もさることながら、教員の教育。品川区でも区の職員を教育している。それがしょっちゅう異動していたらどうなりますか。それでは、やはり違うでしょう。私立では、規模が全然小さいですが、1つの学校の中で、同じ教育制度をずっと習って、先輩から教わってやってきています。実際、このようなやり方をしているのでしょうか。

そこで大阪府では、教職員の人事権の市町村への委譲について、報告いたします。平成24年4月に3市2町への教員人事権を委譲しています。これは、教員の人事権、さらに教員の給与に対しても、きちっと委譲しています。こういうやり方を品川区もとって、東京都からいただいて、そしてきちっと自分たちのエリアの中で、しっかり教員も教育していく。そして、その教員の皆さんが、立派な小学生・中学生を育てていく。そういうシステムをつくらなければいけないと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○本城教育次長　　今、委員のお話がありましたように、先ほど固有教員のことを申し上げましたが、基本となるところは、固有教員以外の全ての教員が品川区の教職員となることが、理想としては実現すべき目標でありまして、その意味で、平成29年度もそうでございますが、今までも特別区全体として、東京都に対して教職員の人事権の委譲について一貫して申し入れを行っているところでございます。その中で、より一層、そのような実現に向けて、これからも粘り強く求め続けていくことが、基本的な考え方でございます。

○須貝委員　　そこの地域で教育をしているならば、そこに人事権をあげるというのが基本です。きちんと、国でもそのような指針をしています。それを東京都が離さない。これは、どうしても、私は尋常でないと思います。区長の英断で、固有教員も何名かいますけれど、やはりこれだけのことをやる。教育制度というのは、そんな簡単なものではないです。子どもが育っていくのですから。それをつくり上げる。まさに、これからつくり上げなければいけない。それを今、教育委員会はやっているのです。それが、教えたらいなくなる。また異動してしまった。今度新しい人が入ってきた。また教えなければいけない。そして、品川区に来るのは新任教員が多い。こんなことをやっていたら、子どもたちの教育はどうなのですか。そして、教員の教育も、やはりきちっとやって、いい教員を品川区に集めるということも必要ではないのですか。この2点についてお聞かせください。

○本城教育次長　　今のご質問の点で、若干、先ほどのと重なりますが、教育委員会、品川区といたしましても、東京都に対して人事権の委譲を一貫して求めてまいりますとともに、ただ、現行制度下の中

でも最大限、品川区の意向に沿った形の人事異動を東京都にも求めているところをございまして、現行の制度の枠内ではございますけれども、そういう意味で、品川区教育委員会の意向を配慮した形の運用上の中で、そのような措置を含めて私どもとしては活用しながら、教育、学校現場の質の向上に努めているところがございます。

○須貝委員 時間があるようであまりないと私は思うのです。義務教育学校では小・中の免許、両方を持たなければいけない。今はどちらかの免許でいいという話で、そこで先生が子どもたちを教育・指導しています。でも、実際、今後、教員、小学校の免許と中学校の免許、両方持っている人が、この義務教育学校を運営していかなければいけない、子どもたちを教育していかなければいけないということが、きちんと示されているのに、それをやれるのですか。まず第一に、先生を呼べるのですか。そして、その先生が異動してしまうのに育てられるのでしょうか。それについても少しご見解をお聞かせください。

○本城教育次長 現在の東京都の教育職員全体といたしましても、まだ今の時点では両方の免許を取得している人の人数は多くない状況ではあります。ただ、品川区といたしましては、義務教育学校も含めて、小・中の両方の免許を取得している人を確保するのに、今までも努めてまいりました。それで、固有職員については6割強の職員が、現在でも両方の免許を取得しているものでございまして、これからも、その他の職員も含めて、可能な限り、両方の免許を取得している方を確保するとともに、現在、固有教員で、片方の免許しか持っていない教職員に対しては、もう一方の免許も取得できるよう支援する措置を通じて尽力しているところがございます。

○須貝委員 せっかく品川区が、いろいろ進み出して、やり出した。それまではいろんな諸問題もありました。でも、ここまでやはり築き上げて、教育委員会の人も一生懸命やられている。でも、そういう制度に阻まれて、なかなか前へ進めない。区長も英断で固有教員を採用し、育ててきてくれている。もう、本当に感謝するところもあります。ですけれど、今後を考えたら、教員をやはり育てる。子どもたちだけではなくて教員も育てるということもすごく大事なことなので、私は、もう何とか早く、品川区に教員の人事権を持ってこられるように頑張っていたきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 以上で、須貝行宏委員の質疑を終わります。

次に、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 品川・生活者ネットワークを代表して総括質疑を行います。障害者福祉全般からと、羽田増便計画による航路変更にかかわる問題について伺います。

最初に、障害者福祉問題で、障害者の方たちの意見聴取と情報提供のあり方について伺いたいと思います。今回、請願が趣旨採択されて、次期の品川区障害者福祉計画に向けて、さまざまな団体から意見を聞く場が設定されるということで、大変よかったと思っております。これがコンスタントに行われるようになってほしいと考えております。実は2015年の決算特別委員会の総括質疑でも同様の質問をしております。そのときのご答弁の趣旨は、障害者は情報を得にくい立場なので、歴史的経緯の中で障害種別に応じて障害者7団体ができてきて、そこにまず情報をという形で進めてきている。新たな障害の分野についても、個人個人の意見聴取や情報提供には限界があるので団体を活用したいという意味に理解しております。まず、この理解でよろしいかどうか確認させてください。

それで、先のご答弁を聞いて、なるほど、団体のほうが意見聴取にしても情報提供にしても都合がいいのだろうと理解いたしました。では、現在、障害者7団体に入っていない他の団体については、どのようにしたら、現在の障害者7団体と同様に、意見聴取や情報提供の対象になれるのか伺いたいと思

ます。何か具体的な条件はあるのでしょうか。例えば会員は何人以上とか、規約を持っているとか、一定の条件は必要と思うのですけれども、その点についてお答えください。

○永尾福祉部長 障害者の方の意見聴取についてでございます。まず障害者7団体についてでございますけれども、区では、障害種別全てを包括するということから、また、それぞれ国や東京都に上部団体があるというところで、7つの団体について、昭和53年から、区と連携してさまざまな事業を実施しているところでございます。ただ、最近の傾向といたしまして、新しい障害が出てきたり、団体についても新しい団体が出てきたりということで、細分化しているように見受けられます。これまで障害者7団体に対して情報提供をしてきているところですが、今後は障害者7団体以外の団体についても、きちんと説明をしたり情報提供する必要があると感じているところでございます。障害者7団体以外の団体が情報を得るための条件や規定というのは特に設定はしておりませんが、その団体の方からそういうご要望があれば、勉強会にも参加していますし、また研修をやったりということも積極的にやっていきたいと考えております。

○吉田委員 障害者7団体については、上部団体があるとか、そういうことがあると理解しました。ただ、おっしゃるように、今、新しく障害として認められたところには、なかなかまだ上部団体とか全国レベルでは難しいかと思っております。そういう団体にも情報提供が行われるということなのですが、まず区がそういう団体を把握しなければいけないと思うのですが、その辺の手续とございますか、そういうものは具体的に何かあれば教えていただきたいと思います。少し気になるのは、やはり、今ご答弁にもありましたけれども、新たな障害を認めた障害者総合支援法の法改正などとそごが出ないように制度をつくる必要があると思うのですけれども、その点についてお答えください。

○永尾福祉部長 新たに出てくる団体についてでございますけれども、品川区では、福祉関係団体登録というのをやっております。こちらは施設の使用料の免除等を受けられるような仕組みになっております。こちらの登録申請をいただくことによって、どういう団体があるかということを区のほうで把握しているところでございます。また受付をしたときに、その会長なり代表者とのお話の中で、情報提供についてのご依頼があれば積極的にやっていきたいと考えております。

○吉田委員 それぞれ、今、障害者の方たち、当事者や保護者の方たちの希望は、8団体、9団体になりたいということではなくて、まずは今の障害者7団体協議会の団体と同様に、何か新しい施策の際に意見聴取がされて情報提供も受けられるというのが一番の希望だと思います。ぜひきちんと位置づけていただきたいのですけれども、今の社会福祉団体の登録には、何か要件というものはあるのでしょうか。その点を教えてください。それから、今度、情報提供について伺います。例えば1つ例をとると、障害者福祉のしおりなどが新しく発行された場合に、発行されたということがどのように各団体に周知されるのでしょうか。障害者7団体と、それからその他の団体で何か差があるのか、その辺についても教えてください。それから、それぞれの団体は、新たな仲間、参加者を求めていると思います。区としても情報提供や意見聴取のために、より多くの方が団体に集まっていた方がいいのではないかと思います。区内の障害当事者や家族の方に、さまざまな会のご案内はどのようにされているのか、それぞれの会は仲間を募るためのパンフレットやチラシをつくっていると思いますが、区の窓口に来た方にパンフレットを配るなどの協力はしているのか伺います。

○永尾福祉部長 その他の団体のことでございますけれども、福祉関係団体登録をするための条件ですけれども、区内の在住者の割合と人数が一定程度決まっております。それと、あとは規約等がきちんとできているかというところで、それを確認した上で、区としては登録団体と認めているところでござ

います。それで、会がやはりなかなか小さいと、規約もきちんとできていなかったり、また区との付き合い方みたいなことも、よくわからなかったりというところがあるように見受けられます。そういう方につきましては、その団体の方の悩みをお聞きしながら、よりよい方法について、協議をしているところでございます。その中で、会の案内とかパンフレットのチラシとか、そういうものにつきましては、内容が本当に区民の方に広くお伝えできる内容なのかなどを精査し、またそういう内容になるようにお話をしながら進めていきたいと考えております。

そういう中で現在大きくなっている団体としては、高次脳機能障害の関りの家族会などは、そういうふうな取り組みをしながら、区と一緒に会員の増強等を行っているところでございます。

○吉田委員 一方でそういうふうには、人数が集まらなないと、なかなか登録団体にはなれない。それで、集めるためには、個人情報の問題もありますから、やはり区の協力というのがないと、なかなか難しいという面があると思います。その辺、内容等の精査は必要だと思いますけれども、区から積極的に、こういう団体があるのだけれどもというような情報提供をお願いしたいと思います。それがなかなか難しいのだというのを団体の方からも伺っていますので、その辺について、もう一回、今後どのように対応していくか伺いたいと思います。

それから次に、これは昨年の決算特別委員会の総括質疑で伺った、品川区内の施設での虐待事件について、当時の福祉部長は、そのご答弁の中で、改善指導等は現在も続いているとおっしゃっています。現在の改善指導の状況を教えてください。この件では、区への報告が遅くて、区も、都からの連絡があって調査に入ったということでした。その結果、対応が少し難しくなっているということもご答弁の中で伺えます。改善指導の中に含まれていると思うのですが、本来、こういう事例が起きたときの区への報告の手順などはどうあるべきだったのか教えてください。それから、報告の遅れはなぜ起きたのか、その辺の改善指導の状況も含めて教えてください。

○永尾福祉部長 区からの情報の提供ということですが、しながわすまいるネットの活用なども、1つの方法かと考えております。また、心身障害者福祉会館でパンフレットの配布等を行うことについても、やっていきたいと考えております。また、もちろん内容にもよるのですが、区にとって、区民のためになるということであれば、講演会のチラシの配布や品川区後援に載せるということも考えていきたいと思っております。

次に、品川総合福祉センターの虐待の事件の件でございます。現在の改善状況、指導の状況ということでございますけれども、まず、経過を簡単に説明いたしますと、1月の時点で懲罰委員会を開催いたしまして、その後、すぐに苦情解決の第三者委員会にその報告をし、また職員に対しての人権研修を行っております。その後、また全職員にヒアリングを行ったり、改善報告の通知を東京都と連名で区も出してあります。最終的には、昨年の7月に都庁で再指導を受けたということです。これらのことを、1年間を通して、最終的に平成29年4月10日に品川区総合福祉センターから経過報告の最終報告をいただいたところでございます。この間の品川総合福祉センターの取り組みといたしましては、人権擁護、虐待防止知識・技術向上の各分野の職員の研修を積極的に行ったり、また第三者委員会の意見聴取を反映させるなど、組織の改善などにも積極的に取り組んでいるところでございます。ただ、こういうことというのも、終わったからいいということではなくて、やはり毎年やっていかなければいけないと区でも認識しておりますので、区では法人の指導検査もございますので、そういう機会を見て、きちんと指導していきたいと考えております。

○吉田委員 本来、こういう事例が起きたときの区の報告の手順など、今ご答弁がなかったかと思

ます。民間事業者の方から、虐待のような大きな問題でなくても事故があったら、報告書を区に提出することが求められていると伺いました。書式も見せていただいたのですけれども、それが機能しなかった点も含めて伺いたいと思います。

○永尾福祉部長 申し訳ございません。答弁が漏れてしまいました。実際に区の仕組みといたしましては、事故が起こった場合については、速やかにまず第一報を入れるということ。その後に事故報告書を送るということ。それで、その事故報告書についても、区で内容を精査して、不明点があれば何回でも聴取し、それで解決に向けての経過もきちんと報告してもらおうということで、最終的に終結したときに、また終結の報告というようなことで、何回も重層的にやるような仕組みになっております。ただ、今回の品川総合福祉センターの報告につきましては、法人のほうでも、何が原因だったのか、どういうことが起こっていたのかという事実確認を、ご本人、また介護職員、他の職員の方にも行っていた、その期間が長かったというところで、報告が遅れたと聞いております。区といたしましては、やはりそれはまず第一報として、確認が全部済まなくても報告をするように、厳しく指導したところでございます。

○吉田委員 やはり、書式ということでなく、まず第一報をとということで、今後ぜひ徹底していただきたいと思います。もちろん、こういう事件がないことが一番なのですけれども、もし起こった場合の対応というのは、すごくその後のことを求められると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

昨年のご答弁では、これは区の施設で起きた事件ではないけれども、次の指定管理の指定のときには影響する可能性があるというご答弁をいただいています。現時点で何か、この点についての見解があれば伺います。

それから次にいきます。款別審査のときに、重症心身障害児者のレスパイト事業について伺いました。款別のときには在宅レスパイトのことしか確認できなかったのですけれども、ピッコロのほうの重症心身障害児のレスパイト事業について、2016年度の予算で、レスパイトの件数分が上乗せになって、きちんと実施できる体制ができたと理解しております。2016年度の実績はどうだったのか、今後の事業展開をどう考えているのか。こちらについては在宅レスパイトともあわせて、レスパイト事業全体としてどう考えているか伺いたいと思います。

○永尾福祉部長 指定管理への影響でございますけれども、この間の品川総合福祉センターの解決に向けたさまざまな取り組みについて、きちんとした報告を、今、いただいているところでございます。ですので、その報告に基づいて、今後もきちんとした安定した運営ができることであれば、それを評価していきたいと考えております。ですので、事故があったことのみを見ての評価ではなくて、総合的に判断していきたいと考えております。

次に、品川区重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の件でございます。こちらは、平成28年度から通所者が多くなったということで、支援員を1人増やしております。その効果もありまして、平成27年度のレスパイトの実績は0人だったところが、平成28年度は8人という状況になっています。ピッコロにつきましては、利用延べ人数が、平成28年度866人となっております。順調に伸びているということで、昨今、重症の方が増えてきている中、こういう施設の充実はさらに高めていかなければいけないと思っているところでございます。

○吉田委員 ピッコロの延べ866人というのは、ピッコロ事業全体ということでしょうか。その中のレスパイトの延べ人数といいますか、そういうものがあれば伺いたいと思います。

それから、今後のレスパイト事業全体の展開ということについて伺ったのですけれども、お答えいただきたいと思います。

○永尾福祉部長　ピッコロのみの延べ人数が866人で、レスパイトの人数が8人となっております。

今後のレスパイト事業の考え方でございますけれども、ピッコロのレスパイト事業というのは、通所型というところになっております。やはり、送迎が多少、課題になっているというふうな認識を持っておりますけれども、今後とも通所の事業について拡大できればと思っております。もう一つ、医療の必要な方などに対する在宅レスパイト事業でございますけれども、これは平成28年7月から実施しているところです。在宅に訪問看護や訪問介護のヘルパーを派遣するというものでございますが、現在のところ、居宅に看護師を派遣する訪問看護型というところの実績が、平成28年度の実績として52時間となっておりますけれども、訪問介護のほうは実績が上がっていないという状況になっております。どういったニーズがあるのかということをきちんと把握しながら、有効な方法について考えていきたいと思っております。

○吉田委員　在宅レスパイト事業については、使いたいだけでも、どこにも通っていないことが条件だと言われて、使えなかったというお声を聞いています。要綱を見ても、どこにも通っていない人が条件というのは読み取れないのです。一番難しいところから始めるのは、十分理解できますが、それで実績がこれだけですので、ぜひこれから条件を緩和していく方向で考えていただきたいと思っておりますが、その点について伺いたいと思っております。

次に、羽田増便計画に伴う航路変更について、続けて伺います。款別審査のときに、この件の落下物の問題について、品川区としては落下物ゼロの対策を求めていくというご答弁を繰り返されたように認識しております。あくまで、それを求めているということで理解してよろしいでしょうか。一方で、国土交通省は昨年の段階では、落下物リスクはゼロにできないと明言しております。区としては、あくまで国土交通省に対して、落下物ゼロを明言するまで新航路は認めないと主張すると考えてよろしいでしょうか。その点について伺います。

○永尾福祉部長　在宅レスパイト事業のことでございますけれども、昨年の7月1日スタートというところで、まだまだ周知が不足しているところもあるかと思っております。まずは、どこにも通っていない人を対象としておりますが、それを続けながら、ニーズを把握して、条件を緩和するかどうかというのは今後の課題になるかと思っております。

○藤田都市環境部長　羽田空港の機能強化についてでございますが、この間、9月ごろから、航空機からの部品の落下あるいは部品の紛失について報道が続いていると、区としても認識しております。国としても、現在、部品の落下が相次ぎ、落下物に対する不安の声があることは認識しているとしておりまして、落下物防止のさらなる対策を講じ、総合的に未然防止策などを充実させるなど、国は住民のご理解をいただくことが重要であるとしてございます。このような観点から、区といたしましては、しっかりと地域の方々に説明してほしいということで求めているところでございます。国は、この後開かれます、オープンハウス型ではございますが、説明会の中でも丁寧に情報を提供し、理解をいただけるよう努めていくとしております。この推移を見ていきたいと考えてございます。

○吉田委員　国土交通省は、昨年の段階ですけれども、落下物リスクはゼロにはできませんと明言しています。低減していくのはもう当然で、今もやっているとします。それで、なおかつゼロにはできないと言っているわけで、それに対して、品川区は落下物ゼロの対策を求めていくと言っているわけですね。だから、落下物ゼロと国土交通省が言うまでは、認めないと考えていいでしょうかと伺いましたので、その点についてお答えいただきたいと思っております。

先ほど、新宿区長の要望書のことが出てきましたけれども、その前日の26日、豊島区が、こちらは

区として要望書を出しております。また、豊島区長は議会の中の一般質問の答弁で、9月の区長会で国土交通省航空局長が説明に来たときに、その方に対して強く教室型の説明会を求めたと発言しています。区長会ですので、濱野区長もいらしたと思うのですが、こういう発言があったときに、濱野区長としてはどのような意見を言われたのか伺いたいと思います。

○藤田都市環境部長 落下物につきましては、区としては落下物ゼロに向けて引き続き取り組んでいただきたいと国に求めているところでございます。

また、区長会でございますけれども、区長会そのものは非公開でございますので、今、私からコメントすることではございませんけれども、平成29年8月の国の施策に対する要望を、特別区長会として行ってございます。羽田空港の機能強化についても、その中で、騒音影響や安全管理など、懸念されている課題に対し、住民が納得できる十分な検討および説明を行うことを要望しているところでございまして、これは23区総意の区長会の要望であるという認識をしてございます。

○吉田委員 ですから、品川区はやはり落下物リスクはゼロにしてほしいと要望し続けるわけですよね。一方で国土交通省は、リスクはゼロにはできないと言っているわけですから、それを認めるまで主張し続けるということによろしいですね。

それで、区長会は公開する場ではないということですが、豊島区長はそれを一般質問に対する答弁の中で、自分は教室型の説明会を相当強く求めたと発言されているわけです。ぜひ、品川区長としても、こういう状況、やはり落下物が続いている状況を受けて、それまで静観というか、あまり意見をおっしゃらなかった区長たちも態度を変えてきているということだと思います。品川区長としても、こういう事態を受けて、意見書を出すとか、区長会の中で強く要望をされるとか、そういうことがあってしかるべきかと思いますが、その点についてご見解を伺います。

○藤田都市環境部長 この間、区ではさまざまな形で国に要望を伝えてきたところでございます。このような中では、直接、国土交通省に出向いて、さまざまな要望をしてきているところでございます。こうした経緯の中で、昨年8月には、環境影響に配慮した方策を、国が品川区に対してこういうことをしていきますというようなことで取りまとめて示してきているものでございます。こうした中でも、区民に対して丁寧な説明をしていくというようなことも申しておりますので、これについてしっかりと実現できるように、引き続き求めているところでございます。

○吉田委員 ぜひ、品川区長としても、豊島区、それから新宿区と足並みをそろえて、意見書、要望書を出していただきたいと思いますので、その点について見解を伺いたいとおもいます。

それから、もう一つ、気になることがありまして、国土交通省は、落下物リスクはゼロにできないと言うのと同時に、落下物が航空機由来であることが証明できない限り、補償しないとしています。それで、その調査は国土交通省が行うわけです。先ほど、事故が起こった場合の補償のことが出てきましたけれども、国土交通省が航空機由来であることを証明できない限り補償しないと言っているのは、挙証責任を限りなく被害者側に押しつけようとして、今から伏線を張っているのではないかと感じております。第2回定例会の一般質問で主張しましたけれども、被害に遭った区民が航空機由来だと証明するのは限りなく困難だと思います。区としては、国土交通省の言い分をそのまま認めるのではなくて、挙証責任はやはり、大きな公害訴訟と同様に国土交通省側にあると主張するべきと考えるのですが、その点についていかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 安全対策につきましては、これまでもしっかりと求めてきたつもりでございますし、これからもしっかりと求めていくつもりでございます。

また、補償についてでございますけれども、万が一の補償等の事後の対策については、これだけで単独で示されるべきものではなく、予防策も確実に行うことが必要であると考えてございます。しかしながら、落下物が万が一発生した場合については、国が責任を持ち調査を行い、航空事業者とともに対応していくことを確認してございます。区といたしましても、このような際には、事実をしっかりと受けとめた上で、地域の立場、それから区民の立場に立って対応することが大切だと考えてございます。また、国としても、現在、補償の充実・強化については、重要な論点であるとしてございまして、航空会社に対するペナルティーの強化についても新聞報道があったところでございます。区としては、補償の充実・強化等の中では、先ほどお話がありました挙証責任がどうあるべきかも含めまして、論点に取り上げるべきだと考えているところでございます。

○吉田委員 品川区もしくは品川区長として、何か意見書・要望書を出す意図はあるのかということ伺いましたので、その点についてもう一回お答えいただきたいと思っております。それから、被害に遭ったときの補償です。その被害自体を誰が証明するかというのは非常に大きな問題です。今、航空機由来であることが証明できない限り補償しないと、先に国土交通省が言っているというのは、私はとても重大ではないかと思っております。区民が証明するのはなかなか難しいです。それで、国土交通省、国が調査するというのも、この被害を心配している区民は納得がいけないところかと思っております。あくまで、やはり挙証責任は強い立場の人は絶対主張しません。被害にある立場の人が主張しないといけません。なので、ぜひこの点については認識していただきたいと思うのですが、その2点について伺います。

○藤田都市環境部長 まず、要望についてでございますが、この間、区議会のほうからも2件の意見書・要望書が国に対して出されてございます。区といたしましては、こうした動きと連動しながら、地域の方々にしっかりと説明を求めていきたいと考えてございます。また、補償についてでございますが、この間の報道の中では、補償の充実という観点の中では、はっきりと原因がわからないものについても対応を検討していくような報道の内容もでございます。いずれにしても、しっかりと対応できる補償の充実を国として検討していただきたいと考えてございます。

○吉田委員 部長もご答弁でおっしゃっていただけますけれども、補償だけが、単独で示されるものではない。その前の対策が必要ということですが、やはり、もし何かあったとき、補償が大変だということは抑止力になると考えております。ぜひ、この点について、品川区として区民の命を守るという立場で発言していただきたいと思っております。これは最後に強く要望して、生活者ネットワークとしての総括質疑を終了いたします。

○鈴木（真）委員長 以上で、吉田ゆみこ委員の質疑を終わります。

これをもちまして総括質疑を終了いたします。

以上で、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算についての質疑は全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時15分休憩

○午後4時25分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算の認定に当たりまして、各会派の賛否の意見表明をお願いいたします。

委員長より、順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・子ども未来、渡部茂委員。

○渡部委員 品川区議会自民党・子ども未来は、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算、同品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、同品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、同品川区介護保険特別会計歳入歳出決算をそれぞれ認定いたします。

平成28年度は、日本経済の緩やかな回復基調が続き、実質経済成長率は前年度比で1.2%増となりました。このような好状況のもと、品川区では、特別区民税が対前年で約25億円のプラス、6.2%の増という数値にあらわれています。そして、区の事務事業に目を向けますと、重点課題をはじめとする事業を着実に遂行された上、さらなる人員削減をはじめとする行財政改革に取り組みました。その結果、普通会計の実質収支は約44億円の黒字となり、経常収支比率は71.8%、人件費率は15.4%と、健全財政を維持していることを評価いたします。品川区におかれましては、引き続き、区民の福祉・生活の向上に努められますことを要望いたします。

今決算特別委員会において、我が会派議員が、地域や各種団体など、区民の皆様からいただいた声をまとめた上、指摘・政策提言いたしました、水辺環境の利活用やシティプロモーションなど、区の魅力向上に向けた施策、在宅子育て支援やネウボラ施策の充実、在宅高齢者支援に向けた施策、おたふく風邪ワクチンなど、感染症予防や成人眼科検診の実施を含めた各種健康診査の充実、健康施策のさらなる充実、道德教育や言語、言葉の教育の充実、学事制度審議会の答申を受けた施策の実行などは、これからの品川区政や区民生活の発展に欠かせないものであり、平成30年度品川区の予算、事務事業に反映され、実現されますことをお願い申し上げ、品川区議会自民党・子ども未来の意見表明といたします。

○鈴木（真）委員長 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党は、平成28年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計および介護保険特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

財政状況では、一般会計は歳入歳出とも前年度比10%増加し、実質収支約44億円の黒字など、また各特別会計においても、収支および執行率の状況などから、健全性や的確な運営が維持されていると認識します。事業執行においては、公園を活用した保育園整備など、総合的な待機児童対策、ネウボラネットワークやオアシスルームの拡充を図り、校舎やトイレ等の改築・改修、特別支援教室の全校設置など、子育て・教育施策、介護予防総合事業や支え愛・ほっとステーション、特別養護老人ホーム2カ所の開設・竣工など高齢者施策、耐震助成拡充や、リニューアルオープンした防災体験館での防災学校の開設などの防災対策、国・都と連携した舟運実験や競技場周辺無電柱化等のオリンピック・パラリンピックに向けた施策など、公明党の提案の反映も含め、区民サービス向上への取り組みを評価いたします。

本決算特別委員会では、平成28年度事業の審査とともに、来年度予算も視野に質疑し、提案も行ったところであります。総括質疑では、高齢者の安心の暮らしのための住宅・終活・窓口サービスの充実、東京2020オリンピック・パラリンピック競技会場周辺のまちづくり、防災対策では避難所のあり方や初期消火施策の拡充、防災士の活用、障害者施策では精神障害者支援の充実を取り上げました。また、款別審査では、教育費の負担軽減、空き家の活用、中小企業の人材確保をはじめ、さまざまな分野にわたった区政に対する意見を来年度の予算編成に反映するよう要望し、品川区議会公明党の意見表明といたします。

○鈴木（真）委員長 次に、日本共産党品川区議団、南恵子委員。

○南委員 日本共産党を代表して、意見表明を行います。2016年度一般会計および国民健康保険、

後期高齢者医療、介護保険の各特別会計に反対します。

安倍首相は、海外で戦争のできる国づくりへと動きを加速させ、安保健制、戦争法に続き、共謀罪を強行し、日本の宝、憲法9条を変えると表明しました。共産党は安倍改憲に、区長が反対するよう求めましたが、区長は発言を拒否しました。また、社会保障予算削減を容認するなど、国の悪政から区民生活を守る防波堤としての地方自治体の役割を放棄し続けています。このような姿勢を改めて、区民の命と暮らしを守る地方自治体の立場に立つべきです。以下、反対理由を述べます。

第1は、羽田低空飛行計画の問題です。品川区の市街地上空を低空飛行する新ルート計画に、多くの区民が反対しています。最近、立て続けに起こった落下物事故は、人の命にかかわる重大インシデントとして国土交通省が認定しました。ところが区は、こんなにも危険な新ルート計画に反対を表明していません。区は、計画撤回を国に求めるべきです。

第2は、区政の中心であるべき福祉をことごとく切り捨てている問題です。あまりにも高過ぎる国民健康保険料。滞納者に厳しい取り立てを行い、悲鳴が上がっています。ところが、来年度以降は高額医療費分の一般財源からの投入を完全に廃止。さらに、都道府県化で値上げが狙われています。引き下げこそすべきです。区の障害者福祉施設整備率は23区で最低です。知的障害者グループホームは20位、精神障害者グループホームは22位、就労支援B型は21位。改善を求めます。今年度策定の障害児・者計画は、当事者意見を反映させるよう求めます。区は、総合事業で、訪問介護とデイサービスの単価を引き下げたために、介護事業者が事業継続に困難を来しています。サービス単価を現在の介護報酬まで引き上げることを求めます。保育園待機児解消、保育園民間委託撤回、オアシスルームの改善、特別養護老人ホーム増設、コミュニティバス運行など、切実な要求にしっかり応えるべきです。

第3に、住民を追い出す再開発と特定整備路線の問題です。超高層再開発に巨額の税金を使い、西品川一丁目、大井一丁目南第一地区、目黒駅前、武蔵小山駅前など、区内各地域で展開しています。住み続けたいと願う住民を追い出して、巨額の利益をディベロッパーに提供し続けています。コミュニティーを壊し、風害など環境悪化を引き起こす再開発は、もうやめるべきです。特定整備路線28・29号線や放射2号線計画は、防災や交通の円滑化を理由に強行していますが、既に根拠がないことが明らかになっています。また、区民の共有財産であり、地域住民の誇りである大崎図書館を廃館にして、道路づくりのために土地を都に売却する計画は言語道断です。道路計画は中止するべきです。

第4は、教育です。学校選択制は、学校間に競争を強いて大規模校と小規模校をつくり、公教育に格差をもたらしただけでなく、地域のきずなを薄れさせました。やめるべきです。また、統廃合は進めるべきではありません。就学援助の入学準備金は、他の自治体を実施しているように、準要保護世帯に対して小中学校に入学する前に支給するよう求めます。

最後に何点か指摘します。共産党は、パブリックコメントの際には説明会の開催を位置づけるよう求めましたが、説明会となると時間・場所が限られる。来られない方、公平性から、参加する機会を妨げかねないと拒否。説明を実施して、区民に開かれた区政を求めます。区は、基金を34億円も積み増し、937億円にまでため込みました。これは、福祉削減と同時に、職員定数の削減、過労死ラインを超える長時間労働などによるものです。こうした行革路線を改め、健康で働き続けられる職場環境を整えること、区民が切実に願っている福祉施策などにその財源を充てるべきです。今年7月に国連で採択された核兵器禁止条約は、核兵器のない世界という普遍的な目標に向けた重要な一歩です。世界で唯一の被爆国日本の政府が会議を欠席し署名しないことに、世界から批判が広がっています。非核平和都市品川宣言をしている自治体として、国に対して、署名するよう求めるべきです。また、区長も被爆者国

際署名にサインするよう求めます。

以上で、日本共産党品川区議団の意見表明を終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、民進党・無所属クラブ、石田しんご委員。

○石田（し）委員 民進党・無所属クラブは、平成28年度一般会計および国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の各歳入歳出を認定いたします。

平成28年度の決算は、特別区民税の歳入が前年度比約2.5億円増、歳入総額も約160億円増、実質収支額が約4.4億円と黒字を維持し、本区の堅実かつ好調な財政状況が示されています。一方で、現在の経済状況を見渡すと、個人消費の落ち込みなど、景気回復を実感できず、格差や子どもの貧困も広がっています。気を緩めることなく、区民や区内事業者の現実を見据えた慎重な施策展開が重要です。豪雨等による災害対策や木造密集地域の整備など、総合的な防災対策、ICTを活用した事務の効率化や情報の見える化、水辺の有効利活用、高齢者や障害者を支えるサービス拡充、保育園待機児童解消と、保育の質の充実、在宅子育て支援、ベンチャー企業を含む中小企業・商業への支援、羽田空港都心ルート計画に伴う諸課題への対応、新しい時代に対応できる教育の着実な進展など、多くの課題にスピーディーに施策を実行することが必要です。

本特別委員会の款別審査や総括質疑での我が会派の指摘や提案を、次年度予算をはじめ今後の本区の施策に反映するよう強く要望して、民進党・無所属クラブの意見表明といたします。

○鈴木（真）委員長 次に、無所属品川、須貝行宏委員。

○須貝委員 平成28年度決算に対する無所属品川の意見表明をいたします。無所属品川は、平成28年度の品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療と介護保険特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

平成28年度の決算は、実質収支が4.4億円の黒字、さらに7.9億円の基金を積み上げ、健全で豊かな財政を維持しています。しかし一方で、年金所得だけの高齢者、非正規雇用者、所得が増えない正規雇用者、子育て世代などの低所得者層が増え続ける中、若年層の貧困や老後破産も急増しています。大半の国民は増税や物価上昇により実質所得が減り、先行きに不安を抱き、節約志向に向かい、消費は停滞しています。さらに、マイナス金利は消費意欲を下げたため、中小企業は厳しい経営状況が続いた上に、後継ぎ未定問題や人手不足により廃業や倒産は続いています。区は、経済対策をはじめ、大災害に備えた防災対策、待機児童対策、医療・介護などの高齢者対策等に重点を置くとともに、区内産業や低所得者層に対し、さまざまな生活支援を拡充していただきたい。特に、低賃金で社会を支えている保育士や幼稚園教諭や介護士の処遇改善は緊急課題で、早急に改善するべきだと思います。そして、大阪府のように公立小中学校教職員の人事権を東京都から品川区に委譲させ、区独自の教育制度を確立し、子どもに確かな学力の定着と社会を生き抜ける教育制度を早急につくっていただきたい。

以上で、無所属品川の意見表明を終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、品川・生活者ネットワーク、田中さやか委員。

○田中委員 品川・生活者ネットワークを代表して意見表明をいたします。2016年度一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の各歳入歳出決算の認定に、以下、意見を付して賛成いたします。

今年は次期品川区障害者福祉計画策定の年です。品川区は、他区に比べて障害者施設が少ないことや、相談支援体制について、問題点が浮き彫りになりました。差別解消に向けた区の取り組みも承知していますが、根本的な意識改革が必要と考えます。そのためにも、区の教育施策の中でも、一緒に学び育つ

環境整備を進めることを要望します。子どものときから、障害の有無にかかわらず地域で育ち、同じ場所で遊び、学ぶことで、障害を理解することができれば、本当の意味での差別解消につながると考えます。現状では、さまざまところで差別を感じている区民の方からご意見があります。その改善策として、区の事業とは直接の関係を持たない第三者、かつ人権擁護の専門性を有する人材を有する相談機関の設置を求めます。加えて、相談に結びつきにくい子どもたちのためにも、子どもと子どもたちを支える大人が多様性について理解し、認め合える環境の整備を求めます。来年は、品川区は人権尊重都市品川宣言25周年を迎えます。区民の人権尊重思想の普及・高揚を図り、平和で心豊かな人間尊重社会を実現させる施策の充実を望みます。

品川区が進めてきている雨水の活用は、雨水の河川への急激な流入を防いで治水につながり、さらには河川の水質改善につながることを区民へ広く周知し、今後も雨水活用の推進と啓発が進むように要望いたします。大気汚染に関しては、品川区は容器プラスチックを資源として回収し、ごみの減量につなげています。しかし、残念ながら、市民の松葉による大気汚染調査では、多環芳香族炭化水素の中でも最も発がん性が高いとされているベンゾピレンの濃度が、品川区と大田区エリアで非常に高濃度で検出されました。高温でごみを燃し、プラスチック類に含まれる重金属が気化し、大気中に排出されていることが大きな要因の一つだと考えられます。品川区には、環境問題に関心を持つ区民がたくさんいます。関心の高い区民への働きかけをもう一步進め、自分たちがごみを出して焼却する行為がどのような結果を生んでしまうのかについて、より具体的な啓発を行い、それらの区民との協働で、さらに広い啓発につなげることが必要だと考えます。そのためには、一部事務組合の大気の調査だけでよとするのではなく、独自の調査を行うことを求めます。また、品川区内の住宅地にある斎場については、火葬の排気に法の規制がなく、区は排気の把握ができていません。区民の健康を守るためにも、一刻も早く大気状況を把握し、公開することを求めます。

羽田空港の機能強化による都心低空飛行ルートの問題について、区は、あくまで国の問題としています。しかしながら、航空会社に航空機整備の徹底を求めているにもかかわらず、旅客機からの落下物事故の報道が増えています。特に大阪の走行中の車の目前に、重さ4キログラムという金属片が落下した映像は、都心の過密地域に住む都民には、万が一の事故を目の当たりにするほどの衝撃でした。羽田新ルートの航路下では、旅客機の影響を受ける品川区です。国に安全対策を求める姿勢は認めていますが、現在も航空会社は安全対策を徹底して行っているはずですが、しかし、事故はなくなりません。事故を防げないのであれば、第一義に住民の命と財産を守る責任のある品川区は、都心低空飛行ルートには賛成できないと示すべきではないでしょうか。もし万が一のことが起こったときには、はっきりと反対を示してこなかった品川区の責任を、区民は必ず問うことでしょう。改めて、品川区として反対すべきと強く主張いたします。

区立保育園、小中学校の給食食材放射性物質検査を継続している品川区の姿勢を高く評価します。検査をし続けている区に対し、子どもたちを思う保護者からは、感謝の言葉と検査の継続を強く望む声が生活者ネットワークには届いています。成長期の子どもたちの細胞はとても活発であるため、放射線の影響は大人より大きくなります。給食食材の放射性物質を検査することは、子どもたちの成長と健康を守ることに繋がっています。いまだ原発事故は終息していません。放射性物質を取り込んでしまうリスクが残る以上は、検出せずを確認し続けることが重要です。款別審査の際にも主張しましたが、正しく測って公表し、産地ではなく数値で選ぶことを徹底することが、風評被害を防ぐことにつながります。今後も区はその範を示すために、給食の放射性物質検査を継続することを求めます。原発事故から6年

が経ち、放射性物質を吸収しやすい食材の傾向も見えてきています。検査の効率を向上させるためにも、食材の単体測定への移行もあわせて要望します。

最後に監査意見について、地方自治法の一部改正により、議員選出の監査委員を置かないことが選択できるなど、監査制度が変化しています。款別審査では、学校や教育委員会での対応を例に挙げて質問しましたが、監査制度が変化している、その背景には、監査制度のあり方や意義についてさまざまな議論があります。今、監査意見への対応について、自治体の姿勢が問われています。品川区においては、ぜひ監査意見を有効に活かされることを望みます。また、監査措置報告が監査報告と同様に公表され、区民の目に届くように要望します。

各款別審査で指摘・提案させていただいた意見を、予算編成に活かしていただくことを要望して、品川生活者ネットワークの意見表明を終わります。

○鈴木（真）委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算、平成28年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および平成28年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算の4件を一括して起立により採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木（真）委員長 賛成多数であります。

ご着席願います。

よって、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算、平成28年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および平成28年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木（真）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長 ただいま、平成28年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、ご認定を賜りました。まことにありがとうございます。

10月2日から本日まで、延べ7日間にわたりまして、各委員の皆様により熱心なご審議をいただきました。その中で、多くのご意見、ご要望、そしてご提案を賜りました。こうしたご意見等につきましては、これから作業いたします来年度予算編成作業の中で検討し、対応させていただきたいと考えております。

委員会冒頭の挨拶でも述べましたけれども、品川区政はおかげさまで、現在、順調に推移しております。2020年東京オリンピック・パラリンピックも1,000日後にまで迫ってまいりました。世界中から訪れる多くのお客様に品川区の魅力を伝え、おもてなしができるよう、しっかりと準備を進めてまいります。また、区民の皆様にとりまして、この品川区がより輝きを増し、住み続けたいまちとなるよう、さらなる区政の充実と発展を目指してまいります。この委員会でいただきましたさまざまなご意見やご要望を踏まえ、区といたしましても新たな施策に積極的にチャレンジしてまいりたいと考えて

おります。

今後とも区議会の皆様のご支援とご協力を賜りながら区政運営に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。熱心なご審議・ご討議をいただきまして、まことにありがとうございます。

○鈴木（真）委員長 区長の挨拶が終わりました。

決算特別委員会の終了に当たり、ご挨拶を申し上げます。

当決算特別委員会におきましては、本日の決算認定に至るまでの7日間にわたり、大変有意義な審査が行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり、審査を終了するに至りました。ここに改めて皆様のご協力に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

また、濱野区長をはじめ理事者の方々のご協力に対しましても厚く御礼を申し上げます。

区長をはじめ理事者の方々におかれましては、委員会における意見ならびに要望等を十分配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後4時53分閉会

委員長 鈴木真澄